

令和2年第4回（12月）定例会

# 東伊豆町議会会議録

令和2年 12月10日 開会

令和2年 12月11日 閉会

東伊豆町議会

令和二年

第四回〔十二月〕定例会

東伊豆町議会議録

## 令和2年第4回東伊豆町議会定例会会議録目次

### 第1号（12月10日）

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| ○議事日程                           | 1  |
| ○出席議員                           | 1  |
| ○欠席議員                           | 1  |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 2  |
| ○職務のため出席した者の職氏名                 | 2  |
| ○開会の宣告                          | 3  |
| ○議会運営委員長の報告                     | 3  |
| ○開議の宣告                          | 4  |
| ○議事日程の報告                        | 4  |
| ○会議録署名議員の指名                     | 5  |
| ○会期の決定                          | 5  |
| ○諸般の報告                          | 5  |
| ○行政報告                           | 6  |
| ○一般質問                           | 13 |
| 楠山節雄君                           | 13 |
| 藤井廣明君                           | 27 |
| ○発言の訂正について                      | 48 |
| 鈴木勉君                            | 49 |
| 内山慎一君                           | 60 |
| ○散会の宣告                          | 73 |

### 第2号（12月11日）

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| ○議事日程                           | 75 |
| ○出席議員                           | 76 |
| ○欠席議員                           | 76 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 76 |
| ○職務のため出席した者の職氏名                 | 76 |

|  |       |
|--|-------|
| ○開議の宣告   | 7 7   |
| ○議事日程の報告   | 7 7   |
| ○一般質問  | 7 7   |
| 山田直志君  | 7 7   |
| 笠井政明君  | 9 8   |
| ○議案第72号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理<br>に関する条例の制定について    | 1 1 3 |
| ○議案第73号 東伊豆町議会議員及び東伊豆町長の選挙における選挙運動の公<br>費負担に関する条例の制定について | 1 1 6 |
| ○議案第74号 東伊豆町課設置条例の一部を改正する条例について                          | 1 1 9 |
| ○議案第75号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及<br>び規約の変更について       | 1 2 1 |
| ○議案第76号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第9号）                           | 1 2 2 |
| ○議案第77号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）                     | 1 3 2 |
| ○議案第78号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）                       | 1 3 5 |
| ○議案第79号 令和2年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）                         | 1 3 8 |
| ○報告第6号 令和2年度教育委員会自己採点・評価報告書（令和元年度分）の<br>提出について           | 1 4 1 |
| ○意見書案第5号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見<br>書について            | 1 4 1 |
| ○意見書案第6号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見<br>書について            | 1 4 4 |
| ○意見書案第7号 防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書<br>について             | 1 4 6 |
| ○常任委員会所管事務調査の報告について                                      | 1 4 8 |
| ○議会改革特別委員会の中間報告について                                      | 1 5 1 |
| ○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について                                  | 1 5 4 |
| ○閉会の宣告   | 1 5 5 |
| ○署名議員  | 1 5 7 |

## 令和2年第4回東伊豆町議会定例会会議録

### 議 事 日 程 (第1号)

令和2年12月10日(木) 午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

1. 1番 楠山節雄君

1) 町営の風力発電の今後について

2) 幼稚園の給食導入について

3) 松食い虫の被害拡大について

2. 11番 藤井廣明君

1) 町営風車の撤去について

3. 12番 鈴木勉君

1) 命を守り生活を守る町づくりについて

4. 10番 内山慎一君

1) 景観、修景整備について

---

### 出席議員(12名)

1番 楠山節雄君

2番 笠井政明君

3番 稲葉義仁君

5番 栗原京子君

6番 西塚孝男君

7番 須佐衛君

8番 村木脩君

10番 内山慎一君

11番 藤井廣明君

12番 鈴木勉君

13番 定居利子君

14番 山田直志君

### 欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                 |       |         |       |
|-----------------|-------|---------|-------|
| 町長              | 太田長八君 | 副町長     | 鈴木利昌君 |
| 教育長             | 黒田種樹君 | 総務課長    | 村木善幸君 |
| 防災課長            | 竹内茂君  | 企画調整課長  | 森田七徳君 |
| 住民福祉課長          | 村上則将君 | 健康づくり課長 | 鈴木嘉久君 |
| 健康づくり課<br>参事    | 齋藤和也君 | 農林水産課長  | 桑原建美君 |
| 観光商工課長          | 山田義則君 | 建設課長    | 齋藤匠君  |
| 教育委員会<br>事務局 会長 | 梅原巧君  |         |       |

---

職務のため出席した者の職氏名

|        |       |    |       |
|--------|-------|----|-------|
| 議会事務局長 | 国持健一君 | 書記 | 吉田瑞樹君 |
|--------|-------|----|-------|

---

開会 午前 9時30分

### ◎開会の宣告

○議長（村木 脩君） 皆様、おはようございます。

令和2年第4回定例会の開会に当たり、議員の皆様におかれましては年末を控え大変お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会には、条例の制定及び一部改正、規約の変更、各会計の補正予算などが上程されております。

また、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、休憩時間を15分とし換気を行い、さらに説明員は関連する最小限の人員の出席としましたので、御承知ください。

全国で新規感染者が多数発生している状況にあります。議員各位におかれましても、本定例会におきましてもマスクの着用と手指を清潔に保つなど、感染症予防にご協力をいただくとともに、健康に御留意され十分御審議の上、円滑に記事を進行されますよう切にお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和2年東伊豆町議会第4回定例会は成立しましたので、開会します。

---

### ◎議会運営委員長の報告

○議長（村木 脩君） 議会運営委員会より報告を求めます。

10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 皆様、おはようございます。

議会運営委員会より、令和2年第4回定例会の運営につきまして御報告をいたします。

まず、本定例会には6名の議員の方より10問の一般質問が通告をされております。一般質問の趣旨をよく御理解いただき、円滑な質疑・答弁がなされますように御協力をお願いします。

一般質問については、時間は60分以内、一問一答方式で行います。終了後、新型コロナウ

イルス感染症対策として15分の休憩を取り換気を行います。

町長には反問権の行使が認められております。なお、反問に要する時間は制限時間の60分には含みませんので、御承知ください。

また、質問通告者の中で、1番、11番議員より資料の配付の申入れがなされております。

本定例会の提案案件といたしましては、条例の制定案が2件、条例の一部改正案が1件、規約の変更が1件、補正予算案が4件、教育委員会からの報告が1件、合計9件がそれぞれ日程に組み込まれております。

さらに、議会からは、意見書の提出、常任委員会の所管事務調査の報告、議会改革特別委員会の中間報告及び議会運営委員会所掌事務調査についてを上程いたします。

なお、一般会計補正予算の説明につきましては、おおむね200万円以上、特別会計補正予算につきましてはおおむね50万円以上で説明することが協議、決定されましたので、当局の皆さんもよろしくお願いたします。

以上の内容を踏まえて、本定例会の会期につきましては、本日から12月11日までの2日間とさせていただきます。

最後になりますが、議会運営委員会の所掌事務調査につきましては、議会運営委員会に関すること、会議規則・委員会条例に関すること、議長の諮問に関すること、以上3点は閉会中の継続調査といたしますので、よろしくお願いたします。

議員各位には、令和2年最後の定例会となりますので、活発なるご審議と円滑な議会運営を切にお願い申し上げて、議会運営委員会からの報告といたします。

よろしくお願いたします。

---

### ◎開議の宣告

○議長（村木 脩君） これより直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（村木 脩君） 本日の議事日程は、あらかじめ皆様のお手元に配付したとおりであり

ます。

議事日程に従い、議事を進めます。

---

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村木 脩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、7番、須佐議員、10番、内山議員を指名します。

---

#### ◎日程第2 会期の決定

○議長（村木 脩君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月11日までの2日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、会期は2日間と決定しました。

---

#### ◎日程第3 諸般の報告

○議長（村木 脩君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中に提出されました例月出納検査の結果に関する報告につきましては、既に送付しました。

また、議長が出席した会議等の報告につきましては、お手元に資料を配付しました。会議資料につきましては、議員控室に置きますので、御覧いただきたいと思います。これで諸般の報告を終わります。

---

#### ◎日程第4 行政報告

○議長（村木 脩君） 日程第4、町長より行政報告をいたします。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第4回議会定例会を招集申し上げたところ、議員各位には何かとお忙しい中、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

定例会の開会に当たり、御挨拶を兼ね行政諸般の報告をさせていただき、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、10月26日に臨時国会が召集され、菅首相は衆参両院の本会議で就任後初の所信表明演説を行いました。演説におきましては、新型コロナウイルス対策と経済の両立、デジタル社会の実現、地球温暖化対策、活力ある地方づくり、社会保障改革など具体的な施策が表明されました。

活力ある地方づくりにおいては、新しい日常においても旅は日常の一部であり、日本に眠る価値を再発見し、観光地の受入れ環境整備を一举に進め、観光需要を回復していくための政策プランを年内に策定していくこととしております。

現在、当町の宿泊者数は、G o T oキャンペーン等の効果もあり回復傾向にあります。町内経済は改善の兆しが見られはしますが、新型コロナウイルス感染症は現在、再拡大しております。感染拡大が一定レベルに達した地域ではG o T oキャンペーン及びイートの運用見直しがされている状況であり、G o T o事業の見直しや休業要請が関係業種に広がることとなりますと、経済は再び停滞を余儀なくされることとなります。今後も新型コロナウイルス対策と経済の両立が強く求められ、新政府は大変な重責を担っております。

当町においては、国の施策の動向を十分注視しながら、町の施策の展開を図っていくこととなります。

このような状況の中で、令和3年度当初予算の編成時期を迎えております。既に10月31日には、職員に編成方針を通知し、要求基準を示したところではありますが、極めて厳しい予算編成作業となることを見込まれております。先月には、東京株式市場の日経平均株価は2万5,000円を突破し、約29年5か月ぶりの高水準となっておりますが、業種別の景気動向には大きな差異があります。個人消費は持ち直しが見られるものの、株式市場の上昇と実体

経済とは大きく乖離したものであると認識しております。

新型コロナウイルス感染症の影響によっては、歳入において、入湯税の大幅な減収を初めとする町税や各交付金の減収、ふるさと納税の減額など、財源確保はより一層厳しい状況になるものと考えております。

一方、歳出面におきましては、引き続き高齢化の進展等に伴う社会保障関連経費や各特別会計への繰出金、公債費の増、さらには廃止公共施設の撤去費なども多大な財政負担になると予測され、厳しい財政運営を継続していかなければならない見通しとなっております。

また、住民の皆様に対しての行政需要は山積しており、特に防災対策の充実、少子化対策や子育て支援の推進などの住民福祉の充実、農林漁業の振興、生活環境基盤整備には積極的な対応を図らなければなりません。加えて新型コロナウイルス感染症対策に対する町内経済活性化対策や感染症予防及び対応などの財政出動は見通しが難しいものとなっております。新型コロナウイルス感染症対策に対する歳出にも対応しながら、財源確保に最大限の努力を払うとともに、限りある財源をより効果的・効率的に配分していくため、慎重な調整をしてみたいと考えております。

それでは、行政諸般の報告をさせていただきます。

初めに防災関係ですが、去る12月6日、地域防災訓練が行われ、住民及び消防団員などが参加し、津波避難訓練、安否確認のための黄色いリボン、ハンカチ、高齢者声かけなど、各自主防災会単位で9月の総合防災訓練に引き続き感染症対策を踏まえ実施いたしました。

また、住民が避難した場合の対応として、簡易トイレの設置等、避難所の運営に必要な資機材の取扱いや点検を実施いたしました。

さらに、新グラウンドにおいて、田町区自主防災会役員による自衛隊ヘリの受入れのための訓練を実施いたしました。訓練等でやっていない、身につけていないことは災害時にやろうとしてもできないと言われます。住民1人1人が自主的に行動を取れるよう、積極的な訓練への参加、家庭での防災対策の推進をお願いするものであります。

次に、消防関係になりますが、去る11月9日から始まった秋季全国火災予防運動において、11月8日には稲取地区方面が分団ごとに現場対応の確認を、11月9日には熱川地区方面が出動体制ごとに消防署との連携訓練を実施し、火災出動態勢の確認、火災現場活動の確認、署隊との連携など、これから火災が多くなる時期を踏まえ体制の強化、現場行動の確認を行いました。

これから火災の発生しやすい時期となりますので、住民の皆様におかれましては、暖房器

具など火の取扱いには十分注意していただき、火災を出さないようお願いいたします。

次に、企画関係ですが、10月17日、18日には姉妹都市である長野県岡谷市の皆さん22名が東伊豆町を元気づけるために観光ツアーを組み来町されました。また10月20日には岡谷市の農家の方に直売所こらっしゅで特産の野菜類の販売をしていただきました。11月29日の日曜日には港の朝市において、岡谷市役所、観光協会、商工会議所の皆さんが特産品の販売を行い、多くの町民の方にお買い上げいただきました。このようなコロナ禍においても交流を続けていただけることについて、岡谷市の皆様に感謝申し上げます。

次に、税務関係ですが、11月、12月は県下一斉の滞納整理強化月間として、広報紙やポスター等による納税啓発に努めております。町税の滞納者に対し、文書や電話による催告を通じて納税を促すとともに、賀茂地方税債権整理回収協議会との連携のもと、財産調査に基づき、資力の認められる滞納者には財産の差押などの滞納処分を実施しております。

本年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、4月から6月までを中心に、納税の徴収猶予を延べ71件、1億5,700万円について許可しております。このため財源の確保に苦慮しているところでございますが、納税者の利便性の向上に資するコンビニ収納を積極的に活用するとともに、口座振替などの推進にも力を注いで、引き続き、町民の信頼に応える納税秩序の維持と、町政運営における貴重な自主財源の確保に努めてまいります。

去る11月16日には、税務行政に貢献された2名の方が下田税務署長より表彰されました。納税意識の普及・啓蒙活動はもとより、町行政への協力につきましても御功績のある方々で、引き続き地域社会を初め、多方面において御活躍されることをお祈り申し上げるところでございます。

また、11月11日から17日までの税を考える週間の一環として、税に関する作品を募集したところ、税に関する習字45点、作文23点、ポスター1点の応募をいただきました。このうち、伊豆下田納税貯蓄組合連合会により表彰された作品6点を役場ロビーに展示し、納税意識の高揚や滞納抑止に努めたところでございます。御協力をいただきました児童生徒を初め、学校関係者の皆様には、改めて感謝申し上げます。

次に、住民福祉関係ですが、交通安全関係では12月15日から31日まで年末の交通安全県民運動が実施されます。年末の気ぜわしい時期ではありますが、町民の皆様方には交通ルールの遵守と交通マナーの実践を心がけるようお願いいたします。

10月1日より熱川郵便局において公的証明書発行等の業務を開始いたしました。2か月が経過いたしました。支障なく業務を行っております。今後も広報等により町民の皆様に関

知を図ってまいります。

福祉関係では、7名の方が本年度めでたく100歳を迎えられました。9月30日に表敬訪問をさせていただき、国・県・町からの祝状や記念品、敬老祝い金を贈呈し、御長寿のお祝いをさせていただきました。

長生きの秘訣をお聞きすると、とてもお元気な様子で、畑仕事をする事、好き嫌いなく何でも食べる事、デイサービスで友達と会う事など、笑顔で話してくださいました。毎日楽しく生きがいを持って暮らすことが健康で長生きする秘訣のようです。

今後も健康に留意され、ますます御健勝でおられますようお願い申し上げたところでございます。

次に、健康づくり関係ですが、今年度もインフルエンザ流行の時期を迎えました。今年度は新型コロナウイルスとの二重の感染が懸念され、感染拡大を抑えるためには、日常生活での予防やワクチン接種を受けることが重要であります。今年はインフルエンザワクチンの接種希望の方が多く、接種の予約などがとりにくい場合があると聞いております。住民の皆様方にはかかりつけ医のみならず、広く医療機関に接種希望を伝え、予防措置を講じ、感染が蔓延しないよう心がけていただきたいと思います。

また、11月16日より新型コロナウイルス感染症の相談窓口であった帰国者・接触者相談センターが、電話番号はそのままで、名称が発熱等受診相談センターに変更され、広く発熱時の相談を受ける体制へと移行いたしました。町民の皆様におかれましても、発熱時にはまずかかりつけ医に相談し、かかりつけ医のない場合は相談センターに電話にて相談し、指示を仰いでいただきますようお願いいたします。

健康イベント関係ではありますが、10月25日に奈良本公民館を中心に奈良本ヘルシーウォークが開催され、奈良本商店会、東伊豆町商工会と町が共催し、奈良本ほっくり隊、女性の会など、地域の皆様が地域の皆様の健康を考える一日としてウォーキング、芋掘り、健康相談、栄養相談など行い、60名の方に参加をいただきました。

介護保険関係では、介護事業所の職員を対象として「高齢者虐待防止に向けた事業所に求められる視点」と題し、研修会が開かれました。当日は40名の事業所職員に参加いただきました。

次に、農林水産関係ですが、県営の中山間地域総合整備事業により農業基盤整備が進められており、農道・排水路の完成の暁には、地形的ハンディを克服し、高付加価値や少量生産による所得向上が図られるところであります。静岡県とともに早期関係に邁進しております。

有害鳥獣の被害は、今年も農地や一部住宅地近辺で多発しており、東伊豆町有害鳥獣対策協議会の総会において状況報告を行い、猟友会と対応しておりますが、苦慮いたしております。

林業振興関係についてですが、今年も松枯れ被害の発生が甚大であり、優良景観樹木保全事業に伐倒駆除の事業費増加について補正予算を計上させていただきましたので、ご審議をお願いいたします。

次に、観光関係ですが、3月から9月までの入湯客数は累計で20万7,125人となり、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、昨年と比べ53.7%の大幅減となっております。特に施設の休業が集中した4月から6月までの累計の前年対比は86.1%の減となり、宿泊施設の経営悪化による倒産等が懸念されておりましたが、7月は前年対比54.9%、8月は68.1%、9月は80%と冒頭でも述べましたとおり、順調に回復してきております。これは、国のG o T oキャンペーン、県のバイ・しずおか・旅キャンペーン、町観光協会による緊急誘客対策等による観光需要喚起策の効果によるもので、首都圏から近く、公共交通機関を避け、車での移動が容易な観光地に人気が出ていることも宿泊客の回復につながっているものと思われまます。現在は、宿泊単価の比較的高い旅館を中心に、1月までの予約が好調との声も多く聞かれており、例年並みの入湯客数の戻りに期待しているところです。

今後、新型コロナウイルス感染拡大による人の移動制限が再び発令される懸念はありますが、感染対策を講じながら、観光需要の取り込みに各観光関連団体と協力して対処していく所存であります。

次に、細野高原のすすきイベントについては、10月14日から11月6日まで開催されました。例年ですと1か月以上のイベント期間を設けているところですが、新型コロナウイルス感染の影響でイベント開始日を遅らせ、24日間の開催となりました。また例年ですと三筋下の駐車場までの無料シャトル送迎を行っておりましたが、3密を避けるためこれをやめ、高原内は全て歩くというスタンスに変え実施いたしました。コロナ禍で入山者の減が心配されていたところですが、結果は入山者7,245人で、前年対比1,234人の増となりました。増の要因としましては、昨年と比べ台風の発生もなく天候に恵まれたこと、G o T oキャンペーンの影響で宿泊客が多かったことが集客増に大きくつながったと思われまます。

次に、商工関係ですが、東伊豆町商工会が実施しました新型コロナウイルス感染症対策事業継続化支援事業については、8月末で事業者からの申請事務が終了いたしました。結果は、557事業者に10万円の支給を行い、事務経費と合わせ5,719万3,009円の事業実績となっております。

ります。

次に、町民を対象に東伊豆町商工会が実施しております50%プレミアム付地域商品券についてですが、11月26日現在、1セット5,000円、額面7,500円のプレミアム商品券が1万401セット、2,678世帯の方に購入されております。来年2月末まで指定された町内店舗での利用が可能ですので、まだ商品券をお求めになられていない世帯で、購入希望の方は商工会窓口までお問合せいただければと思います。

次に、住宅リフォーム振興事業につきましては、10月末までの申請件数が58件で、補助金額は911万円となっております。9月定例会で300万円の増額補正を行ったところですが、本年度予想以上にリフォーム需要が高く、年度末に向けて予算の不足が生じる可能性が高いことから、今定例会に補正予算を計上してございますので、よろしく御理解をお願いいたします。

次に、11月15日に行われた町民ゴルフ大会ですが、春の大会は新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止となり、今大会も開催が危惧されていたところですが、大会関係者の尽力により、参加者の出場資格制限や、表彰式を行わない等の感染防止対策を講じながら開催されました。このようなことから参加者の大幅な減が想定されましたが、好天にも恵まれ、予想を上回る99人の参加をいただきました。

最後に、今後のイベント等の予定ですが、雛のつるし飾りまつりについては、例年どおり1月20日から3月31日まで開催される予定です。それに伴い、二子玉川高島屋や渋谷東急百貨店本店で雛のつるし飾りの展示・PR活動を行い、認知度アップを図るとともに、観光PRを行う予定となっております。

次に、建設関係ですが、平成25年の改正道路法による橋梁補修工事の義務づけにより、今年度は4橋の設計委託及び5橋の補修工事を発注しており、今後も計画に沿って推進し、歩行者及び車両の安全確保に取り組んでまいります。

稲取・入谷地区で施工している町道入谷天城1号線改良工事は順調に進捗しており、今年度完成予定となっております。

奈良本地区から大川地区までの道路確保につきましては、県代行事業、町道湯ヶ岡赤川線改良工事の早期完成を国・県に対し、引き続き要望してまいります。

また、10月8日には、伊豆横断道路建設期成同盟会の活動により、静岡県難波副知事等に対し、大川地区から伊東市八幡野地区へのバイパス道路の整備について要望いたしました。今後も粘り強く要望してまいります。

地籍調査事業につきましては、片瀬地区の0.03平方キロメートルについて、10月4日と5日に説明会を開催し、11月10日から16日にかけて土地所有の方々と境界立会いを実施しております。御協力いただきました皆様に御礼申し上げますとともに、今後も事業の完了に向けて取り組んでまいります。

次に、教育関係ですが、新型コロナウイルス感染症により開催が心配された運動会は、9月26日に稲取小学校と熱川小学校が、10月6日に熱川幼稚園、同じく16日に稲取幼稚園、10月12日に稲取中学校と熱川中学校が開催いたしました。今年度は密を避け、これまでと違った内容を考えるなど、工夫して実施したということで、大変な面もあったと思われませんが、子供たちが元気に取り組む姿を拝見し、恒例の秋の行事が無事開催できたことに胸をなでおろしたところでございます。

また、10月10日、11日の日程で熱川小学校が、本日から稲取小学校が、それぞれ修学旅行を実施しております。こちらも例年どおり実施できるのか議論を重ね、今回は静岡県内に旅行先を変更し、両校の6年生71名が感染リスクにさらされないよう、細心の注意を払いながら実施されているところです。今しかできない貴重な体験をすることにより、今後の学校生活を送る上でプラスになればと期待しております。

11月13日には、町内各幼稚園年長児32名の七五三のお祝いを稲取、熱川の幼稚園それぞれにて実施いたしました。園児とそのご家族の方々にお祝いを申し上げますとともに、これからの健やかな成長を心から願うところであります。

社会教育関係では、11月8日に町民の方々を対象としたハイキングを開催いたしました。今年度は感染防止に配慮し、募集定員を削減させていただき、開催地も下田、南伊豆方面といたしましたが、天候もよく、参加された皆様は大変満足されたと聞いております。

また、11月28日には、第36回青少年主張発表大会を開催しております。小・中・高校生の7名が、人と人とのつながりの大切さや社会問題、町の活性化等をテーマに、それぞれの主張を町民の皆様に発表していただきました。こちらも来賓を制限させていただきましたが、発表者が自分の考えを堂々と主張する姿を見ることができ、東伊豆町の将来を担う若者を頼もしく思うとともに、よりよいまちづくりを築いていくことにつながることを期待しております。

12月5日には、毎年恒例の静岡県市町対抗駅伝競走大会が開催されました。今年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、例年と違うところも多く、何かと苦労されたことと思われませんが、東伊豆町の代表として精いっぱい走っている姿に感激し、元気をいただいた次第です。

選手の皆様はもとより、御協力いただいた方々に心より感謝申し上げます。

次に、水道事業関係ですが、収益面では、水道料金第4期分までの現年度調定額は、前年対比約1,000万円、3.7%減となっております。コロナ対応の事業所休業などの影響により、2期分が大きく減少いたしました。事業再開により3期・4期は前年を上回る結果となっており、今後の動向を注視しながら事業運営を行っていきたいと考えております。

このような厳しい経営状況ではありますが、新規井戸の活用や、白田浄水場の更新等については、計画に沿って着実に推進し、今後の経費節減やリスク分散、老朽化率・耐震化率の向上など、水道事業が将来にわたって安全・安心な水の供給を行っていけるよう、持続的な事業経営に取り組んでいきたいと考えております。

最後になりましたが、師走の慌ただしい時期を迎えております。日一日と寒さも厳しくなりますので、町民並びに議員各位におかれましては、健康に十分留意されまして、ますます御活躍くださいますようお願いいたしまして、行政諸般の報告とさせていただきます。

---

#### ◎日程第5 一般質問

○議長（村木 脩君） 日程第5、一般質問を行います。

持ち時間は、質問、答弁を含め60分以内で一問一答方式により行います。

終了後、新型コロナウイルス感染症対策として15分の休憩を取り換気を行います。

また、町長には、議長の許可のもと、反問権の行使が認められております。なお、反問権行使に要する時間は持ち時間60分に含めないこととしますので、ご承知ください。

---

#### ◇ 楠 山 節 雄 君

○議長（村木 脩君） 1番、楠山議員より一般質問で資料配付についての申し出がありましたので、これを許可します。

1番、楠山議員の第1問、町営の風力発電の今後についてを許します。

楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 今回、私、3問質問にしてありますので、一問一答の形でお願いしたいと思います。

まず、1問目、町営の風力発電の今後について、現在活動していない風力発電施設について撤去しなければならない状況下にあります。民間事業者による事業継承について、先日の議会全員協議会で1年間の風況調査が終了し、騒音調査及びシミュレーション周辺施設等へ示されました。

そこで、以下の点をお伺いいたします。

1点目、財政基盤に大きな影響を持つ約1億円の取壊しの費用は、極力避けなければならないと考えますが、町として民間事業者への事業継承に関する業務を支援するお考えは。

2点目、仮に事業継承できない場合、取壊しのスケジュールや予算措置をどのようにお考えか。

お願いいたします。

○議長（村木 脩君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 楠山議員の第1問、町営の風力発電のことについては2点からの質問になっておりますので、順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、現在、町では、全国各地へ再生可能エネルギーの売電事業を行なっているGPSホールディングス株式会社と町営風力発電所の事業継承について共同検証を行っております。この結果を踏まえ、事業継承が可能となった場合には、現在の町の発電用風車はGPSに譲渡し、撤去していただくことが可能となります。風車の撤去につきましては、概算見積りで約1億2,000万円ほどの費用がかかる見込みであることから、町としては可能な限り事業継承に必要な支援をする考えであります。

次に、2点目についてですが、仮に事業継承ができない場合には、町が来年度中に風車を撤去する方向で考えております。撤去に着手するまでの間は、風車を安全に停止しておくためには法定の点検を実施する費用も必要となることから、事業継承の判断の時期にもよりませんが、早ければ令和3年度当初予算に費用を計上し、秋頃までには風車の撤去を行いたいと考えております。

○議長（村木 脩君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 事業継承を行うのは事業者が採算性等を考えて、それは最終的に判断をしてくると思いますがけれども、町長いつも言っているように、周辺の住民も含めて関係者の理解が得られなければというお話をしているわけなんですけれども、実際、風車の本体だけで1億2,100万、基礎まで合わせると2億7,500万という数字を私伺っているんですけれども、本当にこの金額というのは驚くべき数字だと思うんですね。ですから、こうした支出は極力避けなければならない。そういうことで、周辺の人たちの理解を得る努力をしなければならないと思うんですけれども、その辺はどんな形で協力を求めるのか、その辺分かったら教えていただきたいと思います。

○町長（太田長八君） 全員協議会も町の姿勢が分からないという中で、町としては、財政負担を考えるとぜひともやってもらいたいと、そういう気持ちでございます。そういう中で、できるだけ支援していきたい。そういう中で、何回も言ったように、基本的には近隣の住民の協力が得られなければこれはできないということ。

そしてもう1点は、GPS Sさんの採算性が取れない、これは事業は行えない。これはもうやむを得ないことだと考えております。

そういう中で、周辺の事業に関しましては、一応、町が動くというより、事業者のほうが今までの騒音とか風況調査、これを説明した中でやっております。その中で、ここに来るたびに丁寧に周辺の方には説明をお願いしますと言っている中で、来るたびに多分、周辺の方にはその進捗状況は説明していると考えております。

その中で、町としても、町ができることは打診した中でこの事業をやって、当然、議会の議決もありますけれども、町としては楠山議員が言った1億何千万、基礎まで含めると2億円以上の金がかかりますので、これを幾ら起債といたしましても、一般財源は変わりありません。起債しても将来これは必ずや今後の町の財政に相当な負担がかかって、大変厳しいんじゃないかと考えておりますので、まずはGPS Sさんが一応事業の採算性が取れるということをご期待しているところでございます。

以上です。

○議長（村木 脩君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 風力発電については、十人十色というか、様々な考え方をお持ちの方がおると思うんですけれども、国がこの再生エネルギーの推進については推進すべきみたいな姿勢をずっと取っているんですね。ですから私は、風力が今後も続くということはやむを

得ないなというふうに認識をしています。先ほど町長は、来たときにはそういうお話をするということですが、例えば事業者が思っている不安、そうしたものを町が聞き取って、そういう心配をしっかりと事業者の説明をして、その対策を講ずるようなことの部分についても、やはり町が踏み込むべき部分ではないかなと私は思うんですよ。

それから、最終的にゴーとなった場合には、輸送ルートですとか、多分船を使って資機材みたいなものが運搬されるでしょうから、漁港の使用については漁協としっかりと話をして協力していただくような、そういう姿勢、それが事業継承をスムーズにいかせる町としての姿勢じゃないかなと思うんですけれども、その辺はどうでしょう。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 当然、楠山議員の言ったようなことは町はやっております。周辺の近隣住民の説明にまた町が関わりますと、全員協議会で言われたように町からの圧力だということをおっしゃるので、その辺に対しましては十分に周辺住民への説明、進捗状況はGPSさんにもおっしゃいますと言っている。それ以外の、今楠山議員が言ったようなことは、町としてはもうやっておりますので、その辺御理解願いたいと思います。

○議長（村木 脩君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） ともかく1億を超えると私一般質問の中であれしたんですけれども、本体部分だけでっから1億2,100万、基礎部分も含めると2億7,500万なんてこういう大きな数字というのは、もう本当に今コロナ対策をしっかりとやらなければならない、町内の経済を回していかなきゃならないという、そういうところにこういうお金というのは使っていくべきだなというふうに思うんですよ。

それと今は、本当に台風も含めて異常気象によって風災害の実態が何回もあるわけなんです。例えば、そういうものの普及については国・県の補助事業を採択していただいても、全く町が持出しをするお金がゼロなんていうことはあり得ないわけなんです。ということは、そういうものにこうしたお金は使っていくべきだと。だから基金をしっかりと残しておくという、その考え方をしたら、どうしても事業継承を推進するという、その強い姿勢を町は示していただきたいと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 当然、町といたしましても、楠山議員が言ったように、一般財源は大変厳しいです、はっきり言って。町の在り方、これは本当に東伊豆町として、今後住民に対

するサービス、多分、相当もうできないような感じがしております。今でさえ苦勞している中で、これが来年度1億何千万使った場合、これはもう相当厳しい予算編成、また町民に不便をかけると考えております。そういう中で、町といたしましては、これはできるだけGPS Sさんをお願いしたい、これが本当の気持ちです。町が言っても、議会の皆さんのあれもありますもので、議会の皆さんにもある程度納得してもらった中で、これは事業を推進していく。町といたしましても町民に対しまして絶対にGPS Sさんをお願いしたい。

出資金は出しますけれども、一般の維持管理、そういうことは一切、町はその事業に対してはお金出しませんもので、出資金も基本的には土地使用料その中でやっていきたいと考えておりますもので、できれば町といたしましては、是が非でも議会の皆さんの協議を経た中で、この事業は推進していきたい、そう考えておりますもので、御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（村木 脩君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 今、町長がおっしゃったように、固定資産税ですとか、土地の借上料、これ白田区がほとんどだと思うんですけども、そういうメリットがあるわけなんですよ。ですから、いろいろ騒音だとか心配されるということも確かにあると思うんですけども、ぜひともメリットとデメリットと比較をすると、もうメリットのほうが明らかに大き過ぎるというふうなことで、推進に向けて頑張ってやっていただきたいと思えます。

それで、考えたくはないんですけども、例えば向こうが事業継承できないと言った場合、取壊しを町の基金を取崩してから起債を受けて実施をするんですけども、この1億2,100ですとか2億7,500というのは、建設当時からの関係の業者に見積りをして出た金額だと思うんですけども、GPS Sさんのほうから、この前の全協で示された資料の中では、解体費用数千万というふうに記載がされているので、これは予定みたいな金額だとは思いますが、その数千万という見積りを向こうが出したということは、全く何もなしでその数字が出てきたわけではないでしょうから、その辺の情報は町としてしっかりと事業者さんのほうからもらって、実際、もう本当に町のお金を使って取壊しをするときには、1円でも安く実施ができるように最大の努力をしていただきたいと思えますけれども。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） その見積内容につきましては、担当課長から説明いたします。

撤去費用に関しましては、もし町が撤去をするようになった場合は、当然、GPS Sさんの協力は受けたいと思います。やはり1円でも安くなればいいです。そしてまた、県のほうへも働きかけて、基礎も相当かかりますので、課長もある程度県のほうに行っていると聞いておりますもので、基礎を全部取らなくてもいいような方向とか、可能ならばそういう方向で県にも働きかけたいと。最悪のことを考えた場合2億7,500万、町単でやる時は、その辺をまた県のほうに相談しながら、基礎の一部利活用したいといった中で、一部残すような方向でできればいいかなとは考えておりますけれども、できるだけ、もうだめになった場合は、GPS Sさんをお願いした中で、極力、解体を安くしていきたいと考えております。

一般財源というのは本当に厳しく、町単独で撤去することが。この辺が、今後のまちづくりにおいても、次の方がまちづくりをやるとしても、これ相当な負担になると考えておりますので、できればGPS Sさんが採算の取れた中でやっていただくのが一番いいのかなと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 風車撤去の見積りの件でございますが、今町がっております1億1,000万という数字につきましては、町の町営風車を建設した業者からいただいた見積りとなっております。

GPS Sについては、現在、日本各地で風力発電の撤去を請け負ったことのある実績のある業者複数社から見積書を徴取しているということでございますので、議員がおっしゃったように、もし町が撤去しなければならなくなったときには、当然そのGPS Sが集めた見積り等の資料も提供していただくということを申し入れて、了解も得ておりますので、町が撤去することになった場合には、少しでも安く撤去できるような方法を検討したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） そうならないことを祈っているんですけども、町長、今課長が県庁のほうへ行って、基礎部分を残して、そこにモニュメント等を取り付けて、その費用の削減ということを県のほうに提案、提言しているんですよ。ぜひ理解をいただいて、町が撤去する場合にはなるべく費用を少なくするという形を取っていかなくやらないと思うんです

よ。そういうものというのは、担当課長、今一生懸命それをやってくれていると思うんですけども、最終的には、私は政治力だと思うんですね。例えば自民党でなくたって、どこでもいいから、党派で町長が知っている政治家にお願いをして、基礎部分を残す形、最低限の撤去費用で済まされるような、そういう決意、考え方というのは、町長ありませんか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） ここで言うのはちょっと控えたいと思います。

当然そういうこと考えられます。しかし、基本的には、まず町からアプローチした中でやってほしいと。最悪の場合は、言葉としては出しませんけれども、それは十分検討する余地はあるのかなとは考えておりますけれども、この正式な壇上では、そういうことを言うのはいかなるものかと考えますので、その辺はちょっと答弁は差し控えたいと思います。

何しろ町といたしましては、全力を挙げた中で解体費用を低く抑えていきたい、そういうふうに考えてございますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 答弁は要らないですけれども、ぜひ事業継承ができるように、町とするとそういう支援をぜひ事業者に対してしていただきたいというのが私の考え方です。よろしくをお願いします。

○議長（村木 脩君） 次に、第2問、幼稚園の給食導入についてを許します。

1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 第2問目、幼稚園の給食導入について。

当町では現在、幼稚園の給食を実施していません。賀茂地区を含め、多くの幼稚園が給食を行っています。給食の有効性を考えると実施すべきと考えますが、以下についてお伺いいたします。

1点目、今まで実施してきていない理由は。

2点目、今後実施するお考えは。

以上です。

○議長（村木 脩君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) 楠山議員の第2問、幼稚園の給食導入については、2点からの質問ですが、関連がございますので一括して回答させていただきます。

これまでの幼稚園教育の考え方として、幼少期には親の愛情のこもったお弁当を食べてもらいたいという方針から、給食の提供をしておりませんでした。しかしながら、現代の生活様式は多様化し、共働き世帯も増えており、給食の要望が年々高まっていることは承知しております。

町といたしましても、幼稚園における給食の提供は実現させるべき課題であるとの認識を持っております。現在、幼稚園においては給食を提供するための必要な諸条件を調査しており、設備や、また人件費等の財政負担は必要となりますが、早期に給食を提供できるよう進めてまいりたいと考えております。

○議長(村木 脩君) 1番、楠山議員。

(1番 楠山節雄君登壇)

○1番(楠山節雄君) 私が今まで一般質問いっぱいやってきたんですけども、初めて町長からすばらしい回答をいただいたなということから、本当にうれしく思っています。本当に今まで同僚議員の方からも、給食実施についてはぜひやっていただきたいという一般質問がなされていると思うんですね。そのときに、町長の答弁が前向きにというふうな回答を今までずっとしてきたと思うんですけども、それがなかなか実現されてこなかったということ、実現に向けて今調査を進めているということですから、これは将来的に実施をすると、将来的というか、なるべく早めに実施をするというお考えでよろしいんですか。

○議長(村木 脩君) 町長。

○町長(太田長八君) この給食費の考え方、前の教育長も、前々の教育長、まずは親の愛情弁当が基本でした。当初は。現在は時代も変化しております。給食費の要望は多くなってきておりますもので、教育長の考えもいろいろ変わってきた中で、やはり一番の給食の要望は保護者が一番多いです。そういう中で、来年から児童が減少するもので、幼稚園と保育園の在り方を考えた中で、それが実現するときには給食費をやる方向でやっておりますもので、長くて四、五年、前にもやっていきたいと考えて、これは公約であります。給食費というのも保護者の切実な願いでございますので、この辺は町といたしましても解決していきたい、そう考えております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 1 番、楠山議員。

（1 番 楠山節雄君登壇）

○1 番（楠山節雄君） 最初の答弁だと、すぐにでもというふうな私は感触だったんですけども、町長の今の答弁は四、五年というスパンというのは容認できないなというふうに思っています。

県の教育委員会のほうで資料をちょっと頂いたんですけども、県下で幼稚園給食実施をしているところ、一部実施も含めてなんですけれども、約9割の市町が実施をしているんですね。全体では150園ぐらいあるうち、未実施が26、そのうちの熱川と稲取が2つその中に含まれているということで、ほとんどの市町がもう必要だということの中ですから、もうこれは既に実施がされている数字なんです。

町長、4年、5年というふうなお話をしたんですけども、実際、なるべく早めにとりあえず考え方の中で取り組んで、もう少しずれ込むということはあるにしても、本当にこれは知能だとか体力だとかも含めて、給食の持つ専門の栄養士が栄養バランスをしっかりと考えたレトルト食品だとか冷凍食品ではない食材をしっかりと提供していく、こういうことが給食の効果性ということですから、数字でも検証されている部分ですので、その辺ぜひ早めに現場に指示をして、どうしたら早くできるか、遅くの議論は幾らでもできると思うんですが、困難性というものを前に出して、いや、こういうことがあるから難しいよ、難しいよじゃなくて、どうしたらそういうものもクリアして、どうしたら早くできるか、そのことによって町長がいつも、この行政報告の中でも、少子対策だとか子育て支援とかというものを先ほど申されましたよね、そういうものにつながっていくと思うんですよ。

ですので、早めに実施をするという指示を出していただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 先ほど言ったように、2園つくるのはわかりませんよ。教育委員会がもう検討しております。

しかし、さっき言った児童の少子化によって、今、幼稚園2つ、保育園が2つ、これが両方とも残ればいいですよ、しかし、多分厳しい。これは来年やるもので、その結果待ちで、その結果というのは、すぐかかります。四、五年といっても最悪の場合です。基本的には、今、小中一貫が5年後にやるということなので、その前にも必ずこれ結論出しますので。だから、最悪の場合を四、五年と言った中で、これは早ければ早くその結論が来年、協議会立

ち上げた中で取り上げてまいりますので、この東伊豆町はどのような方向がいいのかということをやった中で、給食はもう当然条件でございますので、その結論が出ない限り、2つやった中で、1つやらないよとなりますもので、それはちゃんと協議した中で結論が出たらそれはやっていきたいそういう考えでございます。

以上です。

○議長（村木 脩君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 町長、最終的な判断というのは、やはり結論が出てからどういう形にするのかというのを決定していくということだと思うんですけども、その前に、幾つかある、こういうことが想定されるというその部分でのシミュレーションづくりというのもやっていくべきではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） もう既にやっておりますので。それは局長のほうから。

○議長（村木 脩君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（梅原 巧君） ただいまのお話で、給食の導入のための検討ということなんですけれども、給食センターの設備が今まで更新していない部分が結構ございまして、食器洗浄機の部分がまず問題になりました。幼稚園専用の小さい食器を使うためには、今の機械で対応できないということで、全て入れ替えると5,000万ほどかかるという話がまずネックだったんですけども、幼稚園の父兄の方とも話し合いを何度かさせていただいたことがあって、小中学校で使っている食器そのままでもいいよという話もいただいているものから、その点はクリアできるのかなという認識ではおります。

あと、提供のために今までよりも運ぶ場所が増えたりするものですから、運転手さんですか、車の問題が今後出てくるなというのはありますけれども、今の数がどんどん減っている状況もございますので、それをうまく回すための仕組みづくりなども検討を今しておるところでございます。

ですので、今後、町長申されたように、幼児教育の仕組みをどうするかというのを検討しているところでございますが、並行して、現在の状況で提供できるためにはどうするかというのも議論しておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

○議長（村木 脩君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 最後にしますけれども、本当に一日も早く給食が実施ができるという決意を、最後に町長にお伺いして、2問目は終わりたいと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） この決意というか、これは不退転です。本当に昔から給食費言っていました。しかし、言ったように愛情弁当でしたけれども、今の中で、やはり熱川幼稚園も稲取幼稚園も給食をお願いしたいということが第一希望でございますので、その辺は不退転の覚悟でやっていきたい。そのため、なるべく早く幼児教育の在り方、これは早急に結論を出した中で、それはやっていきたいと考えておりますので、御理解願いたい。

以上です。

○議長（村木 脩君） 次に、第3問、松くい虫の被害拡大についてを許します。

1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 3問目、松くい虫の被害拡大について。

海岸線を彩る美しい松が松くい虫の被害で感染拡大が懸念されていますが、以下についてお伺いいたします。

1点目、松くい虫防除対策をどのように行っているのか。

2点目、現在、様々な場所で発生している現状をどうお考えか。また、被害木の対策をどのように行うのか。

よろしく申し上げます。

○議長（村木 脩君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 楠山議員の第3問、松くい虫の被害拡大については2点からの質問ですので、順次お答えいたします。

1点目についてですが、松くい虫の防除には予防と駆除があり、予防につきましては、薬剤散布によりマダラカミキリ成虫を直接殺虫するとともに、薬剤がしみ込んだ松の枝をかじった成虫も殺虫しております。

駆除につきましては、被害木を伐倒し薬剤散布を行い、被害木に生息している幼虫を殺虫しております。

次に、2点についてですが、美しい海岸線の景観が松枯れにより茶色くなっていくことを

憂慮しております。しかし、抜本的に駆除が難しい害虫ですので、今後も粘り強く防除対策を行ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 白砂青松、難しい言葉ですけども、白い砂に松という。黒根付近は砂浜ではないんですけども、ごつごつとした火山石ですか、あの中の松というのは本当に美しい光景をつくり出していると思うんですね。それがもう散見をしているんですよ。今回、資料で皆さんのところにも、ちょっと分かりにくかったかと思うんですけども写真を撮らせていただきました。この写真を撮った当時より、現在はまた状況が悪化をしているような事態なんですね。

先ほど町長は、予防と駆除の並行でやっているということなんですけれども、その辺、現在ある枯れた松を、いつ頃、どのような形で処理をするのか、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 事務的なことは担当課長から答弁させます。

この松枯れ、基本的には1町ではできないのでね。美伊豆、美しい会があったときに1回提案したことがあります。これはやはり伊豆半島全体でやらなければ、この松枯れはもう阻止できない。1町では、隣の市とか町に行きますもので、これはうちの町単独でやっても、伊豆半島全体の景観を考えなければいけないと考えています。これは1回提案いたしました。

しかしながら、松枯れに対して、ひどくなってきたら、またこれは伊豆半島全体の問題としてまた提案していきたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

事務的なことは担当から。

○議長（村木 脩君） 農林水産課長。

○農林水産課長（桑原建美君） 駆除をやる時期でございますが、予防につきましては、まず5月上旬から7月上旬に向けて薬剤散布をしております。その秋に現地調査をしまして、理論的には、駆除についてはカミキリがふ化する3月までに実施すればよろしいということになっております。

今定例会での補正予算のほうを計上させていただいておりますが、議決後すぐに着手したいと、そのような考え方であります。

以上です。

○議長（村木 脩君） 1 番、楠山議員。

（1 番 楠山節雄君登壇）

○1 番（楠山節雄君） 私は、いつもは黒根の辺を通りますので、黒根の松枯れが目につくんですけれども、担当課長からも、現在、補正予算の説明で、クロカンですとかいろんところで散見できるよという話で、実はクロカンの利用者からも、ぜひ松くい状況を早めに改善をしていかないと大変だよということで、町長がさっき言ったように、東伊豆町だけではなくて伊豆全体で、対策を講じるというのが一番必要かなと思うんですけれども、ともかく梅雨ぐらいまでは青々としている松が、梅雨過ぎて暑い時期を過ぎると松くいの状態が出てくるということで、私が一番心配しているのは、やはり実施時期が3月まででいいよという話なんだけれども、その辺の間にまたマダラカミキリがマツノザイセンチュウを介して飛び回って、ほかの松に移行していくのではないかというのは、現状、黒根の辺を見ると、ああ、この前大丈夫だったとか、ああ、ここは枯れてなかったのが枯れ始めたなという状況が見られるんですよ。ですので、もう本当にこれは早めに手を打たないと。早期対策が必要ではないかなというふうに私は思うんですけれども、その辺の考え方はどんなでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） その時期的な問題等、また樹木医とよく相談して、今課長の言ったような方向で、樹木医も考えています。その中で一番問題はこの松枯れ、町有地は何とかできるでしょう、だけど民間地となるとこれ手が出せないもので、どこの町もこれは補助を出していないと聞いています。補助金もなかなか厳しいと考えておりますので、町有地のほうの松枯れ、これはある程度の対策はできますけれども、多分、民間における松枯れに対しましては、やはり民間の人にやってもらうしかない。

そういう中で、伊豆半島全体になれば、伊豆半島各地の町でも問題を共有した中でやっていけば、違った方向が出てくると考えておりますので、町有地における松枯れ対策も、ある程度拡大しないような方向で、これはやっていきたいと考えておりますけれども、その辺御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 1 番、楠山議員。

（1 番 楠山節雄君登壇）

○1 番（楠山節雄君） 伊豆地区全体でやはりやっていくというのは効果があると思いますので、その辺、広域の協議会あたりがありますよね、そういう中で、ぜひ町長、発信をして、

一緒にというふうな形をお願いをしたいなというふうに思っています。

それで、あと1つ、民間の松林での松枯れ発生というのは、補助的なものはやはり厳しいよと。町の財政は本当に厳しいですので、なかなかそこまでは出せないと思うんですけども、例えば、もし出せないとする、やはり一度にやるときに、その山林所有者にぜひ今年度、松枯れの部分については伐採をしてほしいというふうな要請だとか、要望だとかというのをお出しになれないのかなということ。

資料として配付をさせていただいた写真の上段、真ん中なんです、これは稲取方面の町なかから黒根に向かって進んできますと、左側の崖上に枯れた松が1本見られるんですね。さっき言ったように、今まで想像できなかったような風だとか雨だとかということが危惧されている中で、ここも松くいになってくると、やはり松の根本も弱くなってくるでしょうから、例えばそういう風が強く吹いたときに、松が倒れて道路に落下をしたり、あるいは松が寄せられることによって周辺の岩が崩壊をすることによって、そういう危険性というのがあると思うんですね。

黒根は、交通量も本当に、物すごく多いというわけではないですけども、結構な車が通りますし、それからウォーキングですとかジョギングの方も黒根の往復を結構利用されていますので、そういうことになったときに、人的被害も含めてすごく心配をするんですけども、町長、そういう考え方はありませんか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） この松枯れに対しては、もう前から副町長のほうから指摘しております。まずは、やはり所有者を調べさせていただきます。

楠山議員から来る前にも、民間に生えているこれが道路にかぶさっていて危ないから町が切ってくれという要望がありましたけれども、それは基本的には民間の方がやるなら民間でとそう答弁しておりますもので、基本的にはそういう考えでいきたいと考えております。

まず所有者調べて、これがもう町とか県だったら、これはもう早急にやりたいと思います。まずは県だったら、県のほうにお願いした中で、景観も悪いし、いざとなったら困るからこれは早急にやってくれと。所有者を調べさせてください。

民間となるとやはりまた考えが変わってきますので、それはいろいろまた相談して、お願いはしていきたいと考えております。

この松枯れ、以前、四国に行ったときに、松枯れで本当に景観がいかがなものかと感じました。そういう中で、やはり美伊豆でやっても、あるということは違うんですね、その意識

が、感覚が。猿だって、本当はやればいいんだけども、なかなかまとまらない現状でございますので、それは粘り強くやった中で、伊豆半島全体の問題として取り扱う。最低限、賀茂だけでも取り扱う方向でやっていきたいと思っておりますので、御理解願いたいと思っております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） コロナ対策でこういうパーティションですとか、換気を取るとかという事で私も質問時間少し残してはいますが、そういう観点から早めに終わりたいと思っております。

町長、早期対策がやはり私は必要だと思っておりますので、危険性も含めて、ぜひその辺は認識をしていただいて、早期に取り組んでいただければと思います。

以上で終わります。

○議長（村木 脩君） この際、午後1時まで休憩とします。

休憩 午前10時48分

再開 午後 1時00分

○議長（村木 脩君） 午前に引き続き、一般質問を行います。

---

◇ 藤 井 廣 明 君

○議長（村木 脩君） 11番、藤井議員より一般質問で、資料配付についての申出がありましたので、これを許可します。

11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） それでは、通告しておきました質問についてお尋ねいたします。

今回、私は1問だけです。よろしくお願いいたします。

質問内容は、町営風車の撤去についてをお尋ねします。

全機停止している町営の風力発電施設（以下風車という）は、その撤去方法をめぐり、民間会社への譲渡を視野に検討していると聞きます。そこで以下を伺います。

町は風車の撤去をどう考えているか。

2番目に、譲渡を希望しているという民間会社では新たに特別目的会社（SPC）を設立し、現在の町営風車を撤去後、大型の風車を建設すると聞いています。その際の町の出資比率はどのくらいを想定しているか。

3番目に、新たな風車の大きさや事業用地の面積はどの程度と伺っているか。

4番目に、建設予定地の近隣には観光施設や保育所があり、風下には片瀬、白田地区の住民が居住しています。影響はないかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（村木 脩君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 藤井議員の第1問、町営の風力発電の撤去については、4点からの質問になっておりますので、順次お答えいたします。

まず1点目についてですが、町営風力発電所については、今年耐用年数である17年が経過しますが、全ての風車で故障が発生しており、現在停止しております。今後は、安全性確保の観点からも撤去が必要であると考えておりますが、多額な費用が必要となることから、民間企業であるGPS Sホールディングスに事業継承し、風車の撤去をしていただくのが最善であると考えております。

次に、2点目についてですが、議会、全員協議会でもGPS Sから説明がありましたが、現時点では出資比率等の詳細については決まっておりません。

次に、3点目についてですが、現在GPS Sが検討している風車の大きさは、全高119メートル、風車の直径は82メートルです。

また、事業用地の面積は、風車設置、自営線敷の施設及び受変電設備の合計で5万2,750平方メートルを予定しております。

次に、4点目についてですが、周辺の施設や住宅地においてGPS Sから委託を受けた日本気象協会が騒音についての調査を実施した結果について全員協議会で説明していただきましたが、環境省から示された風力発電施設から発生する騒音に関する指針の指針値を上回る騒音は予測されております。

なお、全員協議会でも説明の際にご指摘のあった事項につきましては、再度、日本気象協

会が詳細に検討し、結果を報告いただけるものと考えております。

○議長（村木 脩君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） ただいまお答えいただいたんですけれども、そうしますと、具体的に撤去をどういうふうに考えているのかというふうにはお尋ねしたいんですけれども、これは地域住民に説明して、その住民たちが賛同するか、あるいは施設の人が賛同、あるいは反対するかということ、あるいは議会が賛成すればとか、反対すればとか、そういった問題ではなくて、具体的に、町長これ、時期が来たという時期に、やはり撤去しなくちゃならないと考えているのではないかと思うんで、その辺をどうするのかということの町の姿勢そのものを、町長の考え方ですよ。最高執権者として、町の行政責任者としてこれはどうしたほうがいいのかということ、やはり早急に検討しないとどんどん時間がたっていくわけで、その辺の検討をしているということを知りたいんですが、町長自身の考え方、そこんところをしっかりとしないと進まないのではないかと思うんで、よろしくをお願いします。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） この点に関しては、午前中やった1番議員さんのやつで、これは撤去には多額な費用がかかります。風車だけで町が見積もった1億2,000万、それで基礎まで考えておりませんで、県のほうに言ったら基礎までと言われたもので、基礎までだと2億数千万、やっぱりこれは今後の町の財政を考えたときに大変逼迫するもので、これは壇上で言ったようにGPS Sさんにやってもらいたい。

町としては、撤去というのは前々から議員の皆さん方に言っているから、一般の町民に対してはPRが足りなかった。これは啓蒙が足りなかった、これはその辺はしっかり反省した中でやっぱりこの点に関しては町といたしましても今後の財政を考えたとき、他の民間施設、GPS Sさんでやってもらうのが一番ではないかと考えておりますので、それを提案しているところでございます。町としては、これはもう撤去していきたい、そういう考えでございますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） 町の考えはなるべく撤去はするけれども、譲渡する会社、引き受ける会社があればそちらに譲りたいというような意向かなというふうには伺いました。

ところで、先ほども楠山議員にもお答えしておりましたが、撤去の費用に関して、これは1億2,000万ぐらいの金額を言っていましたけれども、あるいは基礎まで入れると2億数千万かかるんだというふうに言っていますけれども、町長、おとしの私も同じように、費用がどのぐらいかかるんだというふうにお尋ねした機会があるんですよ。そのときはおおむね5,000万円とお答えされているんですよ。これはずっと私どもも今までもずっとどのぐらいかかるんですかねって聞いたときには、大体5,000万くらいでしょうというふうなお答えを聞いていました。それで、町のほうにどのぐらい繰り出したのかと、今まで一般会計に繰り出した金額はどのくらいなんていうふうに言っていましたら七千何百万くらいで、そのうちにまた二千何百万最終的に一般会計から繰出しして、大体5,000万くらいですというふうなことを聞いていたんですよ。そうすると、ちょうど一般会計に繰り出した金額と風車撤去の費用は大体とんとんくらいですかねなんていう話で、プラマイゼロですかねなんていう話は聞いていたわけです。ですから、この2年間ぐらいの間に、町長が町民に対して、この議会で責任を持って5,000万円くらいであろうと、それから、ずっと今までもそのように委員会の中なんかでは答えていたのが、ここに来て1億2,000万というふうな数字、あるいは基礎まで撤去するということふうな考えで二千数千万でしょうか、2億を超える金額なんか示されると、これは確かにとてもではないけれども、とても負担には耐えられないかなんていうふうな危機感も持つわけです。

また、他の事業者に撤去費用なんかを見積り取ったら、やっぱり4,000万から6,000万ぐらいの数字が出たというふうなことも聞いています。ですからそういうふうなことで、それから先ほどの楠山さんもGPSさんが数千万円というふうに言っていますよと、撤去費用ですよ。と言っているわけで、この辺はやはり自分たちが今まで知らされてきた数字、それとは全然急に2年間ぐらいの間に、1億2,000万とかというふうに倍以上の金額にされている、あるいは基礎なんかを入れると2億円を超えるなんていうふうな数字を出されると、ちょっと算定の根拠がぐらついて、果たしてそれに根拠があるのかと、1円でも安くもし撤去するとなれば、業者さんにこれの見積りを出させて、当然安いところに撤去を頼むと、それから出発しないと話にならないと思うんですけども、そういう形の数字がちょっと独り歩きしているのではないかという気がする。

それから、その数字に対してもちょっと疑問がありますが、そういうだけかかるにしても、ではなぜ今までそれを積み立ててこなかったのかということ、これは風車の基金というのがあるわけですから、当然撤去費用を積み立ててこなければならぬわけですよ、最終的に

は。いずれの日にか、そういう日が来るということは目に見えているわけですから、当然ながらそれに対する備えといえますか、当たり前ですけれども、取るだけ取って収入があつて後は知らないというわけにはいかないわけで、その費用をどのくらいと見て、それを算定してどういうふうにするか、基金に積み立てたのか、または積み立ててこなかったという、その原因は何か、その辺についてお尋ねいたします。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 現実の見積り、これは1億数千万、これはさっき言ったように、風車を建設した所からの見積りでございます。確かに数年前5,000万円は記憶はあります。確かに現実問題として見た場合は1億数千万、これはもう現実の問題。確かに2か年になって何でそんなふうになったかと言われてもあれですけれども、これが現実の姿でございます。

そういう中で、一番の自分の想定外という言い方はおかしいですけれども、基本的には基礎部分、これは撤去しないでできるのかなと考えておりました。その中で基礎部分を先ほど言ったように、県に言ったらここも撤去しなければいけませんよということを言われましたもので、それは必ずそこで億単位ではいきます。その点は御理解願いたいと思っております。当時、基礎部分は考えておりませんでしたし、5,000万から1億数千万になったということは、当時ある程度臆測の中でこのくらいかかるのではないかという中で言った中で、今回正式に取りましたら、1億数千万が出ました。

それは当然安くしなければいけません。もちろんGPS Sさんのあれができなくなったならば、当然GPS Sさんのほうが数千万ということで安い金額でやっておりますので、それは変えた中で当然1社で町としては財政負担が大変厳しいものですから、その辺を見積りを合わせそういうところでやった中で財政をできるだけ少なくする方法、そういうことはやっていきますもので、御理解願いたいと思います。

確かに5,000万と当時言った記憶はありますけれども、今の現実問題としては1億数千万、これだけかかることだけは御理解願いたいと思います。

次に、基金の関係でございますけれども、やっぱり当初から解体するときのために基金を積み立てましょう、これはもう建設当時のことでございます。順調に当時は積んだ中で、多分大きな事故がありまして、基金を3,000万以上そこに突っ込んだ記憶があります。その中で、基金がどんどん減ったわけでありまして、一番の大きな故障に対しまして3,000万以上の金を基金からつぎ込んだ、これが一番基金がない現状ではないかなと思います。

それと、やっぱり私は机上ではなかなか厳しいなどは考えています。当時、風車は明るい

ものではないですか、まさかこんなに故障とか、机上とおりにいかないなということは感じました。やっぱり計画時はあくまで机上の計算ですから、どんどんこうなっていくますと、現実はまだ自然のいろんなやつにおきまして、故障とかいろんなことが起こりましたもので、基本的には机上のようなほうにはいかなかった、それが反省点でございまして、基金は一応、ある程度まで積んだことだけは御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 一昨年の5,000万円の議論については、ちょっと自分は担当外だったものですから承知しておりませんが、風車が建った当時から、風車を撤去する場合には幾らかかるんだろうという御質問を定例会だったか委員会だったか忘れましたが、そういった御質問をいただきまして、当時、町は撤去のことまで正直にいうと考えていなかったものですから、近隣ですとかほかのところで撤去した事例がないかなということで例を探したところ、ちょうどそのときに、奥野ダムの上のゴルフ場に日立造船の風車、町の風車が600キロワットに対して1,500キロワットぐらいだったと思いますけれども、風車が建っておりまして、それが建設して多分四、五年もたたないうちに落雷等があつて稼働状況が思わしくないのを撤去するということだったものですから、その金額を聞きまして、1,500キロワットの風車が1,500万円で撤去できたということだったものですから、うちの町の風車はもっと規模も小さいですし、1,500万円掛ける3基で4,500万円、余裕を見て5,000万円ということ報告したという記憶がございまして、町長の頭の中にもずっとその5,000万円が残っていたのかなというふうに思います。

急に金額が上がったではないかということでございしますが、一番金額が5,000万と今の1億1,000万とで上がっている理由というのは、今の風車の場所ですと、簡単に風車をつり下ろせるようなかなり大型のクレーンをちょっと持ち込むことができないというような、そういうことが分かってきまして、そういった要素でかなり見積りが高くなっていると。関電工さんからいただいた見積りになりますが、そこでいうと、重機費が相当の金額を占めているということなものですから、当初の町が想定したこととはその辺が大きく変わってきているのかなというふうに思います。

あと、積立ての件ですが、これも見込みが甘かったといえば甘かったんですが、町とすると20年間風車を適正に運営できるというような内容で、当初の収支見込みを立てておりまして、実は昨年度、風車の借金を全て返し終わりましたので、本来であれば今年から3年間で

かなり余剰金が出てそれを積み立てられるというような、そういった予測も当初はしてありましたので、そういったところに見込み違いが生じているのかなというように考えております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） いずれにしましても、風車の撤去に関してまで考えて、きちんと予算を積み立ててくると、基金を積み立ててくるとというのが普通でしょうが、大きな故障があったからそれに出したんだというようなことでは、ちょっとやはり甘かったのではないかなという気が私はします。これに関しては、例えば平成24年から大幅に上がっているわけですよ、買取り価格なんかも。それまでの11.76円から税込みだと19.45円くらいにキロワット当たりですよ。実に165.4%上がっているわけですよ。これだけうちの町は有利だったわけで、そうするとそれが平成24年からですから、その次の25年、26年等々を見ますと、一般会計の操出しもそれまで100万円単位が一千何百万というふうに町のほうの操り出しているわけですよ。こういったものは、本来的には上がった自体、非常にうちの町はラッキーだったんわけですけれども、途中、RPS法で上がったという事実があるわけで、そのあたりもやはり、基金とその辺は当初予算よりもずっとゆとりが出たわけですから、それが一般会計に今まで以上に一千何百万というふうに繰り入れてくるというふうなものは、やはりちょっと計画性がなかったのではないかという感じはいたします。

それで、また基礎の部分の話をしていますけれども、これは東京電力さんがずっと三筋山のほうの奥のほうを建てていますね、そのときに会社説明会で来たときに、入谷の人たちも聞いたことがあるんですよ。基礎はどうするんだと、基礎部分のコンクリというものは、あれだけのものを支えるわけですからかなり大きなものになるのではないかと、どうするんだというふうに言いましたら、東京電力さんですら、基礎はそのままにいたしますというふうにはっきりおっしゃったんですよ。みんな、それはちょっと考え方はいろいろあるけれども、うちの町の風車よりも3倍程度大きいんですよ、したがって基礎も多いと思いますけれども、そのように発言していました。ですから、これはどうするかに関しては、現状を回復するという意味できれいに取るというのか、そのほうが強度的に強いのかどうか、その辺は私も素人だから分かりませんが、まだ600キロワットの基礎コンクリート部分を全部取るといったら、そりゃ金額的にも大変なことになると思うんですよ。そういうことの議論はまだちょっ

と前のはずだし、そういった金額で2億を超えるというふうな撤去費用の算定はちょっとまた別な機会にさせていただきたいなというふうに思うんですよ。

関電工さんがそういうふうにおっしゃったというんですけれども、600キロワットの風車を建てるのに、そんなに大型なクレーンが入らないとか、入るとかというふうな筋合いのものではないし、今までも故障したときにときどきはクレーンが入って、それをつり上げて、これは故障した部分を取り除いたりしていたわけで、あんまり関電工さんだけの言い分だけを聞くのではなくて、もっと北拓さんとかこの辺で風車撤去なんかをかかっている人たち、それからさっき課長も説明していたけれども、1,500キロワットでも1,500万くらいで済んでいるようなところもあるというあたりの例もやはり真剣にもう少し撤去に向けては細かい数字、それから相見積りをきちんと取る、そういったふうにしないと勢いみんな財政的な心配だけが先行しちゃうというふうに思うんで、その辺はちょっと警戒させていただきたいなというふうに思います。

また、2番目に伺った事業主のうちに来ておりますGPS Sさんですか、その方たちがこれまで3回ほど説明なさいました。一番初めは2018年の12月11日、次が2019年の9月27日、それから先日の2020年の11月20日です。これを見ますと、大きく変わっている点というのは、一番初めは4基建てるという予定が、それは4基ではなくて3基にしますというふうな例とか、多少変わったところはあるんですが、基本的には変わっていないというふうに思うんですよ。先ほどから申されているように、町長が発表されたように、また業者さんも言っているハブの高さが76メートルですか、全体の高さが119メートルになるのではないかと。119メートルの高さのものを出力だと、業者さんが想定しているのは3,000キロワットの風車を想定している、実際上発電は2,450でとどめたいというような内容のようですね。そうすると、3,000キロを発電する大きさというと、今、うちの風車が600キロワットですから、単純に5倍の出力を持っている、定格出力でいうとね。5倍の風車が今白田の山の上に建つのかというふうに考えると、これはかなり景観的にも、いろんなそのほかの意味でも問題が出てくるのではないかなというふうに思うわけですよ。

そういう風車を建てるということを条件に、この会社が町に出資を促しているわけですよ。お誘いしているわけですよ。町長は先ほどの答弁でも、出資はするつもりであるというふうに言っています。その場合の金額はいずれにしてもまだ分からないというふうにおっしゃるわけですが、それは全体の事業規模とか、事業の期間、それから利益の目標とかそういった数字が示されていないわけですから、これは投資とかと何かというのはちょっとあり得

ない、金額的にはですよ、ということだと思います。

ただ、町長、この前の全協の中でも言われたことなんですが、契約を同時に3つ結ぶことになると思います。1つは現在の風車をゼロ円でお売りすると、2つ目は土地の地上権の設定です。それから、3つ目が出資といいますか、そういったことへの契約になると思いますというふうなことを業者さんは言っていました。

これが非常に理のある話というか、誰が見てもそれは無理がないなというような話であれば、これはまた町が乗るのも一つかなというふうに思いますが、第1の条件としては、新しく風車を3つ造って果たして採算が合うのかというふうな問題は、これは自分たちの経験値からしてどうなんだろうと。というのは、うちの町の風力発電に関しては、国の補助がほぼ半分出ているわけですよ。5億1,800万のところの2億三千何百万という、これはめど、国ですよ。それから、グリーン基金というのが1,000万という形で大体半分近くの補助金が出ている。その事業が、これはさっき課長が答弁したように、20年もつ予定が、風車の耐用年数だと17年ですけれども、17年もたないで、15年で3基とも停止しているわけですよ。そういったところから考えて、果たしてこれは採算に合うのかというのが自分たちの経験値から見て、明らかなのですよ。

また、先ほどもちょっと言ったように、途中から大幅に売電価格なんかも上げてもらっているという非常にメリットがあるわけです。町営でやる場合、自治体風車の場合。また、どうですか、そこへ行く道路、あるいはその道路が傷みましたよと町道のメンテナンス、そういったものもみんな町の経費でやったわけですよ。それは一般会計からも出ているわけで、必ずしもそういうのは風車会計ではない。それから、人件費も、これはそれを監視する、うちの企画調整課初めとして、何か関わる形になってきているわけですよ、この間。その辺を含みますと、この事業そのものが果たして、大きくしたから採算に合うのかどうか、それは非常に自分たちの執権を最大限に駆使して、現在の風車がどういうことだったのかに関して、この風力発電の15年間に関して、私は検証しなくちゃならないんじゃないかと思いますよ。その上で結論を出すべきだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、基金の考えでございます。

これは、基金を決めていたのは、当時の議会でございます。基本的には、20年後の将来、取り壊すときにお金がなきゃいけないんじゃないかということで、私はそのとき議員だったものではっきり覚えておりますけれども、基金として取りあえず積みなさい、目的はやっぱ

り取壊しですよ、はっきりいって。しかし、それをやっていたというと、思わず落雷の故障と、それが三千何万かかった、それを一般財源から持ってくると大変厳しいもので、それで基金を使わせてもらった、そういう経過でございますもので、それは御理解願いたいと思います。

それで、1点、やっぱり見積りの関係についていいかげんだと言われるとちょっと困りますもので、その辺はちょっと訂正していただきたい。やっぱり今までも町は真摯になって、こうやってちゃんと見積りを取った中、見積りをちょっとニュアンス的に私はちょっといいかげんなことと藤井さんのこの質問の内容に感じたもので、そういう中で、やっぱり町民にまた誤解を与えますもので、町は真摯になってやっている中でこういう結果になっていることは理解願いたいと。

そして、三筋山の東電の関係。これは東電さんがそう言ったか、基礎は関係ないと言ったか分かりませんが、町の風車が撤去するときに、職員が県に行って、県の見解がそうですから。三筋山は私は知りませんが、それは。しかし、町営の風車に関しましては、この基礎はもう撤去しなきゃいけませんということをもう職員が聞いておりますもので、東電さんとのやりとりは、ちょっと私は回答することをできませんので、一応県の町の風車に対する見解がそういう見解だったということで御理解願いたい。

それと、やっぱりこれはまた別の話といたしますけれども、やっぱり風車を撤去すると基礎も撤去、これはもう一体と考えておりますもので、一体としてお話をさせていただいている現状でございます。

それとあと、採算性、これはあくまでも何回も言っているGPS Sさんが採算を取れなければもうこの事業をやりませんよとはっきり言っておりますもので、それに対して、町も採算を度外視してまでやっていくということは言っておりません。ただ、あくまでもGPS Sさんが採算性が取れたときに、この話が初めて本格化することだけは御理解願いたいと思います。

それで、何回も言っているのは、出資金は出しますけれども、以後の維持管理につきましては、町は一切お金は出さない、この方向で言っておりますもので、今までのような故障したから町がお金を出す、そういうことは絶対にありませんもので、それはまた御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 大型クレーンが入るかかどうかというのは、あまり今問題ではないのではないかというような、見積りに関して御質問があったかと思いますが、大型クレーンが入るかかどうかということが、かなり見積り上は重要な要素になってきております。実際、うちの町の風車は建設時も大型クレーンが入らないということで、非常に関電工が特許を持っているような特殊な工法で組み立てたというようなこともございまして、大きいクレーンが簡単に入るところと入らないところはかなり見積りの金額が変わってくるというように承知をしております。

また、北拓さんなんかには相談してみたらどうかというようなお話でしたが、常に今風車の保守をしていただいている北拓さんには、既にいろいろな相談をさせていただいております。仮に町が撤去するときになったら、小さい風車で、例えば風車を解体しながら細かい部品をバラしながら下ろしたりすることができないかというような、そういった御相談は、今並行して行っております。ただ、その細かい見積りについては、最終的にGPSさんがやるということになると北拓さんが入るかどうかわからない話なので、見積りにしてもかなり手間と費用のかかることなものですから、最終的な見積り額を出すところまでは、GPSではなくて町が風車を撤去ということが決まってからでないと北拓さんとしても見積りを出したのに手戻りがあるということになってしまうということもありまして、今はそういったやり方の相談でとどまっているというような内容でございますので、仮に町が撤去しなければいけないということになれば、北拓さんと今相談しているような内容でももう少し金額が安くなるのかなということも、当然検討してまいる予定でございます。

以上です。

○議長（村木 脩君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） 町長が出資はしますというふうに、断定的におっしゃるのが私はすごく気になるんですけども、これはその先の事業の運営とか、そういう営業上の問題なんかには、当然別会社だろうと思いますけれども、これはいわば第3セクターで運営するような形になるわけですね。SPCという会社を立ち上げるとか何か言っていますが、そこに出資するということは、町が加わるわけだから本当に第3セクターのような形になるわけで、その場合は当然運営とかメンテナンスなんかには関わらないというのはわかりますけれども、初めから出資金は出しますというふうに言っているということは、その会社をどれだけ信用したのか、どういうふうな利益見込みがあると思ってそういうふうに言っているのか、そ

うでなければ、これは町長の個人の資産を出すわけではないでしょうから、町の税金から出資金を出しますよというふうに初めから言っていることは、ちょっと私のほうは違和感があるんですけども、その辺はどういう根拠と申しますか、採算の見込みでおっしゃっているのか、ちょっとお知らせいただけますか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） もう何回も言っているように、出資金も自分たちもそうですけれども、ある程度地代、これの範囲内ですよ。そうすると、金額が多少知れてます。解体費が1億何千万ですよ。これを20年で割ると、これは幾らになるの。500万ぐらいでしょ。多分そんなにいかないと自分は考えているんです。そういうものの中で、やっぱりそれが1点。

さらに、相手側はやっぱり自治体と一緒にした中でエコリゾートタウン。この中で東伊豆町を啓蒙していきたいと言っております。その中で2点、出資金の額と解体費との割合、これをやった中で、出資金を出したときに本当一番危惧したのは、あとは維持管理です。維持管理は普通に町がそれに対して管理をしたらもうたまりませんよ。それはもう確認を取っております。あくまでも維持管理に関しては、もう町には一切負担をかけませんということをおっしゃっておりますので、それは御理解願いたいと思います。

さらに、第3セクターと申しましても、基本的には町は第3セクターとは考えておりません。これからまたちゃんとされていますけれども、基本的には第3セクターというのは、もう維持運営の全てを賄った中でやっていくのではないかと考えておりますけれども、基本的には出資金だけを出した中で後々のことはもう一切町は関与しない、取りあえず見守っていく。中に入れば、ある程度、会社に対しましてある程度、指導とかそういうことができますもので、そういうメリットもあるのではないのかなとは考えております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） 私がちょっと引っかけたのは、ファンディングで資金を募集するというふうなことも言っておられましたので、この前の説明会では。キャピタルファンディングという言葉を使いましたね、そういったことで銀行の金融機関以外にもそういった募集をするんだみたいな、そうしますと、町なんか、今出資するというふうにおっしゃっているように、そういう中で非常に町のネームバリューと申しますか、信用度があるわけですよ。これは自治体が投資しているなら間違いのないみたいな。そんなふうなことに、1つには誤解

を与えることがないかどうか。それが1つです。

それから、第3セクターではないにしても、どういう形にちよつとなるか、私も分かりません。株式会社になるのか、どうなるか。ただ、町が一枚かんで出資したという形をかみますと、そこに万が一、風車ができて、回転して、被害なんかがあった場合、これは全部町のほうに苦情が来るわけですよ。だって会社の人はその風車のところには常駐していないんですから。CEFさん、これは奈良本の風車の会社で10基建てている会社も、発電のうちこそ常駐の人がいたりなんかしましたけれども、もう今はほとんどいないんですよ。たまに来るとかというような形になって、だから逆に言うと、雇用にはあんまり役に立たない。誰もその後のメンテナンスとか何かに現地にいることはない。ということは、逆に言うと、じゃ、何か被害が出たときに、苦情なりそういう解決策はどこに求めるのかというと、全部町に来るわけですよ。私はそこをやっぱりきちんと見極めないと、将来的な投資話は怖いのではないかと、責任が取れるのかどうかというふうに思うわけですよ。だからその辺に関しても慎重にならざるを得ないなというふうに思っています。

それで、この件に関しては、まだ出資額なんかは分からないというふうに言っていますので、私の今の危惧を伝えて、その辺は念頭に置いていただきたい。

それから、この事業の内容が新しく風車を建設するんだということが眼目になっているわけで、そうしますと、その風車の大きさはさっきちょっと申しましたけれども、出力で5倍ぐらい、高さで2倍、それから高さが2倍ということは119メートルというふうに町長がおっしゃっていましたが、そういった大きさになってきますと、近隣の住民には影響がないのかというふうな問題がやはり一番危惧しなくちゃならないところではないかと思うんですよ。その辺は説明に来られた日本気象協会さんも騒音のことは言っていますけれども、全然低周波というふうなことは言っていないわけですよ。それだけ大きな組織で優秀な測定員も機器もありますよといっているのであれば、これは当然周波数がうんと低くて、人間の耳に聞こえないという音、この低周波音が大体20ヘルツ以下からというふうに言われていますよ。この人間の耳に聞こえないけれども、非常に高いエネルギーを出している、これが非常に害を出しているということは、もうこの間のこの町でも発生しましたし、全国でそういった例はいっぱいあるわけですよ。それに関して、それはないといえますか、一切見ようとしなくて説明に来る気象協会さんも変ですけども、その数字をうのみにして、耳に聞こえないからこれは問題ないというふうに切り捨てていくのかどうか、その辺、町長は低周波問題に関してどのように考えているか、お尋ねしたいと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 低周波、これはよく一日町長室やったときに、健康の不良といっている中で、それでは、お医者さんにはっきりこれは低周波が原因ですよと言ってくれている。皆さん来てくれませんか。低周波が原因、これがもうピンポイントで確定だということのある程度想像という言い方はおかしいですけれども、一部の人がやっている、全体が風車によって低周波によって体調を崩した、これがもう日本全体の風潮になればいいんですよ。これが学会等でも証明されておられません。そういう中で、確かにそれに対して、風車によって体調不良もあった、それが低周波が全てかという、それは果たしてちょっと分かりませんもので、それが低周波に関しましては、自分はそういう考えでございまして、やっぱり体調不良を訴えたときに、お医者さんの診断証明書がないかと、それをちょっと書いてもらってくれといってもなかなかそれを持ってこられないです。そういう状況でございますもので、やっぱり低周波というのが、日本全体が風車によって低周波によって体調不良、これがもう認定されれば、これは当然もうそれはやらなきゃいけないと考えておりますもので、その辺は御理解願いたいと思います。そういう状況でございます。

○議長（村木 脩君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） これはまだ裁判とか認められていないとかという意味では、確かにそのとおりなんです、全国に被害者がいて苦しんでいるということは事実なんです。それを我が町にも被害者が発生したわけで、それに関しては一番初めに町長があそこの別荘に呼ばれて行ったことありません。稼働したときに。物すごい風が吹いていて、うちががたがた揺れて、大変な被害だから来てみなさいよと言われて、町長いらっしゃったんですよ。そのときに、これは大変なことだという認識だったと思いますけれども、みなさんの私は味方ですというふうに町長は言葉を残されてお帰りになっています。

それから、いろんな議会にも陳情がありました。今日皆さんに示したところによりますと、平成21年の6月22日に提出している「風力発電事業による住民生活への被害に関する意見書」というのを、これは見ていただくと分かりますけれども、被害の内容が。電灯のひもが揺れるとか、ハウスの中での作業が難しいとか、偏頭痛がする、首から肩腕がしびれる、あるいは眠れないとか様々な被害を申し立ててきたものですから、議会としては何とかこれを何とか解決してもらいたいということで、満場一致でこれは可決したんですよ。ですから、そういう点では、全く我が町に知見がないということはないわけで、そういった経験がある

わけで、これを国県には提出しているわけです。

ですから、どの公害でも、水俣病でもそうですし、他の公害もそうですが、今、福島なんかもそうですが、放射能なんかも、これは目に見えない、匂いもしない、色もない、そうするとないみたいなことで因果関係が分からないと言われるわけですよ。それと同じように、長い年月をかけてたくさんの方が犠牲になったり、住民が苦しんだりして初めて認められたりするわけですが、現実には苦しんで亡くなった方、引っ越した方がいらっしゃるわけで、その町にまた新たな風車を建設するという事は、これは私ちょっと許されることではないんじゃないかと思うんですよ。ですから、そういう点では、慎重の上にも慎重にやらなくちゃならないし、こういったことはやはりもう町長の責任として再び繰り返してはならないというふうな考えをお持ちになったらいかがかなというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、三井の分譲地、現地に行かせていただきました。その中で、町としてはできることはしました。一応、保健師さんの面倒を見て、三井に住んでいる方の健康相談をいたしました。

町もできることはやっております。その中で、議会のほうも意見書を出した中で、やっぱり意見書を出すだけだと、今言った粘り強く東伊豆町議会として国・県、多分これは1議会では目を通して、多分1ページを隅に置かれると思うんですよ。だから、やっぱり出したなら、これをもううまくやる、藤井議員が言うとおりの、これを粘り強く、こういうことで困っているから何とかしてと県が動けば、当然町も動けますよね、県のそういう姿勢。そういう中で、県はこれを出しても動いておりません、はっきりいって。だから、そのときやっぱり出したら粘り強くやってもらうことがやっぱり一番ではないかと考えておりますもので、これは出した議会さんには敬意を表したいと思いますよ。そういう中で、こういうことを出して、粘り強くやった中で静岡県の風力の一步進めば大変ありがたいなと思いますので、またこれは議会のほうも継続してやっていただければまた違った考えと。

今度、ちょっと認識が変わって、確かに新しく建てますけれどこれは立て直しでございまして、更地のところに新しく風車が建つわけではありません。要するに、既存のところにまた新たに建つということで、新規といえば新規かも分かりませんが、基本的には更地にこれを建てるわけではありませんので、それは御理解。やっぱり新規となれば、やっぱりそれはそれなりにいろんな中で考えなければならぬと考えておりますので、今回は、一応自分

では建て替えというふうな中で考えておりますもので、それは御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） 建て替えではないといいますが、全然今までの場所とは違うところだというふうに業者さんも言っていますし、全然というよりも同じところを使うわけではないですよ。また、大きさもそれだけ違いますと少し離れたり、今の既設のものより離したりしなくちゃならないわけで。

それはともかくとして、1つには、例えば業者さんの発表でも、調査の資料を見ますと、アニマルキングダムさんから245メートルというふうになっています。風車から保育園までの距離が591メートルというふうに言っていますよ。そうすると、600メートル以内ですから、これはかなり大きな、機種にもよりますが、風が強いとき、あるいは普通に回っても、やはりこれは騒音のみならず、低周波も発生するはずで、そうしますと、現在保育園の子供たちが二、三歳児もいるわけですね。そういう小さいお子さんは影響力が大人よりも強いんですよ、これは個人差がある、あるいは男女差もあるとかいろんなことが言われていますけれども、低周波の被害に関しては、やはり小さいお子さんにとっては決定的なダメージになりかねない。そういったものをその僅か591メートル離れたところの山上に、今までの倍以上の高さのものを建てる、そこから発生するのが騒音だけじゃないということに思い至らないと、これは被害が出てからでは遅いんですよ。それに関しては、これは脳なんかに障害が出る可能性だってあるわけですよ。それが20年先に果たして、町長、もし今出資して建てさせたとして、責任問われたときに、本当に責任を果たせるんですか。人間の体ですよ。何人さんがどうなるかに関しては、それは不確定要素でしょう。だけれども、ないとは断定できないでしょう。その辺はどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） その20年後のことを考えて責任取れといわれたら、まちづくりは何もできませんよ、はっきりいって。例えば、庁舎を建てて、20年後に責任取れといわれたって、それは取れませんよ。その中で、これが建つということは20年後責任を取れといったって、それはもう難題だと考えております。

ちょっと反問させてもらっていいですか。

○議長（村木 脩君） はい。

○町長（太田長八君）　じゃ、三筋山、建てたときに結構被害があると言いましたよね、こういう被害が。その後、建った後の追跡調査やりましたか、それを確認したいと思います。

○議長（村木　脩君）　11番、藤井議員。

（11番　藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君）　私も友人もいますので、そういったことに関しては時々聞きますよ。それがどういう形の調査かどうか知りませんが、やはり風車もあるとうるさいね、ちょっといられないねという人もいます。現実には、それからあそこは、三筋山下のもっと近隣に本当は3つがあったんですけども、それはやめたもので、その点は助かったというふうに喜んでいきます。

今現在、例えば夏場なんかは非常に風が弱いわけで、そのところで苦情を言うとか、苦しいというふうなことは少ないですね、夏場なんかは。ただ、回るとやっぱりうるさいよ、眠れないねというふうなことは聞きます。

それから、向いにあるペンションの方が、以前は星空が見えるということで案内していらんですけども、これは台なしですねと、夜間にぴかぴか光るわけですよ。星空なんかが見えるというふうな売りはなくなりましたというふうなことは言っていました。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　まだ反問です。

基本的には、景観、身体に対しまして、そういう弊害があったか。この追跡調査はしていただきましたか。当時は計画のときは、はっきりいって低周波とか心配とかいろんな体に影響がありますといった中で、残念ながら中止になった中で、建った段階で追跡調査でこういう身体に弊害がありましたとか、その辺をちょっと追跡調査したかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（村木　脩君）　11番、藤井議員。

（11番　藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君）　これは、風車の大きさ、距離、そういったものにうんと左右されるわけで、一定の距離が離れば距離減衰、騒音も低周波も減っちゃうわけですよ。ですから、ずっと山の奥のほうに行ったということで、さっき言ったように、近くの3つがなくなって奥に行ったということで、相当その影響が少なくなったことは事実ですよ。

ただし、熱川なんかに関しては……

○町長（太田長八君）　熱川に関してはいいですよ。

○11番（藤井廣明君） 熱川はいいですか。

○町長（太田長八君） 分かります。

○11番（藤井廣明君） ですから、今言ったように距離が非常に離れていたということで、三筋山周辺から重篤な訴えを出しているということではなくて、先ほども申したような状態です。そのぐらいですが、どうですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） その中で、今言った藤井議員の資料。これね、世帯の50%と書いてありますものは、この900メートルに何世帯あって、そのうちの何世帯から取ったんでしょうか、これ。その辺をちょっと教えて。

○議長（村木 脩君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） これは、熱川の三井大林自治会が発行している資料に基づいているんですが、そちらに非常に詳しく出ていますけれども、これはその部分をちょっと抜き書きしたものですから、もしあれでしたらきちんとした何人調査したか、日にちは出ているわけですが、人数に関して、今正確なところはちょっと全体ではなかったから今答えられませんので、後で町長のほうにその資料を提出したいと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） これは一般質問ですから、この調査内容、何世帯のうちの何世帯をやった中で50%以上あった、やっぱりそれは明確に示した中でこういう資料として提出していただきたいと思います。ではなきや、これを見ている一般の方が困惑します。何だ、そんなにあるのかという、当然それは皆さんやりますから。

例えば、これが100軒あって50軒、これだとすごいですよ。それから、25軒のうち十何軒、これはもう全然意味合いが違ってきますから、この900メートル以内に何世帯あって、そのうちの何世帯の調査がこうなりましたということは、それはちゃんとしたデータとして出していただきたいと思います。

また、後でその資料をもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（村木 脩君） じゃ、藤井議員、そのデータを。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） それは自治会が取っているのがありますので、後で提出したいと思います、町長のほうに。

何人測ったかということですよね。これは町の健康福祉センターで測りましたから、で、風車がこれ、示しているのは止まっているときは低い、それから実際に回ったときにその人たちが言っていたのは10ぐらいずつ上がっていったというデータですから、後でこれは町長に示しますよ。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） いや、基本的には、要するに何世帯あって、何世帯の人がこというね、要するに分母と分子が全然違うんですよ。数が少なきゃ50%、これは当然保健福祉センターがやったのを、今聞いたら、福祉センターはある程度害を生じている人が来ているんですよ。そういう中で取れば、当然こういう結果が出てくるでしょう。しかし、その900メートル以内に何世帯あって、そのうちの何世帯がこういう結果だと、そうしたらここはすごく大きい数ですよ、はっきりいって。そのデータのことははっきりしてもらいたいと考えています。

○11番（藤井廣明君） それはやります。

○議長（村木 脩君） この後。

11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） それと、出資に当たって、その前に土地の提供というふうなものがあると思うんですよ。それに対して、町に対して対価を支払うというふうな内容になっているんじゃないかと思うんですよ。その場合、さっき2万2,750ですか、平米数をおっしゃいましたけれども、そのうちの町有地は何%になるんですか、あとの土地は何%なんですか。どこの所有ですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 土地に関しましては、ほとんどが白田財産区かと考えております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） 白田財産区は、法人格を持っていますか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 持っておりません。

○議長（村木 脩君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） 持っていないとしますと、その契約は町が代行してやるという形になりますか。

○議長（村木 脩君） 町長。

（「財産区ではないですよ。」の声あり）

○議長（村木 脩君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 1時59分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ、再開します。

町長。

○町長（太田長八君） 訂正させていただきます。

今、財産区と言いましたけれども、99か年白田区の持ち物だそうです。

それと、あくまで99か年ですから、一応町有地という名目が立っておりますけれども、白田区ということで訂正させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） それでは、白田区さんが法人格を持っていないということであれば、やはり町がこれは当然契約者になるんじゃないかというふうに思います。その場合の契約金がどうか分かりませんが、業者さんの説明によりますと、地上権を設定するんだというふうにおっしゃいました。これらの民法の条文も示しましたが、地上権といわゆる賃借権との違い、あるいは法律のように分けなくても結構ですけれども、大ざっぱでもいいですけれども、普通は土地を貸す、そして事業をやってもらうというのが今まで町も東電さんとか何かそういった例が多かったと思うんですが、今回、賃借という町の土地を貸すとか、今、白田区にしても貸すという形ではなくて、地上権を設定するということの意義というのはいちよと大きいんじゃないかとも思いますが、その辺をどう考えているか、お答えください。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 地上権に関しては、いろいろあります。この地上権はあくまで風車に対する地上権で、それ以外のは別途使用できません。当然ですが、地上権はほかに転用するようなことはそれはできない。あくまで風車にあります、それに対する地上権……

（「利用」の声あり）

○町長（太田長八君） 利用がね。利用が要するに、あくまでも風車に対する利用、そういう地上権でございまして、何が何でもできる、そういうような地上権ではないということだけは御理解願いたいと思います。

○議長（村木 脩君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） 皆さんもこの前示されたわけですがけれども、地上権というのは物件で、地主の承諾がなくとも譲渡、転貸ができますとはっきり書いてあるわけで、この辺に関しては、むしろこれは金融機関のほうからまとめられたというふうになっているわけで、非常に町にとってはリスクが多い条文ではないかと思えますよ。

というのは、今は下手に土地を所有するよりも、地上使用権を設定したほうが有利というふうに判断しているわけで、やはりこれは譲渡に相当するようものになってしまう可能性があるんで、その辺は地上権の設定に関しては、かなりの細心の注意が必要だというふうに思います。

低周波がないとかあるとかという論争に関しては、これは町長、現実にもこういった物理的な力としてあるわけですから、測ってもらえば、これは一発でちゃんと値が出るわけですよ。いつでもこうやってちゃんと1メガヘルツからずっとこう20ヘルツ以下のところに強い周波数が出ている、そういうものを、あるものをないというふうに言うのは、これは本当に科学の否定になっちゃうわけで、放射能が見えないからないみたいな理屈になっちゃうわけで、1つの例を出しますと、例えば外国の軍隊で、これはよくイスラエルが一番初めに使ったらしいと言われているんですけども、何か民衆に白い車が来て、何か照射したと、それでみんなばたばた倒れたというんですよ。何だと思っていたら、それは多分強い低周波を発生する機械だったんじゃないかと言われているわけです。

○議長（村木 脩君） 藤井議員に申し上げますけれども、制限時間が来ておりますので注意してください。

○11番（藤井廣明君） そういったことで、私は否定するのはちょっと非科学的だというふうにだけ申し上げて、これに関しては十二分な注意を払って、この事業の推進に当たっては

貧すれば鈍するということにならないように自分たちの責任をやっぱりきちんと取らなくちゃならないし、自分のうちで使った、例えば家庭の電化製品を使い終わったからといって、時々山に捨てちゃったりする人がいるんですよね、お金がかかるから。だけれども、そういうことは、全く無責任で、自治体はあり得ない対応だと思うんです。繰り返しあれですけども、本当に笑われることのないように貧すれば鈍するということにならないように、やはりきちんとした終結の仕方をしないと、これは自治体の風車としてはちょっと恥ずかしいんじゃないかと思いますので、私からその辺を要望しておきたいと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 藤井議員の町に対する心配は、本当に有り難く受け止めたいと考えております。

あとは、藤井議員さんの言ったような方向にならないような方向で町は進めていきたいと思っております。その中で、またいろいろ提案していただき、よりよい方向に。

それと1点、私は低周波がないとは一言も言っておりません。低周波は自然界に存在するんですよ。それが風車によっての低周波によっての健康被害、これに関してはまだ学術的にもちゃんと証明されていないもので、その辺はいかがかちょっと分からないと言っただけで、低周波の存在は否定しておりませんもので、それは御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） この際、14時20分まで休憩します。

以上で、11番、藤井議員の一般質問を終結します。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時20分

○議長（村木 脩君） 休憩前を閉じ、再開いたします。

---

#### ◎発言の訂正について

○議長（村木 脩君） 当局より発言に対する訂正の申出がありましたので、これを許可しま

す。

町長。

○町長（太田長八君） すみません、発言の訂正をお願いしたいと思います。

午前中、楠山議員のとき、幼稚園の給食導入について、給食というところを給食費と言ったところが数か所ありますもので、「給食費」を「給食」に訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

---

◇ 鈴 木 勉 君

○議長（村木 脩君） それでは、12番、鈴木議員の第1問目、命を守り生活を守る町づくりについてを許します。

12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） 皆様、こんにちは。

それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

第1問、命を守り生活を守る町づくりについてお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染拡大（第3波）が全国で広がり、町民や観光関連業者は終息の見えないコロナ禍の中で、先行きに非常に不安が募っております。町民の命を守り、生活を守り、かねてそれを守りつつ、経済対策等実施しなければならない。そこで以下の点を伺います。

町民の命を守るPCR検査費用の補助金は。

2点目、町民にも感染予防消耗品（マスク、消毒液など）購入の補助金は考えているか。

（3）安心して訪れられる観光地づくりは重要課題であります。どうお考えか、よろしくお答えをお願いします。

○議長（村木 脩君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 鈴木議員の第1問、命を守り生活を守る町づくりについては、3点からの質問ですので、順次お答えいたします。

まず1点目についてですが、PCR検査につきましては、あくまでも感染しているか否かの確認をするものであり、これにより命を守れるとのものではありませんが、感染を確認することにより早期に対応し、感染の拡大を防止するという点については理解するところがあります。

現在、発熱等の症状があり、感染の疑いがある方につきましては、かかりつけ医、あるいは発熱等受診相談センターに相談し、検査が必要となった場合は公費負担となりますので、検査費用を御負担いただくことはありません。

また、11月27日の県知事会見によりまして、1人でも患者が発生した場合には、広範囲な検査を実施するという検査体制の強化が図られることになりました。感染症以外の疾病を含む医療提供体制の確保と、また医療機関における感染症の予防のほう、両面からも検査の実施につきましては必要とされる方が医師の指示の下、受けていただくことがよいと考えております。

次に、2点目についてですが、感染症対策消耗品であるマスクや消毒液は感染症が拡大し始めた当初には買占めなどにより品不足と価格の高騰がありましたが、現在は求めやすい価格と安定的な供給が可能となりまして、日常で使用する場合には、比較的安価で購入ができるようになってきました。

町では、これまで各種団体や、また個人、有志の方々より御寄付等をいただきながら高齢者施設や病院、また学校等へのマスク配布などの対策を講じてきましたが、今後も緊急時への対応などに重点を置きまして、備蓄により対応を図っていきたいと考えており、個人への補助については考えておりませんので御理解をお願いいたします。

次に、3点目についてですが、鈴木議員が言われるように、安心して訪れられる観光地づくりは、重要課題であると認識しております。

町では、6月16日に発信した東伊豆町観光施設における新型コロナウイルス感染症に関する基本方針を基に、各観光施設に対し、感染予防の徹底を呼びかけており、各種イベントについても感染対策を講じた上で実施を心がけているところです。

町といたしましても、その環境整備を後押しするため、新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費の補助金を事業者向けに設けまして、現在申請事務を行っているところです。また、各種イベントでの感染予防対策を図るため、町の観光協会へは備品等の購入予算として補助金を交付しております。いずれにいたしましても、この町を訪れた方が安心して楽しんでいただける観光地であるように、引き続き関係団体と協力し、感染予防を図っていきたい

と考えております。

○議長（村木 脩君） 12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） 答弁ありがとうございました。

町の考え方は大体分かりましたけれども、今、答弁の中にもあったみたいに、国費で受けられる人たち、濃厚接触者、そういう方たちはPCR、抗原検査というものが国の費用で受けられるわけなんですけれども、考えてみたらもうこの人たちはうつされているという可能性が非常に高いわけなんですよね。僕は、こういう人たち、感染者を出さない方法とかクラスターを発生させないことが大事なことなんだろうという気持ちがあるわけなんですよね。そういう中で、自主的なPCR、抗原検査を多くの人たちに早く受けていただきたいと思うわけですよ。早くにこういう濃厚接触者にうつす前の感染者、こういう人たちを早く見つけることができたならば濃厚接触者が非常に減るのではないのかなと、そういう気持ちでいるわけなんですよね。やはり、家族を守ったり知人を守ったりするそういう手段の中では、やはりいろいろな生活の中で思い当たる人たちは自主的なPCR、抗体検査を受けて、私はいただきたいなど。

今、抗体検査の費用が大体2万8,000円ぐらいかかるのではないですかね。昨日のあたりのテレビを見ますと、2,500円、唾液から取るやつがね。それから1,980円とかというそういうものが出始めているんですけれども、それがこの我が町に住んでいる人たちが受けられるような、近くにそういう会社ができるかどうかは、まだ未知数なんですよね。できれば、私はそういう気持ちの中で今回の質問を考えたわけですから、質問を続けさせてもらいます。

クラスターが発生いたしました伊東市にお勤めになっている人、相当いるのではないかなと思います。それから、また日々の買い物、伊東に生活圏として買い物に行く人たち、病院に行く人たちも数いると思うんですよね。そういう人たちにとりましても、今度もクラスターが発生した店や地域の名前の公表はなかったわけですよね。そういうものの中で、感染経路が不明、感染しても無症状の人がいます。こういう状況の中で、日々そこに勤務したり、生活のために買い物に行ったりする人たちにとっては、やはり不安が出てくるのではないかなと思うんですよね。自分も日々の行動を振り返ったときに、いろんなもしもという不安が私は感じる人もいるのではないかなと思います。自主的に検査を受ける人に助成をしてもらいたいなどという気持ちは私の中ではしっかりとあるわけなんですけれどもね。答弁はこれは結構でございます。

次に2点目ですが、町が行っていただきました感染症対策の備品の購入補助金、これは事業者にとりましては非常にありがたい御支援でございまして、感謝を申し上げる次第でございますけれども、今度行っていただいた感染症予防備品購入のものに対しまして、町民の方たちに対する思いやりの事業、そういうものが含まれていなかったわけなんです。長引くコロナ禍の中では、一般家庭でも大きな影響が出ているのではないかなと思っております。マスクや消毒液などは毎日使うものでございます。購入するのが大変ではないかなと心配しております。

そこで、お聞きしますのは、全世帯には無理としても、高齢者世帯や非課税の世帯など限られた人たちに助成は考えておることはできないかをお伺いいたします。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 壇上でも言いましたが、現在、考えておりません。

基本的には、第1波のときに、それぞれ自治体が購入して券をやった中で、一世帯幾つとか、そういうことをやりました。そのときは、本当に品不足の中である程度行政の力を借りた中で、各町、市民に1つやったと、これは頭の中に入っておりますが、現状におきましては、本当にいろいろカインズとかいろいろなところに行きますと、もうマスクも山積みになっております。それで、コンビニでももういっぱいありますもので、今現状はマスクの不足は一般の町民には。しかし、町といたしましては、先ほど言ったようないざとなったら、あとは備蓄した中で、それをまた町民に配布していきたいと考えておりますもので、現状では鈴木議員が言ったそういう世帯に対する補助につきましては、今現在は考えておりませんもので、その辺はまた御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） 町長、今の答弁の中でちょっと口漏らしたんですけど、これからは考えていきますよという形でしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 当然、これからいろんな上で、クラスターがいろんな面で発生した場合、やっぱりそれはそれなりに町といたしまして何かやらなきゃいけない。または介護施設やいろんな中を見た場合は、当然県もいろいろ指導するけれども、それと並行して一緒にまた町もそれなりに対応はしていきたいと考えておりますもので、そういう状況になった場合

はまた考えますけれども、今の現状の時点におきましては、ちょっとそういう考えはないということだけちょっと御理解願いたいと思います。

○議長（村木 脩君） 12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） 昨日、今日のテレビでいくと、地方の持続交付金、今度もいろいろな形で町民のために使っていただいたんですけども、その増額がするのではないかという話なんですよ。何か、1兆何千億円が追加で組むような形でいるんですけども、その内容を見ると、お酒を提供する飲食店にそれを自治体が休業要請とか時間短縮を頼んだところに使えるようにするという話ですけども、私はまた今言ったみたいな話の中で、そういうところも大事かも分からないけれども、やはり一町民の方たち、一般の町民の方たちにもやはり生活困窮者とか、年金生活の方たちとかがいると思うんですよ。だから、できれば、国の方向性は分かんないんですけども、町としたらぜひそういう金もうまくそちらに使っていただけたらうれしいなと思うわけなんですけれども。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 3次補正において臨時交付金1.5兆円、これは確定です。

ちょうど昨日、県の町村会がありましたもので、そこで県の財政の山田課長から聞いた中でその辺はどうなんだと聞きましたらば、はっきりするのは1月末らしいですよ。それで、やっぱり使い勝手が大変悪いらしいです。今、鈴木議員が言ったように、時短要請、休業要請、多分そこへが集中的でほかのところを使うかどうか、ちょっと今のところ分かりません。その上で、国の公共交付団体、せっかく国が出してくれた臨時交付金はそういうふうに使って使いが悪いのは困るもので、県のほうも昨日の反省ではないけれども、使い勝手のよいような臨時交付金をお願いすることをやっていますので、町といたしましても使い勝手という、今まで1次、2次というような、そういう使い勝手のよい臨時交付金に期待していますけれども、今のところ結構限定されて、だから使いにくいような感じです。

今言ったようなことは、今の状況では多分入っていないのではないかなとは想像しておりますもので、その辺はもう国に働きかけた中で使い勝手のよい3次臨時交付金、これを要望していきたいと、そう考えておりますもので、そうなったらまたいろんなアイデアが出てきますものでその辺で御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 12番、鈴木議員。

(12番 鈴木 勉君登壇)

○12番(鈴木 勉君) 私、御理解をいただいたという、そういう気持ちで3点目に入らせていただきたいと思います。

クラスターが発生した自治体の対応の仕方を、時間がこの頃ございまして、新聞やテレビなどで読んだり見たりしていますと感ずることがあるわけなんですよ。

コロナが潜伏時間が非常に長い、誰もが感染している可能性がある、こういうコロナの形であるわけなんですけれども、ましてや無症状のうちに人にうつしてしまうかもしれない、こういうコロナの対策としては、私はなぜもっと早期にPCRとか抗原検査の対象者の範囲を広げていかなかったんだろうかなど、対応の違いというものにちょっと私自身が感じて今回の質問になるわけなんですけれども、どこの首長さんも自分のところでは、小さなところなんですけれども、大都会は別ですよ、感染者は出てもクラスターは発生しないのではないのかなという、私は油断というんですか、そういう気持ちが多かったのかなという、この対応の遅さを見たときに感ずるわけなんですけれども、そこでお聞きしたいのは、東伊豆町ではクラスターが発生したとき、医療体制はどうするのかとか、感染拡大はどう防ぐのか、どういう役場の体制で対応していくのかという、そういう議論は東伊豆町の中では行われておりますかどうかをお伺いいたします。

○議長(村木 脩君) 町長。

○町長(太田長八君) 医療体制につきましては、うちの町では東部、これは本当にクラスターが出たりしたらお手上げです、はっきりいって。

その中では、クラスターが出た場合は、県の指導の下、一緒に町はやっていくことは考えておりますけれども、町単独ではできません。クラスターができるだけ発生しないような、お願いしているのはやっぱりマスクですよ。やっぱり何だかんだいっても、飛沫、これやるのが一番ですから、その辺の啓蒙これをやっておく。クラスターが発生した場合、当分もうほとんどお手上げで、県の指導を仰ぐというふうな感じでございますもので、病院関係に関しても病院の中ははっきりいってありません。たった4床しかありません、賀茂郡はね。

そういう中で、これから充実してくれといってもなかなか厳しい中で、その中で、クラスターが発生させないような方向でやって、基本ではまずマスクをやってもらう、それで会食したらよく笑い話にも言ったんだけど、やっぱり飲むときも高倉健みたいに寡黙に飲むと、発声しないと。やっぱりそれが飛沫を二次会も、食事をしてもいいということで、やっぱり飛沫をしないような方法でやっていただきたいと考えております。

そういう中でいうと、本当にうちの町は今のところ出ておりません。やっぱり町民が多少飲食会に行っても、自分が知る限りではそういう大きな声を出して飛沫を飛ばすようなところは見たところはありませんもので、その辺はまた引き続き町民の方には、そういう方向の中で生活していただいた中で、当然クラスターだけは発生させないようなまちづくりをやっていききたい。

今は伊東は大変でございます。隣の町でございますけれども、昨日も小野市長からも電話がありましたので、大変苦勞しているということを知りましたもので、できるだけそういう方向にならないように、また町民の皆様の御協力を得た中でやっていききたい、そう考えておりますもので、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（鈴木嘉久君） 御質問にありました、まずクラスターの対策についてなんですけれども、クラスターが発生した場合は、クラスター認定がありまして、クラスター対策班という特別チームが派遣されたりという形で対応していくこととなります。

賀茂圏域、先ほど町長が言われたように、医療が非常に脆弱な地域であります。そういうところでクラスター等が発生すると、本当に危機的状況というのは、これは紛れもない事実かなというふうに思います。

以前は、感染が確認されますと、まず入院勧告等によって病院に入ることが大前提という形にはなっておりました。現在は、入院勧告という形ではなくて、自宅療養であったりとか、そういう形で対応していくという形になります。これについても、保健所が中心になりましてその指示をしていきながら対応していくという形になるので、直接町が関わって対策を立てていくという形にはなっていないかと思っております。ただ、クラスター等が発生して、町民の方たくさんの方がなったときに、自宅での療養とかそういったことが発生したときに、健康状況の確認であったりとかそういうことで町が協力していくような体制が今後築かれていくのではないかと、起きてからの話でしかないんですけれども、あくまでも県が指示をしていくという形にはなりますので、対応について町が独自でということとはなかなか感染症法にもございますので、独自にという形はなかなかできないんですけれども、そのようなことが予測されるので、そういった場合には迅速に対応できるように準備を整えていききたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） 今答弁いただいたみたいにかついう自治体は、国・県かういう方針の中で保健所と相談していろいろ対応していくというものについては、私も理解はしておるわけなんですけれども、手元に新聞があるからそれをちよつと参考にするわけなんですけれども、11月20日にクラスターが発生した町というのが分かるわけなんですけれども、そこが12月9日の新聞までには感染者が90人、トータルでいくと、百十、今六名か七名ぐらゐまでいっているんではないかなと思ふんですけれども、私が町長とこの一般質問でやりとりしているのは、なぜこれまでの時間にかういふ時間を費やしてしまったのか。なぜ、11月20日にクラスターが出たときに、早期に感染者の拡大を防ぐための手法、今は市長さんが非常に濃厚接触者初め、通りを通つた人、その商店街に行つた人、かういふ人までに、悪いけれども、抗原検査をしてくださいねと呼びかけているわけなんですよね。かういふことの私は遅さが、さっき質問の中では申し上げたつもりでいるんですよ。やはりこの遅さが、悪いけれども、今、日本全国の中での感染者から濃厚接触者という数が多過ぎるといふのは、ここら辺が私は一つの原因でないのかなと。これは私が考えたことですから、違つたら違つてしようがないんですけども、私がかういふテレビを見たりしたときに憤りを感じるわけなんですよね。何で早くにという気持ちがあるわけなんですよね。もっと早くに感染する人たちの行動性を慎んだり、あんたが、悪いけれども自分がかういふ不安があるんだつたら早くに検査しなさいよというものをつくつてくれなかつたかなと思つているわけですよ。発熱から外来へ行つて、何とかかんとかで1週間がどうのこうのという、医者も診てくれないとか、抗原検査するまでには、非常に自分が感じたときから1週間もたつてとかというものがあるではないですか、報道の中で。この間に、この人が、悪いけれども、家帰れば家族だけではなくて、自分の知人とか職場にも、僕はうつしている可能性があるんではないかなという気持ちがするわけなんですよね。

かういふものが、私は日本全国で、今収まつていかない一つの原因になつているのかなという気持ちが強いわけなんですけれども、先ほども町長の答弁の中でも、なかなか我が町もこの対応にしては、かういふものにいかうという決め方がないよふな気が、私は聞いていて受けたんですけれども、できれば私たちの観光の町として、コロナ対策には課題が多いと私は思ふんですけれども、この感染防止対策はもちろんですけれども、クラスターが発生したときの拡大防止対策、これをしっかりとしていかなければならないと思ふんですよ。できれ

ば、提案ですけれども、東伊豆町モデルをつくって、しっかりとこの町を守っていくという、そういう形は考えることができないかどうかをお聞きします。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） クラスターが発生したときは当然早くやる、平常時は、やっぱり昼間、テレビで神奈川県黒岩知事が言っておりましたよね、やっぱりPCR検査より、まずはマスクをして会食のときも飛沫をやらない、これが一番の方法だということで、PCR検査は確かに平常時にやっても、そのときは陰性だと思っても、その次の日にはもうかかっていることも考えられます。これは果たしてむやみにやっていいのかどうかということをお聞きしたいと思います。

やっぱりそういうようなピンポイントにクラスターが発生したときは、もう県はそういう気持ちになっておりますもので、クラスターが発生したら、やっぱりもうすぐその周辺のPCR検査、これはやるようなことを言っておりますもので、その点では多少安心しておりますけれども、平常時においてこの町がPCR検査、それを考えておりません。やっぱりやるからには、継続してどんどんやっていかなければ拡大を防げないと考えておりますもので、それに対する平常時のPCR検査、町は考えておりませんもので、それは御理解願いたい。

クラスターが発生した場合、これは今鈴木議員の言った、即座に、近隣に対しましてPCR検査、これはもう県がやるというふうに言っておりますもので、それは早急にやってもらいますとお願いをしていきたい、そういう考えでございますもので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） 先ほど、2点目の質問でマスクのことをしたわけなんですけれども、今、非常にマスクの効能というものが見直されておまして、布製とか不織布とかウレタンとかがありまして、マスクの形の中でいくと、マスクをしている人としていない人との違いは何かというと、している人はウイルスの菌が入ってくる量が少なくて済むんだそうです。同じように体内に入った量でウイルスが少なければ、発症例が非常に少なくなりますし、発症しても軽症で終わると、そういう一つのものがありますよと、ですから、マスクというものはしっかりとつけましょうねというのがテレビなんかでもよく話している中では出てくるものなんですけれども。

それから、もう一つの東伊豆モデルをつくったらどうかという、下田なんかもしっかり海水浴場の管理からも下田モデルというものをつくって、感染しない、感染をさせないというモデルをつくったわけなんですけれども、東伊豆につきましては、それを踏まえた中で、今度はクラスターが発生したときにどう対応していくのか、ごめんなさい、先ほど言った新聞みたいに、こんな時間の中で50人も90人も増えてから慌てているような形ではなくして、早期にこういう対応をして感染を広めないんだと、そういうものを私は求めているわけなんですよ。そういう体制を早くつくってくださいねと。私はそれを求めているわけなんですけれども、町長もう一回答弁お願いします。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） これはもう県がその気になっていきますんで、それを当初したのは、東伊豆町モデルといえはかっこいいですが、県がもうその次も伊東を反面教師として、クラスターが発生した場合は即座にその近辺はPCR検査をやるというっておりますもので、それは確かに町がそれをやればかっこいいですけども、基本的にはお金がかかってきます。そういう中で、この臨時交付金の中でそういうことができますよといえはいいんですけども、臨時交付金は基本的には年度内にやらなきゃ、返すのはもったいないですから、それに対しまして、例えばいつ起きるといことが分かればそれを有効に使いますけれども、これが年度内をまたいだりして、臨時交付金を返してくれなんていうのはちょっと困りますもので、その辺は確かに鈴木議員の言っていることは分かりますけれども、その辺に対しましてはちょっと何しろ県と共同してやっていくのが一番かなと考えておりますもので、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） 今、町長の答弁をいただいたんですけども、ちょっと私としたり納得できない点があるわけなんですよ。

先ほどの新聞を読ませてもらったんですけども、これも全て県の指導なんですよ。こういう県からのお達しの中でこういう指導をされて、保健所からも全部お話しして、クラスターが発生しても公表しません、どこの地域で出たかも言いませんとかとっているものが、この結果として原因なんですよと僕は感じているんですよね。町長との違いがそこにあるんですけども、だから僕は強く自分の意思を述べていきたいなと思っているんです。

東伊豆町も1月の末から雛のつるし飾りが始まりますし、2月から河津の桜まつりが始まるわけなんです。いろいろと議題にのっているんですけども、Go To トラベルも一応国は6月まで実施を延長すると、そういう発表がございまして、伊豆にも多くの観光客に来てもらいたいなという私はお願いを願っているわけなんですけれども、コロナ禍であっても、町長の公約でございませぬけれども、笑顔のあふれる町、観光に来てくれる人たちが安心して訪れられるまちづくり、これをしっかりと町長にお願いして、私の質問は終わりたいと思います。

町長ありましたら。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 基本的には壇上で言ったように東伊豆町の観光に対する感染症対策、これをしっかりと守っていれば、多分基本的には来たお客さん、それこそ2週間検温をやっておりますし、それで、施設の方、それなりにやっております。大変でございました、その方。一応、やっぱりあれは交流人口ですよ。泊まる人はある程度そう、町で。交流人口はいちいちここに来ていましたら対応できませんもので、その辺をどのようにするかということはありませんけれども、その辺はもう今後、いいか分かりませんが、その人のモラルではないですけれども、その辺はお任せするしかないのかな。要するに、その人たちは、やるのは楽しくないでしょう。泊めることはできません、はっきりいって。今の中でたしか一時、3週間様子見た中で、その後やれといっていますが、これはやっぱり行政を扱っている知事は、やっぱりなかなか言えませんよ。医療従事者たちはたしかにそれは言えます。

しかし、経済とかいろいろな考え、経済の両立、やっぱりこれは致し方ない。その中で、本当に国とか県知事は本当に苦勞していると思いますよ。簡単には考えは出るけれど、経済のことを考えたら、本当にこれをやったら、例えば3週間ストップしたら、この国はどういうふうになっていくのかなと私考えている中で、そういう国のトップとか知事さんは本当に大変だと思います。これは頑張っていたきたい。そういう中で、また小さい自治体ができることは、それは協力していきたいと考えておりますけれども、交流人口の方たちをチェック、例えば言ったPCRなんていうことはとてもできませんもので、そういう方を一々ね。そういう中で、できるだけ町として出さない、感染症の対策予防、これは徹底した中でやっていきたいと考えております。

そうして、また不幸にもこういう状況が出た場合は、自分はもう国・県に対しましてははっきり言っています。地元の観光行政はもうそれなりにちゃんとやっておりますよ。予約

者に対しましても2週間の検温とか、そしてどこから来たとかちゃんとチェックしておりますもので、取りあえず自分の町はそういう観光に対しましては自信を持ってやっているということも、菅さんにも官房長官にも言うておきました。そういう中で、国の方たちは大変苦労していますので、何とかいい方向に行っていただきたいなど、今現状考えておりますもので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○12番（鈴木 勉君） はい、どうもありがとう。

○議長（村木 脩君） 以上で、12番、鈴木議員の一般質問を終結します。

この際、15時10分まで休憩とします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時10分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ、再開します。

---

◇ 内 山 慎 一 君

○議長（村木 脩君） 10番、内山議員の第1問目、景観、修景整備についてを許します。

10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） それでは、私は1問質問をして終わります。

一問一答でお答えください。

景観、修景整備について。

海の汚れや田畑、野山の荒廃は観光地の価値を著しく損なう。その景観、修景整備について伺う。

（1）地域の観光スポットの稲取漁港と町内海岸付近の修景整備や環境美化の取組は。継続した美化運動に取り組む考えは。

（2）田畑、野山の荒廃や石垣の美しい農村の修景保存への取組について伺います。

(3) 町並みの修景整備の状況は。各温泉場の修景整備は。湯煙スポットを中心に、地域ごとの植栽や建築デザインの統一、電柱、電線の撤去などを行動計画（アクションプラン）の策定で実現する考え方はおありになりますか、お願いします。

○議長（村木 脩君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 内山議員の第1問、景観、修景整備については、1点目から3点目については関連がありますので、一括してお答えいたします。

御承知のことと存じますが、当町は今年度より景観行政団体に移行し、今後、景観計画の策定や景観条例の制定を行う過程において、町内全体について総合的に判断する必要があると考えております。

本年6月に予定しておりました景観講演会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染予防策として延期したことは非常に残念でありました。新型コロナウイルス感染症の収束状況を見極めながら令和3年度に開催する予定でありますので、開催時には多くの町民の方々に聴講いただきたいと考えております。

議員の御質問の稲取漁港や、また町並み及び各温泉場の修景整備等、またそれ以外の視点につきましては、景観計画を策定していく中で、多くの御意見をいただきながら策定していきたいと考えておりますので、御理解を願います。

○議長（村木 脩君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 私は今、町長ね、令和3年度に環境景観整備の私どものモデル的な格好の中でやるということと言いましたけれども、実は私は、そういう中でうちの町が、これは平成24年に東伊豆町の景観ビジョンというのは策定しているんですよ。それで、その前に昭和59年の1月に景観の形成の非常に基本方針というようなものをつくって、それを受けて平成24年に景観形成の実施方針ということで私が今日質問する内容といいますか、例えば、今年の景観については町並みの整備、野外広告の案件の統一を目指すとか、植栽について、それから文化、産業の景観の整備、そういう中で温泉地としてどうするのか、漁港をどうするのか、伝統的な行事とか風習、イベントですとかそういうものに活用したもののの中で景観を整備する、それから自然環境については海、山、空のことの中でやるということがありましたけれども、実際にそれ以降、私はこの問題については、観光の再生として従来の旅行者

というか、観光客を維持していくためにはこれが一番主要であるということで再三にわたって一般質問してきたわけですがけれども、今まで全然、申し訳なかったですがけれども、手をつけていないんですよ。それで、改めて同僚議員とかほかの議員からも、やっぱりコロナ禍の中で、ここでとどまっているだけでなく、今日、町長の行政報告でありましたけれども、今度の菅総理大臣のほうも活力のある地域づくりにおいては新しい日常における旅は日常の一部であり、日本に眠る価値を再発見して観光地の受入れ整備、環境整備をして、観光の復活といいますか、そういうものを求めていくということで、国のほうも力を入れて出してくると思うんですよ。これとまた相まって国土の強靱化計画といいますか、そういうものも提案しているようですから、この際、もう一度町として具体的なもの、結論からいえば、町長が先ほど言ったような、私はもう少し進んである程度のもがありますから、行動計画、アクションプランといいますか、具体的なものを数値目標をつくって、いつ何をどうするかということの数値目標をつくってやっていくような形のを求めて、質問をしていきたいと思っています。

これについては、非常に大事なことで、海のことについても、この間、青少年の発表大会の中で稲取の海を守ろうというようなこと、宣言をしましょうということで、本当に子供たちもこういう稲取を愛して、それから地元の人も住みやすい、それから観光客が来やすいまちづくりをしていきたいということをこの間も言っていました。

私も、そういう点でちょっと具体的に、私がちょっと触れたいと思いますけれども、まず本当は東伊豆町全体のものをやりたかったですけれども、そうするとなかなか時間的な問題もあるし、稲取地区に絞ってちょっと提案をしたいと思いますが、まず稲取港については皆さんも御存じのように、これだけ立派な漁港ということはなかなかありません。そういう中では、一番危惧するのは、冒頭申し上げたように、海が汚れてしまったらもう観光地としては、極端に言えば自殺行為なんです。そういう点で、もう一度稲取の港、港の中の海の汚れをもう一度取り除くというか、昔はたくさんのカニとか植物がいて、海が透き通るような形のものが私の子供の頃はありました。今は、そういうものはありません。そういう点で、町もこれについては、従来は東町のほうと、それから西町のところと二橋のほうのところ下水道があったわけですが、それを垂れ流しでやったわけです。そういうものについては、町の合併浄化槽というか、そういうものの中で海の浄化をしていくということでやってくれております。そういう点で、私はもう一度今の防潮堤のところ、昔は防潮堤の下が外海と中が通じていたんですよ、それで海の水が循環をしてきれいにしていました。そうい

うことを考えたときには、もう一度今のもの全体を全部の堤防の石をほじくってやることはできませんけれども、数か所のところを穴を開けて、外海と港の中の循環をさせるような格好のことをもう一度考えていくような計画を立てていくことはできるのかどうか。

それと、前にも申し上げたように、港は県の所管ですから、県のほうに陳情して、10年に一遍とか、今の海の底は、港の中はヘドロとか土砂でもういっぱいです。そういうことを国・県についても観光地として生きる上では必要だから、そういうものを確実にやっていただきたいということを町を挙げて陳情を要望に言っていくようなことができるのかどうか、それがまず1点です。

それと、海岸が町の港のところもそうですけれども、今、おかげさまで町長のほうもそういうことが十分分かっていただいて、ぼんぼり風な電球を建てて、私が非常にその風情がいいと思うんです。こういうことも本当に続けていかなきゃいけないし、そういうことを考えながらほかの温泉場のあるような海岸についても同じようなことを考えていくべき。

それから、台風とか、あるいは波が荒くなってごみはかなり付近にあるわけですよ。そういうものについては、はっきり、子供の宣言ではありませんけれども、やっぱり清掃する団体というか、そういうものをつくっていただいて、継続的に美化運動に取り組む必要があるんじゃないかと思うんです。

そういう今言ったような2点で美化運動については継続的にやっていただけるかどうか、それについてまず伺います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、稲取港のことを提案していただきました。

そういう中で本当に、昔は、内山議員が言ったように水が外海から内海にというふうに循環しておりました。そういう中で、今は循環していない中で一つのあれではないかという中で、工法的に果たしてそれが可能かどうか。確かに今、そういう提案されましたもので、それは県に聞いてみますけれども、その中でも港内の循環、これができるか。確かに昔あったもので、それが一つの要因かと思えますけれども、現在、ああいう構築物を造った中でそれが可能かどうか、それはちょっと県のほうには確認していきたいと考えております。

また、やっぱり青少年主張は私も聞いた中で、女の子でしたけれども、本当に熱心に積極的にやっていただきました。それと、コロナ禍の中で彼女に実践してやっていただければありがたいなと考えておりましたけれども、こういうコロナ禍の中で提案というのを受けた中で、これは町としても彼女のやつはちょっとやっていきたいなと考えております。本当にい

い提案だと感じております。

そういう中で、昔、青少年育成会は、やっぱり言ったように海岸清掃していただきました。その中で、ここちょっと止まっていたのは現状でございまして、後ではまたいろんな団体が町内の港内の清掃をしておりますもので、それは担当課にちょっと説明いたさせますけれども、その中で、そこがひとつやっていただけるように、やっぱり港内の海岸線のきれいさ、これは絶対必要だと思います。しかし、やっぱり一番は子供たちが海に親しむ機会がほとんど今ないんですよ。自分が一番それが原因かなと。それを何とか解消した中で、やっぱりそうすれば自然に海がきれいになると考えておりますもので、できるだけそういう海岸とかそういうところで、子供たちも昔のように遊んだり、そういう環境づくりはしていきたいなと考えております。これは言うは易し行は難しで、そういう中で、そうすれば漁師さんたちの育成の後継者の問題だったりいろんな面も浮かんできますもので、そういう中で、一応、港周辺の整備、これはやっていきたいと考えて、基本的にはいろいろ提案していただきました。これは壇上で言ったように状況が良くなれば、来年講演会も開くつもりで自分としてはいますもので、そういう中で内山議員が言ったこと、提案されたことは一応こういうことをやらなきゃいかんとまた考えた中で、これは実現の方向に向けてやっていきたいなと考えておりますもので御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（村上則将君） 町内で清掃等を行っている団体ということでしたので、そちらのほうで、こちらで把握しているものをお答えさせていただきます。

まず、海岸と限ったわけではないので道路等、そういうものも含めた中になりますけれども、まず1番、各区のほうで5月の最終日曜日、こちらで、各区で町内クリーン作戦ということで、町全体の清掃活動を行っていただいております。あと、各企業とか団体のほうで、例えばJAさんのほうが清掃活動を職場としてやっていただいたり、また建設業界さんが申請に基づいて清掃活動を、道路が中心になるんですけども、行っていただいております。このような場合は、ゴミ袋のほうを町から提供したり、減免等の申請をいただきまして、持込み等減免の手続等を行っております。

また、町内のほうに環境保全団体リーズという形で、町の中のごみ拾いをしたりという、そういった団体も存在しているというふうには伺っております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 建設課長。

○建設課長（齋藤 匠君） 港内の汚泥といますか、ヘドロがたまっているというお話の中ですけれども、これにつきましては、今年の7月13日に県の土木事務所、農林事務所等と町の円卓会議というのがございまして、その中でお願いをした経緯がございます。その円卓会議でお願いしたことに対しまして、県のほうから堆積があり、しゅんせつの必要性を確認したと。令和3年度の実施に向けて予算要望を行ったという回答はいただいておりますので、令和3年度に施工がされるものと期待しております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 今、町長のほうから、それから担当課長からお話がありましたけれども、私も本当に今日質問してよかったなと思ったのは、町のほうも十分その辺の意図を分かっていたいて、今年の7月13日ですか、土木と県の農林のほうの関係でそこと話合いをして、実際に堆積したヘドロについては令和3年度に予算要求していただけるようなことの、今、力強いお話もありました。ぜひ、それについては進めていただきたいと思いますし、それで町長がお話ししたように、私も工法的に外海と中が循環できるかどうかということも技術者ではありませんから分かりませんが、もう一つ、今、東海汽船のほうの関係については、多分外海と循環するような構造があると思うんですよ。そういうことも受けて、できれば全体のものの中で、防波堤を全部のものを開けるということは無理だと思いますけれども、昔はあそこを開けていたものですから、小さいエビとかイセエビとかそういうものもたくさんあったりしたり、カニもいたんですよ。海も透き通って見えるようなこともあって。だから、全部でなくて一部のところにトンネルみたいに穴を開けてやるような工法をできれば、町のほうでもまた県のほうに要望していただいて、できるかできないか確認をしていただいて、できれば令和3年以降にやる景観の行動計画というものの中に入れていただければと思います。

それと、あとは美化の運動についてのことは、担当課長から今お話がありましたけれども、これは何というか、道路とかそういう多岐にわたっていますけれども、取りあえず私は今の非常に大事なものは、今暮らしの中で考えるのは道路とかそういうふうな部分もありますけれども、稲取港とかほかの市町村もそうですけれども、海岸空地、そういうところについての美化というふうなことについては、絶えずしていくようなことを考えていただきたいと思います。

ますから、具体的な団体というか、そういうものを海岸清掃の団体みたいなものをつくって、継続した美化運動ができるような格好のことをしてもらうことを望みますけれども、いかがですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 基本的には、これは自分としてはボランティアとしてやってもらうのが一番と考えております。やっぱり、役場の職員が一応ボランティアとして8月に風車の入り口周辺の草刈りをやっております。そういう中で聞いた中で、今度は考えを変えて、じゃ、海岸清掃をしようかという、町がある程度つくるのではなくて、自然発生的にそういう団体ができるのが私は一番ではないかと考えておりますもので、そういうのは御理解願いたいと思います。

町が積極的にこれをつくったので、それ専門に海岸清掃をやってくれとか、それこそちょっと今の時代いいかなと思いますもので、その辺はそういう自主的にやってもらったら、壇上で言ったように、昔はリーイズさん、元ハイキャットの職員の方が中心になった中で海岸清掃をいろいろやってくれました。やっぱり自発的にそうやってくれることが町としても大変うれしいことですから、それに対しても町としても支援できることは支援していきたいと考えておりますので、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） その点については、美化についてのことで継続でやるということは、私は観光地として維持していく上では、極端に言えば日当を払ってもそういう団体を設けて絶えずきれいにしていくようなことを考えていったらどうかと思いますけれども、その辺も十分検討していただきたいと思います。

それで、2点目のほうの関係ですけれども、田畑、野山の荒廃とか、少し農村風景の保存地のことについては、私も昔にも提案しましたがけれども、今の細野高原の入谷の環境ですけれども、あそこのところはすばらしい農村風景が付近にあるわけです。そういうことの中で、従来も道路を拡幅するとか、あるいは石垣を直すときについては、そういう石垣でなくても石垣もどきのものを造ってやってくれというようなことで、再三、一般質問でもお願いしたような中で、現在もそういうことが脈々と続いていると思っています。

そういうことで、私は美しい農村の田園風景というか、そういうものを残していくような

格好のことはしていくことによって、今の細野高原についても十分してくるわけだし、それから休耕田とかそういうものについても、ほかの地域でもこれもいろんなボランティアの方とかそういう人たちが草花を植えて、休耕地、休耕田、そういう荒れた土地についてはそういう形にしているものですから、そういうことに目を配っていただいて、例えば農協さんに頼むとかそういうことでもよろしいのかなと思いますけれども、そういうことについてもぜひ継続して今の景観ということを守っていったらどうかな、これでミカン畑とかそういうものの中で、風景、花が咲くとき、それから実がなる、格好のこととか、そういう形のものも十分残っています。一部の中では、従来レンゲ畑になっていたようなところがハウスの新しい作物になっていますけれども、今あるところについてはできるだけ保存をしていただけるような格好の中で町が十分協力していただいて、修景を保存してくようなことをお願いしたいと思いますけれども、よろしくをお願いします。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 内山議員の提案に対して受け止めます。

基本的には、多分何回も言っているのは、景観の条例などいろいろ入ってくると思います。確かに入谷の石垣、これはすばらしいですよ、本当に。そういう中を自分がちょっと言ったのは、細野に行くのは大変ですから山神社の横に民間の土地が今まで荒廃してきた中で、そこを駐車場にしたら、マイクロでピストン運動をやれば、そこが一つの屋台となってすばらしい石垣が見えるではないですか、一応そういうことをちょっと提案したりしているんですが、なかなかできない現状でございまして、あの景観を残していきたい、本当にあの景観はないですから。

それで、やっぱりちょっと上をやったんですけれど、工事になったら、ああいう石積み残すのは大変技術的なもので、もう技能者はいないらしいですよ。当然今やっているところはコンクリートになっていますけれども、それも石積みをやっているのは、もう基本的にはお金たまらないという中で、今もうああいう現状になっておりますので、基本的にはもうあの石積みというのは文化で、町のあれですから残していきたい、そういうふうな方向でまちづくりはやっていきたいと考えております。

さらに、休耕田の関係、これは本当は自分自身がそういうことをやれば、なかなかこの継続化ができないので、今は取りあえず休耕田壊したとか、農協青年部の若手がやってくれておりますけれども、そういう中で、なるべく休耕田、修景なんかもまたこれも考えていきたいと思いますもので、また御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 町長のほうもそういう理解がしていただければ私もありがたいと思っています。

本来、ここの町は、昔は石工というんですか、そういう方がすばらしい方を輩出していたことも十分分かっています。そういう方がだんだん少なくなっていて、コンクリートになっていくことですが、先ほど言ったようにコンクリは間知石さんとかそういうものの中で固めていくようなことでもいいと思うんですよ。若干は値は張るけれども、そういうことをしていくことによって、ここの観光地の農村の田園風景を残せるということだったらぜひお願いしたいと思っています。

それから、休耕田等のものについては、できればそういうものの花をやるときには、花の会ではありませんけれども、そういうものの一部助成をするようなことについても考えていただきたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 基本的には、助成ありきではなくて、やっぱりそこが頑張っているから町が助成する、やっぱりそういう考えでやっていますから、助成ありきでやると、本当にこれは長続きしませんもので、やっぱりある程度やる中で、こういうふうに通成と、支援をお願いしたいといえば、それを町が支援するのはやぶさかではありません。やっぱり支援ありきのこういうことは、ちょっと長続きしないのが今まで見た現状でございますので、基本的には、団体とかこういうことをやるもので支援をお願いしたい、そういう方向でやっていたら大変ありがたいなと感じております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） それでは、3のほうに移りますけれども、町並みの修景整備についてはこれからということで、私も今までやっていないことについては、極力国のほうの方針も出ているし、町としても力強くやるということでありますから私が今そこに書いてあるような温泉の修景整備とか、湯煙を中心としたスポットを造って、地域ごとの植栽とかデザイン、建築デザインということは、やっぱり昔からこの地域にあったような黒壁とか、あるい

は植栽であればハマユウとかイソブキとかそういうものを植えるとか、生け垣を造っていくとか、そういうものが非常に大事だと思うんです。やっぱり温泉場の湯煙というか、そういうものを中心とした、もう一度修景づくりを考えて、今度の令和3年にやる中で専門家も入れて具体的なものを図っていただければと思います。

それと、電線とか電柱の埋設とか撤去とかというようなことは、なかなか埋設なんていうことについては、10メートルで例えば1億円かかるとか、そういう形になってなかなかできないと思うんですよ。私が提案するのは、例えば駅前から電車を降りて、そこから電線のない町が見える、あるいはもう少し歩くと海が電線がないところに海があるとか、そういう風景、それから温泉場に一步踏み入れたら電線がない、電柱がない、そういうものの考え方をしていただければと思っています。

そういう中で、撤去というか、建物の表通りではなくて裏側のほうに電線とか電柱を置いて、電柱は移動していただいて、表通りではなくて裏通りに造るような形を東電さんあたりに提案をして一緒にやっていくというか、もちろん国・県の補助とかそういうものを利用してお願いできるような格好のことをできれば構築していただいて、早いうちにそういう電線のない、一部であったとしてもそれはすばらしい景観になってくると思うんです。そういうことを町として取り組むことについて、やっていただけるかどうか、その辺についてお願いします。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 今、内山議員が提案しているのは、全て住民の合意、やっぱり住民のこれがある程度一致しなければこういうまちづくりはできません。基本的には、町が幾らこういうことをやったとしても、住民が合意しなければやっぱりできることはありませんもので、提案されたことはやっていく。そういう中でいろいろあの辺は残したらどうか、いろんな提案された中、やっぱりこれはそこに住んでいる方が納得した中でやらなきゃまちづくりはできませんので、ここで町がやるとかは断言できませんもので、そういう中では景観をやるのは来年、それでそういう意識を構築していく、そういう考えでいますので、御理解願いたいと思います。

それと、電線の無柱化、これ今提案されました。今言ったように、ほとんどそういう状況でやった中で、果たして今度は裏の方たちがそれに対して納得してくれるかどうか、これもあるし、簡単に言っても当然電線の地中化は本当に今提案されていいんだけど、これは相当お金がかかりますもので、その辺は国・県の補助も多分やっても2分の1あるかどうか

ではないかと考えて、これはこれから調べますけれども、今のやつはごめんなさい、確かではありませんもので、またこれは調べます。そういう中で、表通りをきれいにしてもらって、裏通りを電柱にやる、そういうこともちょっと提案されましたけれども、これで果たして今度は裏通りの方たちは、今度は電柱が増えた中でいろいろ問題がある。これは全て住民合意がなければできませんもので、そういう住民たちの意識の高揚、これを町としては上げるような方向でやっていきたい、それしか今答弁しようがありませんもので、よろしく願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 私は住民の合意といいますか、それは今度令和3年でやるときに、そういう住民の合意が要れば、まちづくりの条例というか、景観条例というかそういうものについて住民にも参加していただいて、はっきりしたものをつくれればいいと思うんですよ。だから、今の伊豆急から海が見えるところ、それともう一つは温泉場の景観をよくすることは、まちづくり条例をつくって具体的にやるようなことを行政が考えていかなければ誰も考えてはくれないと思うんです。そういう点で、私は住民の皆さんのもちろん了解は取らないといけないものですから、そういう手続を踏んだ中で、早急にそういうことをしていくことが観光地の再生になってくるのかな。

それと、今の電線とか電柱については、表通りから裏通りにやるということではなくて、私は、例えば駅前通りであれば、表通りの建物の裏にやるような形で、敷地があるかどうかということもありますけれども、そういうことを基本として、表通りから裏通りに持っていくというようなことではないです。だから、もちろんスペースの問題とか距離の問題とか何かはありますけれども、そういうことも含めて考えていかなければいつになっても電柱とか電線ということについては、この町に汚く残っていくというか、もっといえば広告物とかそういうものも含めて今度県のほうが一緒になって景観のものを策定するということから、そういう中で十分検討していただいて、私は今まで全然やっていなかったことについて、もう一度平成24年から動いていなかったものについて、今、町もそういうやる気であるものですから、もしそういうことをやるのであればその程度までやっていただかないとあんまり今度の令和3年から環境の整備というか、そういうものをやることが果たしてどうかということがありますから、あえて提案するような感じですがけれども、できればもう一度

その辺の意欲というか、そういうことについて町長のほうからお話を願いたいと思っています。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 当然、自分も建築士ですから、そういうまちづくりはやりたいですよ、はっきりいって。それは提案しても、やっぱり付近の住民が、よしやろうと言わなきゃできないもので、こういうまちづくりを何回もやって、その付近の住民がこういうまちづくりをやりたいという中で町がやっていく、これがあくまでも自分はこういう町がいいよというよなのを提案しても、やっぱり基本的にはその付近の方々の納得が。一番いいのは、やっぱり温泉場、公園から港まで、あそこへ行けば、やっぱり絵を描いたことがありますよ。しかし、その中では個人的に描いちゃったもので結構問題がありましたけれども、そういうまちづくりはしていきたいと考えています。

それから、無柱化に関しましては、自分がなってすぐに熱川のときに、そういう要望がありましたもので、これは計画者がとてつもないお金がかかるもので断念した経過があります。やっぱり、理想は理想で、今はもうこれからの計画づくりというような計画というのはやっぱり、本当に全てまず夢物語の将来こうなりたいなという中でやっていきましたけれども、これからはもう現実的なそういう計画をつくっていくべきではないかなと考えておりますもので、だんだん財政が厳しくなっています。昔みたいにこういう夢物語的な総合計画なのではなく、現実に即したそういう総合計画、そういう中でも、本当は来年総合計画の年ですけども、コロナ禍があるので1年ずらした中で第6次総合計画をつくりましますけれども、やっぱりこれからは現実に即した中の計画、そういう中でやっていきたい、そう考えておりますもので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 町長が実際に住民の合意というか、そういうものを取りつけていかなきゃいけないということで、十分私も分かります。それで、ぜひ、町長が言われたように、私も伊豆急降りて、今街路灯もちょっと少なくなったんですけども、街路灯にあるキンメダイとか、私ももう商工会にいた時分に、本来温泉場まで続けたいということの中であつたんですけども、町長さんが替わったりして一部できなくなりましたけれども、そういうことと同じようにせつかく景観をするんだったら統一的な形のものを作っていきようなことも

含めて十分検討していただいて、ぜひ町長の今度任期中に、一部は夢でもいいと思うんですよ。もう一つの具体的なものと併せて行動計画をはっきりつくって、町長の任期中に今言われたようなことについてはぜひお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） やっぱり今言ったように、きれいごとで総合計画、今までは本当に実現できなくてこういうまちづくりをしていきたいなと言いましたけれども、これまでは総合計画は現実に即した総合計画をやっていかないとならないと考えておりますもので、そのままのやつも自分としてはやるつもりはございません。

それと、一番問題は、キンメのあれですよ。やっぱりキンメが町にちょっとやっけていて、取りあえず駅から海岸まで、これをキンメのすばらしいあれですよ。あれを取ってやったら商標登録か何か言っている人は難しいことをいっておりますもので、キンメの修復するときも、やっぱり制作者の同意が必要とか、結構厳しいことがありますもので、それはちょっとやっけていきたいと思います。短時間でそれができるかどうか分かりませんもので、自分としてはできることはもう計画に盛り込んでおりますから、できないものは申し訳ないけれども、計画にはちょっと入れられないなどは今感じておりますので、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 今、町長が言われたように、キンメのモニュメントが私が商工会にいたときに造ってあったものですから、それでできるだけ私が今言いたいのは、もう一つはいいものというか、あれはもう30年も前ですよ。30年も前になりますよ。だから、そういういいものを造っていけばずっともちますし、それから今、こらっしえのところの横にあるキンメのモニュメント、あれも一緒に造ったわけですよ。そういうきちっとしたものを造れば将来的にも残っていきますから、ぜひそういうものを含めて町長のほうでそういう計画を立てて、力強く町の修景とか景観をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（村木 脩君） 答弁はよろしいですか。

○10番（内山慎一君） はい。

○議長（村木 脩君） 以上で、10番、内山議員の一般質問を終結します。

---

◎散会の宣告

○議長（村木 脩君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時50分

## 令和2年第4回東伊豆町議会定例会会議録

### 議事日程(第2号)

令和2年12月11日(金)午前9時30分開議

- 日程第 1 一般質問
1. 14番 山田直志君
    - 1) 総合計画について
    - 2) 多発している鳥獣被害について
    - 3) 国民健康保険基金の活用について
  2. 2番 笠井政明君
    - 1) コロナ禍後の「新たな日常」の実現に向けて
- 日程第 2 議案第72号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第73号 東伊豆町議会議員及び東伊豆町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第74号 東伊豆町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第75号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第 6 議案第76号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第 7 議案第77号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 8 議案第78号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第79号 令和2年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第10 報告第6号 令和2年度教育委員会自己採点・評価報告書(令和元年度分)の提出について
- 日程第11 意見書案第5号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書について
- 日程第12 意見書案第6号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書について
- 日程第13 意見書案第7号 防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書

について

日程第14 常任委員会所管事務調査の報告について

日程第15 議会改革特別委員会の中間報告について

日程第16 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

---

出席議員（12名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 楠山節雄君 | 2番  | 笠井政明君 |
| 3番  | 稲葉義仁君 | 5番  | 栗原京子君 |
| 6番  | 西塚孝男君 | 7番  | 須佐衛君  |
| 8番  | 村木脩君  | 10番 | 内山愼一君 |
| 11番 | 藤井廣明君 | 12番 | 鈴木勉君  |
| 13番 | 定居利子君 | 14番 | 山田直志君 |

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|           |       |         |       |
|-----------|-------|---------|-------|
| 町長        | 太田長八君 | 副町長     | 鈴木利昌君 |
| 教育長       | 黒田種樹君 | 総務課長    | 村木善幸君 |
| 防災課長      | 竹内茂君  | 企画調整課長  | 森田七徳君 |
| 税務課長      | 福岡俊裕君 | 住民福祉課長  | 村上則将君 |
| 住民福祉課参事   | 木田尚宏君 | 健康づくり課長 | 鈴木嘉久君 |
| 健康づくり参事   | 齋藤和也君 | 農林水産課長  | 桑原建美君 |
| 観光商工課長    | 山田義則君 | 建設課長    | 齋藤匠君  |
| 教育委員会事務局長 | 梅原巧君  | 水道課長    | 鈴木貞雄君 |
| 水道課参事     | 前田浩之君 | 会計課長    | 正木三郎君 |

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 国持健一君 書記 吉田瑞樹君

---

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（村木 脩君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和2年東伊豆町議会第4回定例会第2日目は成立しましたので、開会します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（村木 脩君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

---

◎日程第1 一般質問

○議長（村木 脩君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

---

◇ 山 田 直 志 君

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員の第1問、総合計画についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 通告に基づきまして、順次一般質問させていただきます。

第1問、総合計画について伺います。

次期総合計画で位置づける重要課題と計画をどのようにつくり上げるかについて伺います。

1点目、現在の総合計画において、6章30節309主要施策があるが、その達成状況と政策

効果はどのように総括しているのか。

2点目、次期総合計画で位置づけ、盛り込む重要課題は何か。

3点目、この総合計画をどのようにつくり上げるのか。

以上3点について、まずお伺いします。

○議長（村木 脩君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） おはようございます。

山田議員の第1問、総合計画については、3点からの質問になっておりますので、順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、議会全員協議会で御報告させていただきましたが、新型コロナウイルス感染症の流行によりまして社会情勢が不安定になっており、来年のことも見通すのも困難な状況下で、今後10年間の町の指針となる総合計画を策定することは適当ではないとの考えから、策定を令和4年度に延期することといたしました。

現在の総合計画の進捗状況は、次期計画の策定の過程で検証することになると考えております。

次に、2点目についてですが、1点目の答弁と関連いたしますが、次期総合計画に盛り込む重点課題につきましても、策定作業の中で検討すべきものであると考えております。

次に、3点目についてですが、次期総合計画についてですが、簡潔で誰が見ても分かりやすいものにすべきであると考えております。

従来の総合計画は、多くの利害関係者の立場を取り入れ、広く解釈できるような総花的な内容となる傾向でありましたが、現在、そして将来の人口減少、財政状況の厳しさによる計画と予算の乖離、行政職員の減少と業務の複雑化などを勘案いたしまして、現実を直視した計画として策定することが望ましいと考えております。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） まず、町長、今の総合計画のやっぱり達成状況については、僕は309事業それぞれのところについて、実施できたもの、着手したけれどもやっぱり100%進まなかったもの、なかなか着手できなかったもの、いろいろあると思うんですよ。これは、やっぱりちゃんと今年度がやっぱり末で切れる話だから、今年度末の段階で、やっぱり全部そ

それは表として、指標としてまとめられるべきだと思うんですね。

これは、次期計画を考える上でも、町がやってきた一つ一つの分野について、こういう施策でやってきたもの、できたもの、できないものあるけれども、これでいいのかな、もう一回見直したほうがいいのかな、やっぱり具体的に次の議論をするためにも、今の計画がどこまで、着手したのか、ちゃんと100%達成できたのかというこのマル、三角、バツになるのか分かりませんが、今、総合戦略ではそういう形のものがあるんだけど、総合計画もやっぱりここをやっていかないと、次の議論ができないという、そのたたき台としてちゃんとまとめたものを作っていただいて、町民や議会にもお示しいただきたいというのが1つですけれども、いかがですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 当然山田議員言った進捗状況のパーセント、前期は何%書いていました。後期もそういう中でやるつもりでも、基本的に困難であることは、当然今年度それを、進捗状況をやった中で、それを皆さんに示した中で、後期の総合、第6次総合計画、これは当然山田議員が言ったように、それはやらなければならないと考えておりますもので、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） ぜひそれはやっていただいて、町長言われたように、作成が延びるのは全体的に致し方ないかと思っていますけれども、やっぱりその作業がやっぱり全てのベースになっていくんだろうというふうに私は思いますので、ぜひそこはお願いをしたいと思います。

町長、2点目の問題なんですけれども、町長も多少触れられていましたけれども、やっぱり私も一番やっぱり感じるのは、町長、少子高齢化というような、この今、東伊豆町が置かれている事態ではないかと思うんですね。

国の人口問題研究所のあれでないけれども、1985年から、これ、基準が2015年になりますけれども、1985年から2015年の30年間で我が町の人口というのは、国調で考えた場合に、4,009名減少したと。これ、26%減少したんですよ、30年間で。

ただ、今、人口問題研究所が推計している東伊豆町の人口というのは、2045年ということで考えると5,255人、減少は30年間で7,336人、減少率は58.2%、こういうやっぱり減少が起

きるわけですよ。人口においても、60%の人間が、今まで26%ではなくて、その倍ぐらいの、倍以上の人間がどんどん減っていくというのがこの30年間の状況だと思うんですよ。

1985年の高齢化率はなかったんですけども、たしかこれ、まだ20%行ってないぐらいだったと思うんですけども、2000年が22.6%、2045年でいけば推計では66.6%、高齢化率というのがやっぱり今の状況で、しかし、このスーパーコンピューターを使っただけの推計でも、2020年の現状を考えると、コンピューターの減少率よりは、実はちょっと今、高いところにあるんですね。これ、恐らく別荘だとかマンションだとか、東京から、首都圏等から移住してきた人なんか、相当社会増について加味されていることがあって、多少増加傾向には今はあるというふうに私は思っています。

これは、町長、この状況というのは、今、東伊豆町で、熱川地区が6,340人、稲取地区が5,495人ということを考えると、熱川地区の人口が1つなくなっちゃうわけですよ。周辺市町で言うと、松崎町が11月現在で5,983ですから、人口規模ね。だから、ほぼ松崎町クラスのスモールな町になっていくということは間違えないわけだと思うんですよ。

町長、そこで、私はやっぱりその中でぜひ2つの課題をやっぱり重視する必要があるなというふうに思うんですけども、1つは、やっぱり今、国が進めているようなデジタル化、スマート自治体化という問題がもう避けて通れない。既にそのプロセスに町も取り組んでいるわけですけども、これにやっぱり早急に取り組んでいくと。

ですから、私はそれが正しいかどうか分かりませんが、ただ、やっぱりこれ、いわゆる電算係みたいな方ではなくて、本当にデジタル推進室とか、やっぱりそういうものを含めてやっていかないと対応できないような、もう電算の事務ということではないわけですよ。全ての役場の仕事の見直しをやっぱりかけなければならない。セキュリティーの問題もあるし、実際の利用の問題もある。個人情報の問題ありますよね。そういうことを考えると、この問題は、やっぱりもう1課設けるぐらいの課題として取り組まれることも、これは考えていく必要があるのかなということが1つ思います。

2つ目に思うことは、この30年間の人口減少の中で、やっぱり感じてきたことなんですけれども、例えば同志会とか昔はあったですよ。婦人会も亡くなった。老人会も、もうかなりのところがもう解散したり、休眠状態になったり、今後の30年を考えても、当然デジタル化によって役場の働き方も変わるんだけど、町のコミュニティーが今のままではやっぱり成り立たないんですよ。この問題が、やっぱりこれ、暮らしていく上で、役場の仕事とともに、非常に大きな課題ではないかと。このまま何もしなかったら、本当に町内会だって、

本当に今のような機能を果たせるのかどうかも分からない。そのほかのいろいろな育成会やいろいろな団体も、子供、少子化もあるし、いろいろな形から、存在と活動が消滅するかもしれない。

これは、この30年間は、ほとんどこういう地域コミュニティーの課題というのは問題にしてこなかったんですけども、これからの30年は、この問題はやっぱり私は避けて通れないというふうに考えていますけれども、これらもやっぱりよく検討されていく中の私は大きな柱になるのではないかなというふうに思いますけれども、いかがお考えですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 当然今の現状で行けば、人口減になると思います。想定したようなこと、そのように行かないような方向で、調査を含めた中で、東京一極集中、何しろ人口減は、ある程度これはもう少子化の中ではないかと考えております。

増田先生が想定された人口減のように行かないような方法で、地方が生き延びようという中で、今、やっております。

確かに山田議員が言ったこのデジタル化、これは避けて通れない問題ですから、次期の総合の中には多分入ってくる重要な課題だと考えております。それは理解していただきたいと考えております。

そして、やっぱりこのアフターコロナという中で、やっぱり東京一極集中による弊害、結構出てきましたもんで、そういう東京一極集中の弊害によって、この地方が生き延びる道もあると考えておりますもんで、当然そういうこともまた重点事項ということで入ってくるのではないかと考えております。

それと、またコミュニティーの問題も十分出てきます。そういうもの、いろいろ検討しなければならぬ課題、やっぱりこれから働き方改革も変わってきますもんで、いろいろまた本当に先ほど言ったように現実に即した中での総合計画をつくっていきたいと考えています。

山田議員が言ったことは、当然そういうことも当然考慮しなければならないことだとは考えておりますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、確かに一極集中を解決するとか、いろいろあるわけですけども、ただ、考えてみても、うちの町もそうなんですけれども、国の人口ピラミッド全体が

団塊の世代が多いという、この一番階層的に多いという状況は変わってないわけで、だから全体として人口、もう日本の全体の人口も減少に向かっているわけで、人口が変わらなくて東京に集中しているということではないんですよ。日本自体が、この国自体の人口がもう既に減少傾向に入ってきているわけですから、当然努力をして、予想よりも人口が増えるということは、これはうれしい結果ではありますけれども、それは努力しなきゃいけないけれども、やっぱり大事なことは、やっぱりこの縮小ということが避けられないということの中で、やっぱりそこはそれに対する備えをしっかりとっていくということで、やっぱりそこが一番大事なことなのではないか。だから、これはやっぱりそれが100%いいとは思えないんですけれども、ただ、実際避けられないということについては、それに対応したものをやらなきゃならない。

町長、そこで、町も、役場という機能もそうなんですけれども、当然人口が減っていくと、職員だって同じ数は採用はできないわけですよ。ここでやっぱり一番問題になるのが、やっぱりちょうど年齢層で言うと、50前後の層がたしか一番今、多いわけですよ。ということを見ると、やっぱり20年、30年かけてどう持っていくかということもあるんだけど、しかし、役場の機能、機構と人を考えると、この10年ぐらいに相当の方向性を持って確立していかないと、50代のかなり前後の皆さんが固まって退職をするというときに、やっぱり機構改革なりがもうかなり進んでいかないと、また同じように職員を採用するということはできないわけですよ。

むしろ、逆に言えば、30年後というか、2045年でいけば25年後ですから、今もう採用するということが自体に対しても、25年先に今採用する人間は必ずいるわけですから、そこに関しても、これからの10年間の採用というのは非常に難しい。また、そこで職員教育も難しいんじゃないか。それはもう本当に町の将来像は、30年、25年先なんだけれども、役場の機構としては、もう10年ぐらいを目安に、もっとスピード感を持って改革に取り組まなければ、やっぱり人間を採用するというこの問題がありますから、20年後に、はい、機構改革ですから、これでいいですという話にはならないわけで、そこはやっぱり役場の機構は特に先進的に対応していくし、職員の削減も含めて、真剣な対応がやっぱり求められると思いますけれども、いかがですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 当然人口減少の中で、私は人口が本当減っていく中で、やっぱり一極集中というのは、やっぱり若い世代の方がほとんど東京へ行っている中で、もう帰ってこな

いもんで、やっぱりそういう状況の中で、テレワークとリモートワーク、そういう中でも呼び込めるような方法、そういうまちづくりも必要だと考えております。そういう中で、人口を少しでも増やしていきたいなという、そういう考えでございます。それは御理解願いたいと思います。

そして、当然役場の機構、これも当然人口が減っていけば、それなりにまたなっています。それで、当然職員の採用も、そういう中で今、やっている状況でございます。

そういう中で、やっぱり先を見据えたことをやらなきゃならんと考えておりますので、今、ちょうど私、デジタル的なことを勉強させてもらっておりますもんで、それを生かした中で、また総合計画に着手していきたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 人数が減るということで、やっぱり職員の担う仕事の内容も変わってくるんで、その辺の研修を含めて、十分やっぱり対策を立てていただきたいと思ひますし、公助の部分が減るわけですから、共助の部分を含めて、やっぱりどういうふうにならんの災害等の対応をするのかというようなこともその中で関連して出てくるので、位置づけをしていただきたいと思ひます。

町長、3点目の問題なんですけれども、次期計画のつくり方の問題になるんですけれども、町長いろいろ言われました。私は、最初の1問目で言いました、やっぱり現在の総合計画の到達状況をやっぱりしっかりまとめていくということがやっぱりベースで、町民の方々にお集まりいただくということは確かに十分はできないんだと思ひますけれども、当然役場の中で骨格や骨子というものはいろいろつくるんだらうと思ひますね。

こういうものと併せて、当然今の時代ですから、ホームページ等でやっぱり公表はできるわけだし、町ではあんまりやらないんですけれども、パブリックコメントとかで町民の皆さんにやっぱり、作った冊子を回覧板で配るということはやるんですけれども、やっぱり今の行政は、そうではなくて、今のことについて、やっぱりしっかり知ってもらい、こういう解決方法があるんだ、こういうことを解決してほしいんだというやっぱり町民の声を、今はホームページやいろいろな形でやり取りできるわけですから、人と人が話し合うということで、審議会等ではできないというのはありますけれども、でも、その間に、町民の皆さんとの間でのやり取りはできるわけで、こういうものはやっぱり工夫してやっていくということが、

今後の総合計画に対して、町民の皆さんの声をいただく、町民の皆さんの参加の下に充実した総合計画をつくるということが必要だと思いますが、いかがですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 当然、基本はこの計画の検証ですね。これは絶対やらなければならない。それは山田議員の言ったとおりです。それを含めた中で、第6次を計画していく。

その中で、本当、来年明けて3年になりますけれども、コロナがどうなっていくか本当分かりません。そういう中で、やっぱり審議会を開いても、なかなかできないという中で、当然パブリックコメントは大変いい意見ができる立場ですから、その辺は十分注視した中で、また町民とのコミュニケーションを取って、そういう中で総合計画をつくっていきたい、そういう考えでございますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） よろしいですか。

次に、第2問、多発している鳥獣被害についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 1問目は、町長、ぜひよろしくお願いします。コロナ禍の中でもできることがありますので。

第2問、多発している鳥獣による被害について伺います。

今までにないイノシシや鹿の被害または出没に、農家だけでなく、町民からも悲鳴や不安の声が聞こえます。町の対応について伺います。

1点目、今年のイノシシや鹿の被害について、町民からの苦情や相談はどれくらいあったのか。

2点目、町民の電柵等の対応や駆除の取組実績はどうなっていますか。

3点目、駆除動物の処分時の支援はどうなっていますか。

4点目、来年度に向けてどのような対応を考えていますか。

以上、お願いいたします。

○議長（村木 脩君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 山田議員の第2問、多発している鳥獣被害については、4点からの質

間ですので、順次お答えいたします。

まず1点目についてですが、11月末現在、23件の駆除相談が来ております。

次に、2点目についてですが、電柵等の鳥獣害対策事業補助金は、申請件数で30件、実績18件、106万7,000円を交付しております。また、有害鳥獣報償金は、ニホンジカ30件、イノシシ40件で、合計35万円を交付しております。

次に、3点目についてですが、野生動物の死体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により一般廃棄物に該当するので、埋設処分しております。したがって、処分時には支援しておりません。

次に、4点目についてですが、猟友会と協議し、有害捕獲期間の延長、また1市5町による広域連携会議により、捕獲者の負担軽減を図るため、ICTわなの選定を優先的に進めるとともに、広域でのデータの蓄積、また共有、運用方法につきまして検討を重ねてまいります。

さらに、近隣市町とともに静岡県に対しまして、イノシシの駆除も管理捕獲対象に含めるよう模索してまいります。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、今の御答弁に入る次、もう次なんですけれども、町長、行政報告の中で、その取組について、非常に苦慮しているというような言葉で表現されましたけれども、それはどういうお気持ちを苦慮するというところで表現しているのでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） この問題に関しましては、本当にもう長年の懸案事項でありまして、もう基本的には伊豆半島全体でやらなければならないと考えております。それがなかなかできない。これを早く、一刻も早くやりたい。

そして、単体でやりましたが、電柵やっても、また次のところへ行くという中で、要するにこの有害鳥獣の被害を撲滅するために、どのようなことが一番いいのかとか、そういう中でいろいろ考えている中で、なかなかいい方策が出てこないという中で、苦慮していることを言いました。

本当、これはもう伊豆半島全体の問題でございますから、また県知事も結構いろいろ言ってくれますけれども、なかなかこの有害鳥獣が減っていかない。この辺が大変自分でも何か歯がゆいなという感じでおりますもんで、いろいろな面で、その中で苦慮、そういう言葉を

使わせていただきました。

以上です。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 分かりました。私は、町長が思ったその苦慮という言葉は、ちょっと言葉が違うのではないかなというふうな印象を持っておりますけれども、これは後で述べさせていただきます。

まず、では町長、相談23件ということで、これについての受けての対応というのは、どういうふうに対応されましたか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） これにつきましては、担当のほうから答弁いたさせます。

○議長（村木 脩君） 農林水産課長。

○農林水産課長（桑原建美君） 先ほど町長から答弁がありましたとおり、23件、北川から稲取まで来ております。

その中で、まず町ができるのは、駆除でなく、追い払い活動になりますので、職員としては手だてができない。しかしながら、猟友会の皆さんが持っている狩猟法の免許ですか。これがなければ、わな等仕掛けられませんので、現地を確認して、捕獲、わなの設置が可能なかどうか、この辺の見回りを実施させていただいております。

以上でございます。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 担当課の職員も、現場を見たり、大変なところだと思うんですけれども、町長、今年こういう状況になったんですけれども、例えば私は決算書の説明資料の中から引いてみると、平成27年から令和元年度まででいくと、駆除の実績が非常に減っているわけですよ。平成27年度は、猿、鹿、イノシシ合わせて397頭、28年は386頭、39年は236頭、30年は195頭、令和元年は117頭というふうに減ってきている。猟師さんの中には、町から最近報償金をもらえないからやらないというようなことを聞いたりもします。

実際、町の決算で見ても、この事業が400万円ぐらいの事業から200万円ぐらいに事業も縮小しているし、先ほどのやつもそうだけれども、実際、昨年も報償金自身で言えば55万円ぐらいというような金額になっていて、予算は今年110万円ぐらい取っているんだけど、

そこには何か報償金を払わないというルールがあるというような話も耳にしていますけれども、その辺はいかがですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、苦慮しているのは、この辺も苦慮している、本当にね。要するに、猟師さんが、猟友会のそういう方が減っている。これをいかに増やすか、そういうことも当然、この有害鳥獣に対しましても、さっき言ったような苦慮ということになれば、いろいろな面で、こういうことも、猟友会の問題もあります。

そして、今、山田議員が言った猟師さんに対して報酬を支払わないとか、そういうのは初めて聞きましたもんで、そういう状況の中で、それはまた原課のほうから説明いたさせますけれども、私、今初めて聞きました、そういうことは。

その辺は、またどういう状況かはっきり言ってもらえれば、またいろいろな面で対応いたしますけれども、その点に関しましても、原課のほうでどういう状況かも説明させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 農林水産課長。

○農林水産課長（桑原建美君） 1年を通しての有害鳥獣に対するまず町の姿勢というのを御説明させていただきます。

東伊豆町、令和2年度におきましては、4月から5月まで、これを有害捕獲期間と設定いたしまして、猿、イノシシ等に報償金を出しております。

その5月が終わった暁の6月から10月に関しましては、これは県の事業になりますが、ニホンジカを対象とした管理捕獲という事業が行われております。

その10月が終わった後の11月1日から3月15日までは猟期ということで、猟友会さん等が山に入って、銃、わな等で狩猟をしているということの状況です。

今、山田議員から御質問があった鳥獣害対策事業費補助金、これは過去を比べると下がっているのではないかとということで、これは現実、そのとおりでございます。

この原因は、ちょっと私のほうでも調べたところ、分かりかねたんですが、平成30年度までは、有害捕獲、いわゆる報償金が出る期間を4月から9月まで設定してございました。しかしながら、令和元年におきましては4月から5月までの2か月間というふうな短縮されております。それがこの成果説明書に明確に表れてきていると思います。

しかしながら、今回、イノシシが東伊豆町全体に住宅地に現れたということで、その辺は

町長も大変危惧しております、この辺は来年度予算のほうに今、予算査定をしておる最中ですが、この有害捕獲の期間を、今年度4月、5月という設定を来年度はさらに延ばそうということで、現在、予算計上もしてございますし、猟友会さんともその辺の協議は煮詰めているということでございます。

以上です。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 恐るべき話で、これだけ被害がずっとあるのに、報償金を払う時期を短くして、4月、5月しか捕らなくてもいいみたいな、そういうやっぱりことを決めれば、増えるのは当たり前ではないかなというふうに思いますよ。

町長、もう一つやっぱりそこで問題なのは、町長も、たしかこれは資料は令和元年度の賀茂地域局の記者会見の資料なんで、令和元年度の広域の鳥獣害対策協議会等で資料が出ていると思うんですけども、県の取組として報告はされていますけれども、奥山捕獲の実施状況というものがあられるわけですよ。これで見ると、西伊豆や松崎、南伊豆、下田などは、本当の奥山に捕獲、鹿が密集しているところというのは部分ですよ、部分。でも、見る限り、東伊豆町は稲取から北川まで真っ黒ですよ。これだけ鹿が密生をして存在しているということを知りながら、有害捕獲の報償金を4月、5月に限ってしか出さないということをやったら、それは鹿やイノシシさんを応援しているような格好になっちゃうではないですか。

鹿がこれだけ、令和元年度の段階で県の調査でも密な状況があるということになれば、当然、そこでイノシシやなんかが里のほうへ余計下りてくるというようなことは、普通素人も分かりますよ。

この県の調査をしている後輩がこの間来まして、いろいろお話を聞いたところ、今、東伊豆、この間は東伊豆の山でしたけれども、植林地を含めて、今までにない光景が生まれていると驚いていました。それは、植林している中にもイノシシがもう何か所も穴を掘っていると。毎年県の委託調査の仕事をアルバイトでしているんですけども、毎年伊豆の山に入っているけれども、植林した杉やヒノキの山林の中までイノシシが入って、本当にあっちこっち穴を掘っているという光景は初めて見たと、そういうふうに言っていました。

やっぱりこれは町長、もう絶対おかしいというか、誤った対応だと思いますよ。本当にそうであれば、もう今年こういう苦情をたくさん受けたのであれば、途中で変えてでも、やっぱり報償金をやっぱりして、どんどんやってくださいと言わなきゃならないのに、逆に4月、

5月でブレーキかけたままだったら、被害が減らないのは当たり前で、6、7、8、9って何も捕れないような、担当課がおりをかけたなりなんかしたというようなことは聞いていますけれども、こういうやっぱりやり方自身を改めなかったら、この被害なんかなくなるのではないですか。

町長、もう一つ申し上げますと、町長もよく御存じの入谷の農家の方がこの間電話をいただきまして、もう大変だと。今年畑荒らされたと。夏過ぎてかな、箱わなを買ったと。既に鹿とイノシシで8頭駆除、捕獲したそうです。

しかし、非常にやっぱり手間だと。箱わなを設置してから、餌でおびき寄せて、おびき寄せてから確実におりの中まで入ってきたかどうか確認して、最後、やっぱり捕獲するまでというと、1週間も10日もかかると。今までのように、山の中で鹿やイノシシを駆除するというような状況であれば、いわば猟友会さんが鉄砲で駆除するという、これも大変な作業なんですけれども、それで済んだんですけれども、里では鉄砲が使えないということになると、やっぱりわなやおりをかけるんですけれども、こういう形で1週間も10日もやっぱり点検をして回り、餌づけをして、慣らして捕獲するということになる、物すごい手間がかかる。こういうこともやっぱりあるということをごひ町長にも伝えてほしいと。

だから、これは報償金がどうのこうのありますけれども、しかし、そういう今、手間をかけなければ、鹿1頭、イノシシ1頭の駆除ができないというのが実情ですよ。

その上で、現状でも、例えば今言われたように穴を掘らなきゃならないと、こういう問題が出てくるんです。だから、大変な作業をしていただかないと、1頭の駆除ができないということを見ると、報償金をやっぱり出すなんていうのは、ある面やっぱり当然のことだと思いますし、その辺については、町長、どうですか。やっぱりぜひそれは、さっき課長は見直したいということですから、当然予算の問題も絡むんでしょうけれども、やっぱり報償金もしっかり支払って、4月、5月しか、町の期間だからって、そこしか報償金出さないなんていうやり方はもう改めましょうよ。いかがですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 当然それ、私もいつも補正でこの有害鳥獣に対して結構やっているもので、当然その報酬金というのを、勘違いしている節がありました。

そういう中で、今、課長が言ったように、これはもう新年度からこの有害駆除、5月31日をもっと延ばすと、そのほうで今、やっております。予算化もしております。それは御理解願いたい。

一番は、やっぱり有害鳥獣ではなくて、イノシシは町境とか市境はないことですよ。この前も、7市6町の中で、隣の町が被害減ったんだけど、その分こっちへ来ているんだとはっきり言っておりました。やっぱりこれが、やっぱり全体でやれば、もう市境、町境を見境なくやれば、これは撲滅できますけれども、要するに隣でやっても、その駆除は、それはもう町境はないもんで、その生き残ったやつはこっちへ来ますもので、そういう中では、本当、これは苦労しているんですよ。

本当にね、これをやるには、やっぱり伊豆全体でやる。知事が一時期リーダーシップ取ってやった中でやりましょうかというの、これはちょっと法的なんか厳しいような方向でございまして、やっぱりこれは本当、伊豆半島全体の中でやらなければ、これは絶対うちだけの問題ではありませんもんで、この報償金に関しましては、もうこれは早急にこれはやります。

有害鳥獣の方策、今言ったように、山の中、やっぱり当然有害増えていますもんで、そしてもうササもなくなったのも聞いておりますし、これはもう本当、自然がもう本当破壊している状況でございまして、これを何とかしなくてはならないという、いろいろなこと、これは本当にこれからこの伊豆半島を育てるため、本当これは真剣になって考える。そういう中でも、苦慮ということも言わせていただきました。

やっぱりこの有害鳥獣は、本当にいい解決方法はなかなか難しい。まず、猟友会の猟師さん、やっぱりこれを若い人がやっていただくようなこと、これがやっぱり一番近道ではないかと考えておりますけれども、猟友会になって狩猟免許取るしかない。若い人がいない、これが本当厳しいこともなっております。

そういう中で、できるだけこの有害鳥獣、伊豆半島全体、これを減らすような方向で、これ、伊豆半島全体、7市6町、またいろいろな中でまたこれは検討していきたい、そう考えておりますので、御理解願います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、同じ日の会議で配られたその資料を見ても、僕は東伊豆町が一番逆に言うと取組が弱いんですよ。弱い。だって、金額ベースでね、金額ベースだって、変な話だけれども、この有害鳥獣の捕獲活動経費なんかで言えば、下田や河津、南伊豆、西伊豆、みんな国の補助を受けていますよ、総合交付金でね。だから、下田なんかだって350万円、河津が510万円、南伊豆が350万円とか、うちの町と松崎だけ受けてないんですよ、こ

れはね。

だけれども、例えばそれはそうだよ。だけれども、報償金だって55万円ぐらいしか出してないところで、国の有害鳥獣の総合交付金なんかを受けられるのかなど、僕はそっちのほうを心配しましたけれども、いずれにしても、だから事業の規模なのか、内容なのか、うちの町と松崎だけが国の交付金を受けないで取組しているわけですよ。ほかはみんな受けているわけですから。ちょっとその理由はどういうのか分からないですけれども、これはまた担当課でも財政のほうでもいいんですけれども、ちゃんとほかの町は国の鳥獣被害対策の交付金、総合交付金を受けている。うちの町は受けてない。金がないんだったら、何でこういう交付金を受けて事業を展開しようと思わないのかなというのが1つあります。

もう一つは、この資料でも同じように、うちと同じように、国の交付金をもらってない松崎ですけれども、でもその松崎でも、私は前の議会でも質問したんですけれども、鳥獣害対策実施隊というのをやっぱり松崎は結成をしているということであると、河津と南伊豆もないんだけど、下田と松崎、西伊豆なんかはこういうやつもやっている。トータルで見ると、一番金額もなく、こういう駆除の実施隊もないというのは、県の資料で見たって、うちの町が一番悪いんですよ。だから、広域でやらなきゃならないというのは確かにそうだけれども、広域でやらなきゃならないという以前に、うちの町の中でしっかりとやるべきことをやらないと、どう考えてみても、ほかの町よりも取組が弱いんですよ、これ。

財政の問題はちょっと、すぐは分からないと思うんで、後で結果を教えてください。交付金をもらえないのか、もらわないのか、ほかは正々と300万円、500万円もらって事業を展開しているんだけど、うちはもらえてない。結果的に財政も厳しいから、有害鳥獣の対策費も、450万円ぐらいのものが今、だんだん減って、電柵の補助やなんかを含めて、猟友会の補助を含めても250万円ぐらいになってきた。どこが違うのか、ここはやっぱり考えていただかなきゃならない。

そうすると、僕は最初に町長に申し上げたんですけれども、町長、やっぱりこれは苦慮するという問題ではないですよ。だって、やるべきことを、ほかの町がやっていることをうちの町はやってないんだから。これは心苦しいというふうに表現するのが日本語的には正しいんじゃないか。

苦慮するというふうに町長は言ったけれども、ほかの町が当たり前国から補助をもらい、駆除の実施隊もつくりやっているとやらなくて、苦慮する、苦慮すると言ったって、これ、誰も説得力がない苦慮ですよ。かえって町民や農家の皆さんには、お金がなくて、本当

に心苦しい状況ですと言ってもらったほうが、非常に素直な適切な私は表現だと感じていますが、いずれにしても、これだけほかの町は国からの交付金をもらって事業展開をしているのに、していない、また実施隊をやっぱりつくっていないということについては、少なくとも町で考えるべき問題が私はあると思いますけれども、いかがですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） これは以前、総合交付金事業に関しましては問題になりまして、ごめんなさい、もう自分は忘れちゃった。担当課がね、こういう中で総合交付金事業はもらっておりませんとはっきり言った経緯があることは自分は理解しております。

それに対しまして、また再度、改めまして、なぜうちの町がそういう総合交付金事業は使わなかったということは、また紙面でいきたいと思います。

これは以前一般質問でありました。そういう中で、担当課では当時、こういう理由の中で、あるけれども、それは使わなかった。これ、言ったという私記憶がありますもので、その辺、御理解願いたいと思います。

やっぱり実施隊というのは、やっぱり基本には猟友会がメインになってくると思いますよ。やっぱり猟友会がないと鉄砲撃ちませんもので、その中で、うちのほうも猟友会が高齢化した中で、なかなか思うようにできないのが現状でございます。そういうので、苦慮という言葉を使わせていただきました。

猟友会の会員さんがもっと増えてね、本当、猟友会の高齢化、これは本当にもう問題でありまして、若い人が狩猟免許を取っていただければ、またそのことも考えられますけれども、今現状そういう状況でございますもので、苦慮。

その総合交付金事業、本当、またこれは検討したんです、本当。担当課がうちの町は持っている。それは使わないということをはっきりそのとき言った記憶がありますもので、それは改めて言って、ただ、何も全然勉強してなくて、その総合交付金事業を使わなかったことではないことだけは理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 説明は、すみません、後で文書でください。

町長、実施隊の問題は、町長、猟友会の高齢化というのはあると思いますけれども、さっき言ったように、奥山に入って鉄砲での作業ということだけではなくてきたわけですか

ら、そういう意味では、高齢化とかいう問題に関係なく、例えば役場の職員がやるというわけにもいかんもんで、やっぱり臨時職、昔の臨時雇用交付金みたいな形で、例えば東伊豆、河津で出して、農協に人を置いて、やっぱり両方見させると。

さっき課長も言っていましたけれども、広域会議でも、ICTを使って幾つかのわなを総合的に管理させるとかいう取組はやっているわけですから、だからやっぱりそういう意味では、山にいる、山にいると思っていたけれども、今はもう里に来ちゃっているわけだから、里でこの鹿やイノシシを駆除しようと思ったら、もう鉄砲ではなくて、わなだと。そうした場合には、猟友会さんに当然止め刺しやなんかやってもらわなきゃならないけれども、やっぱりその上で、やっぱり臨時の職員等々でやっぱりできるわなの餌づけなり、いろいろな形のことにはあるわけで、そういうことはやっぱり考えてもいいと思います。

そこで、町長、そこで問題になるのが、質問もしました駆除後の処分の問題なんです。エコで聞きますと、やっぱりストーカ方式のやっぱりうちのエコセンターの焼却炉だと、駆除した鹿やイノシシを例えば焼却できるかという、できないですね、やっぱりちょっとね。足やなんかいろいろあそこに引っかかっちゃうということですよ。

そうすると、裁断して細かくして焼却するのか、周辺で埋めたりもしているらしいんですけども、最終処分場辺りに処分して覆土するとかというようなことが可能なかどうかとか、やっぱり今、里で鹿やイノシシ1頭捕っても、畑の中にこれを埋めるというのも大変な作業ですよ。やっぱり山の中だったら、放置したら2日、3日でなくなるとよく猟師の方々言いますが、里ではできないわけですから、では本当に30キロ、40キロの鹿やイノシシが捕れた。それをやっぱり埋めるための穴といたら、大変な穴ですよ。最低30センチくらい覆土しなきゃならないとかということになるわけで、そうすると、この辺もやっぱり河津とも相談して、エコがいいなのか、何がいいのかというのはあるんだけど、やっぱり里で捕れた、捕獲された、駆除されたものをどうやって処分するかということを考えないと、伊豆市のようにジビエとして販売するという方法もあります。だけれども、これもやっぱりなかなか金銭的には毎年大きな負担をしていますけれども、だからそういう方法で行くのか、最終処分場を使うのか、やっぱり今のエコセンターなりでの焼却ということを含めたところもやっぱり考えてあげないと、ただ捕れ、捕れと言っても、その後が非常に大変だということを含めてお考えいただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） その処分の方法、検討させてください。ちょっとこの場では言えませ

ん。検討していただきたいと考えております。

そうすると、ちょっと今、副町長のほうが、では課長のほうから、実施隊につきましては、一応町は設置しております、見た中で、そういう中で、多分実際も高齢化の中で、実際活動している中で、そういう中で、今、地域おこし協力隊、藤田君がおります。これはわなのを取りました。これからはやっぱりそういうふうな中で、今、山田議員が言ったような捕獲とか、そういうこともやっていかなければならないと考えておりますので、また御理解願いたいと思います。

以上です。

(何事か言う声あり)

○14番(山田直志君) いい、いい。

○議長(村木 脩君) もう答弁いいそうです。

次に、第3問、国民健康保険基金の活用についてを許します。

14番、山田議員。

(14番 山田直志君登壇)

○14番(山田直志君) すみません、3問目があるもんでいうから、課長、必要なことは、またすみません、文書で教えてください。お願いします。

すみません、第3問、国民健康保険基金の活用について伺います。

国民健康保険準備基金に残高3億7,000万円がありますが、その活用について伺います。

1点目、子供の均等割保険税の軽減のために活用するというお考えはありませんか。

2点目、健康づくりの機械器具の購入に活用するというお考えはありませんか。いかがでしょうか。

○議長(村木 脩君) 第3問の答弁を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) 山田議員の第3問、国民健康保険基金の活用については、2点からの質問となっておりますので、順次お答えいたします。

1点目についてですが、国民健康保険税の均等割は、国保の制度が被保険者全体の相互扶助で支えられているため、応分の保険料を負担してもらう必要があることから、子供がいる世帯におきましても、被保険者の人数に応じて一定の負担をいただくこととなっており、また所得の低い方につきましては、軽減措置が設けられております。

基金を活用した子供の均等割の保険税の軽減につきましては、子育て世帯の負担軽減という観点から、対象者や、また軽減割合などの制度設計や、またシステム改修等に関わる事業経費がどの程度必要かを検討していきたいと思えます。

次に、2点目についてですが、健康づくりの機械器具の購入につきましては、基金の性質上、利用対象者が国民健康保険の被保険者に限定されることから、特に考えておりません。

基金の活用につきましては、コロナ禍におきまして、被保険者の所得状況を推計しにくい中で、来年度以降のこの国保事業費納付金に対しまして、国民健康保険税の過度な上昇を緩和するまた財源とすることを考慮しながら、検討していきたいと考えております。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、国保も基金も、私、記憶するところでは、いつときやっばり5,000万円ぐらいになって、何かあったらどうするんだらうというふうに思ったりしたときもあるんですけども、今、3億7,000万円あるということですよ。

町長、相互扶助とかいろいろなことを言われましたけれども、特にこのやっばり子供の保険料の割引等々については、全国町村会もやっばり国に制度設計をしてくれという要望をずっとしているわけですよ。まして町長はその役員ですから、これはやっばり検証するということと言うと、やっばり町長、町でやっばり例えばこれ、1万円でも軽減しようとするので、やっばり国に対してもやっばりある面圧力にもなるし、やることがやっばり喜ばれていますよ、これは必要ですよということの説得力ある発言もそこはできると思うんですよ。

現状で、11月末現在で言うと、19歳まででいけば1,200人ぐらいですよ。国保が半分だと考えても600人。全国町村会だけではなくて、市長会や知事会を含めて、みんなこれ、言っていますから、国も来年、再来年できないにしても、5年、10年の中では当然実現してくると思うので、そういうことを考えると、やっばり町が、まず町長がやっばりこの東伊豆町で、基金がないときならこんなこと言えませんけれども、やっばりまず先鞭をつけて、やっばり一部実施してみると。金額的には、さっき言ったように、当面、今年は全部で1,200人で、恐らく対象が、大体国保の加入で考えると半分ぐらいかなと思うんですけども、もうちょっと増えるかもしれない。ただ、これ確実に毎年30人ぐらいずつ減っていきますから、うれしいことではないんですけども、30人ぐらい減っていくんです。だから、財政負担というのは、10年間でもそういう金額で、3億7,000万円に対してみれば、大きな負担にならないところなので、子育て支援と言うことであれば、このくらいのことをやらないと、子供

は産んでほしいと言いながら、唯一国保だけは税金が増えるという、こういう仕組みなわけですから、ここはぜひ町長、先鞭をつけるべきだというふうには1つお願いをしていきたいと思えます。

2つ目ですけれども、健康づくりの問題で言うと、確かに町長、全年齢層にわたって相互扶助だという部分はあるんですけれども、かなりの部分がどうしてもやっぱり前期高齢者、後期高齢者とかって、高齢世帯のほうに国保の部分でも活用されていくし、医療費の負担もそこに大きく使われるということがあるわけです。そうして見ると、若年層にしてみると、これ、やっぱり負担だけというような形ですよ。そういう意味で考えると、健康づくりのためにいろいろな意味では器具、機械を購入することはあってもいいと思うんですね。

健康づくりについても、現在、ほとんど買った器具というのは、アスドの体育館やなんかをしたときに整備しているので、もうこれももう20年選手ぐらいになっているようなものですよ。

ですから、器具の購入というのも、そういう意味でもあると思えますし、例えば一番身近なところで考えると、伊東市の場合では、伊東市の中でのやっぱりトレーニングセンター自身も、市民の皆さんの利用が多いんですけれども、一番僕、びっくりしたのは、カーブスと言う女性を対象にした健康づくりのところについて言えば、伊東に僕は1か所だと思ったら、2か所あるんですね。デュオプラザと広野のほうと2か所ある。だから、それだけやっぱり人がいるんです。

そんなに昔のアスドにあったような、かなり筋力を中心とした、筋肉をつけるというようなトレーニングマシンとは違って、健康づくりということなので、機械器具的にはそんなに高価なものではないんですけども、ああいう形のものをやっているし、ちなみに宣伝ではないんですけれども、カーブスさんもやっぱり70市町ぐらいで連携をして、やっぱり事業をやっているとか、こういう部分もあります。

いずれにしても、若年世代のところから高齢化世代へ向けて、やっぱり隙間なく健康づくりに参加してもらおう環境を整えるということなんかを考えると、ああいう器具等を購入することには、それなりの意義もあると思えます。

当然町民全体を考えたときに、国保の加入者と国保ではない加入者についていえば、若干使用料を取る必要性とかなんかがあるかも、価格をつけるとかっていう差はあるかもしれませんが、そういう取組はやっぱり考えていくべきではないかなと。

ちなみに、カーブスさんのホームページを見ると、国立の長寿研究所だとか、アスドでもお世話になりました。筑波大学の久野先生、今、大学院の教授ですけれども、久野研究室ともやっぱり筋力によるやっぱり歩行の状況だとか、あと有名な、認知症等で有名な脳科学者の東北大学の川島先生なんかとも一緒に行動研究をして、やっぱり運動が果たすやっぱり役割というようなことでの研究結果も得ていますね。

だから、やっぱりああいうビルダーをつくる筋トレではないわけですから、健康を目的とした、やっぱり何しろそのプラスアルファぐらいの取組に、やっぱりその取組をやるということも含めて、これはやっぱり被保険者に対しての一定のサービスにもなるし、町民のサービスにもつながる問題だと思うんで、ここ、ぜひそういう面も含めて御検討いただきたいと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） まず1点目の件について、これは一応、山田議員が言ったように、町長会もやっています。国のほうに要請しておりますもんで、これはできるだけやる方向で行きたい。新年度、ちょっと検討した中で、ちょっとそういう立場の中で、この軽減のほうは、ちょっと子育て支援の関係でやりたいな、これは思っております。

そういう中でいきますけれども、器具に対しましては、やっぱりこれ、申し訳ない。山田議員の気持ちはよく分かります。それを加味した中で、今の現状におきましては、やっぱりコロナ禍というの、考えられますもんで、ちょっとやっぱりこの機器を使ってはいかがなもんかという考えがありますもんで、その辺は御理解願いたいと。

この軽減施策に対しまして、1年かけた中で実施していきたいなというのは今、考えてございますので、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 以上で、14番、山田議員の一般質問を終結します。

この際、10時45分まで休憩とします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ再開します。

---

◇ 笠 井 政 明 君

○議長（村木 脩君） 2番、笠井議員の第1問、コロナ禍後の「新たな日常」の実施に向けてを許します。

2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） 一般質問最後になりました。よろしくお願いいたします。

今回は、通告1問になっておりますので、御回答のほうよろしくお願いいたします。

コロナ禍後の「新たな日常」ということで、内閣府のほうから「経済財政運営と改革の基本方針2020」というものが7月に閣議決定されております。その内容を踏まえまして、以下の点をお伺いいたします。

1点目、当町における行政改革の一環として、行政のデジタル化、ペーパーレス化の検討は行われているのでしょうか。

2点目、以前もちょっと質問の中に入れていただきましたが、二拠点居住の提案を行いました。検討が行われていますかということです。

3点目、公共サービスにおける民間活用はどのように考えているか教えてください。

4番目、GIGAスクール構想の準備を当町でも進めていますが、今後の方針と活用を教えてください。よろしくお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 笠井議員の第1問、コロナ禍後の「新たな日常」の実現に向けては、4点からの質問になっています。

まず、1点目から3点目は私から、また4点目につきましては教育長が答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目についてですが、現在、行政改革の一環といたしまして、行政のデジタル化、またペーパーレス化につきましては、具体的な検討は行っておりません。

デジタル化、ペーパーレス化につきましては、大きく分けて補助金申請や、また各種証明

書交付など住民サービスの面と町職員の事務に関する面の2つがあります。今回、政府が示しました「経済財政運営と改革の基本方針」には、国、地方を通じましてデジタル基盤の標準化を行う方針がうたわれておりますが、このデジタル化、ペーパーレス化につきましては、ハード・ソフト面で多額な経費が必要であり、また業務の大きな見直しを伴うことから、国の具体的な方策が明らかになった時点で、手戻りのないような町の方針について検討していきたいと考えております。

次に、2点目についてですが、現在、二地域居住につきましては、関係人口を大きくくりとして、その中の1つの要素といたしまして、二地域居住を選択肢の1つであると捉えているため、それだけをターゲットにした具体的な検討は実施しておりません。

移住・定住、ワーケーション、サテライトオフィス、またシティプロモーションなどの実施を実施していく中で、二地域居住に興味のある方に対しましては、個別に相談を受けるなどの対応を図っていききたいと考えております。

次に、3点目についてですが、「経済財政運営の改革の基本方針2020」では、あらゆる分野におきまして、民間資金、ノウハウを積極的に活用いたしまして、民間活用を推進することとしております。

公共サービスにおける民間活用につきましては、判断規準として、「公共サービスの維持または向上」、また「人件費等の経費の削減」、「行政運営の効率化」、「行政責任の確保」、「町民皆様の理解」、「民間の専門的知識や技術の活用」といったものによりまして、導入の検討が必要ではと考えております。

なお、法令等の規定によりまして、町が直接実施するものとされているものの、公平性、公平性、また緊急性などの観点から町が直接実施すべきものは除かれるものとなっております。

厳しい財政状況が続く中、この行政組織の簡素化、また効率的な行政運営が求められている一方で、公共サービスは維持・向上を図っていかねばなりません。そのためには、公共サービスにおきます民間活用は有効な手法であると考えております。

○議長（村木 脩君） 教育長。

（教育長 黒田種樹君登壇）

○教育長（黒田種樹君） 4点目についてですが、御質問の「新たな日常」の実現に向け、学校関係においても、国と地方が一体となってGIGAスクール構想を加速していくことが求められております。

当町においては、1人1台端末や学校内の通信環境、電子黒板やプロジェクター等の機器を今年度中に整備する予定であり、教育環境の充実を図っているところです。

今後の方針としては、学習指導要領や国のICT活用指針に沿って、「主体的・対話的出深い学び」、「個別最適化された学び」の実現に向け、1人1台端末をはじめとしたICT機器を最大限に活用していくこと、そして課題設定・解決力や想像力のある人材の育成を図っていくことを重点として取り組んでいきたいと考えております。

活用については、まず授業での活用が中心となります。現在は、導入期であり、端末の操作に慣れることを第一として取り組んでおりますが、将来的には児童生徒のそばに端末があり、鉛筆やノートと同じように学習ツールとして活用できるようにしていくことが求められます。

そのためには、全ての教職員が端末をはじめとしたICT機器を活用した授業を行う必要があるため、今後、授業研究と併せてICT機器の活用研修を計画的に進めていきたいと考えています。

また、新型コロナウイルス感染症等による臨時休校時には、端末をオンライン学習にも活用できるよう、家庭への端末持ち帰りを実施するなどの準備を進めております。

○議長（村木 脩君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） すみません、回答ありがとうございます。

まず、1点目として、町長、国からの当然システムのデジタル化というのがうたわれていて、これに関しては、デジタル庁等が設立されて、これから加速していきだろう。あとはデジタルトランスフォーメーションと今、盛んに言われていますけれども、DXですね、なっていますと。

これに関しては、国とか県とかとつながるデータベース等々の設備に関しては、当然多少補助が出るだろうと思います。出なければ、これはいかないところだと思いますので、これはうちの町だけではなくて、日本全体の地方自治体がそうだと思いますので、これに関してはあまり僕も心配している部分はないんですけども、やはり町長が言うように、多額の金額というのがかかってくると予測はされます。幾ら国・県とかから補助が出たとしても、やはり多少持ち出しは出るかなと。その部分も踏まえて、準備をしてほしいよというのが1点。

2点目とすれば、今、1点目のところのデジタル化なんですけれども、町長は業務のとい

うところがあって、業務が非常に変わってしまう。それを補うためにはまたお金がかかるというところで、動向を見てからやるよというところなんだけれども、今現状、資料等々の作成において、皆さんは手書きでやっていますかという、パソコンを使っているわけですよ。それを打ち出していただいて、配付したりとかをしていますというのが現状だと思います。

例えば、そこに関して、では全てにおいて紙の配付が必要かとか、例えば課から課、あとは課から町長への報告、また提出書類に関しては、ペーパーレスを進めていくというところであれば、今現状の機器の中で、減らしていく、また印刷をして製本をしてとじるという時間ですね。業務効率の部分ということを考えると、できるところはあるのではないかなというのがありますけれども、まずこの辺はどうでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、国のほうがもうデジタルを推進してございます。これは必ず将来はこうなってくると考えております。

当然、その中で、国・県の補助だけでなく、また町単独の負担もありますけれども、これはやらなければならないと考えております。

その中で、今言った、笠井議員が言ったように、現状の中、ペーパーレス化でできるではないか、これは検討していきたい。

まず最初、判こレス化、これは今度の1月の管理職会議の中で、新年度からもうこの判こレス化、これはやりますよということをはっきり指示するつもりでいます。その際も、本当必要ないような判こはありますもんで、それはもう新年度からやっていきたい。

ペーパーレス化も、その中で、今、笠井議員が言ったようなペーパーレス化できるという部分もあると思いますもんで、それは順次検討した中で、早ければ年度途中でもやっていきたい、そういう考えでございますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） やれることからやっていきたいと思いますというところで、紙が全て悪いというわけではないんだけど、不要な部分を減らしていくことによって、今いらっしゃる職員の中でも、50代ぐらいまでは何の抵抗もないかと思います。むしろそちらのほうがアーカイブ、過去の検索もしやすくなるし、その場で例えば調べることができます。

例えば、この議会において、過去のということがあっても、タブレット1つでさくっと調べられることもできますし、東伊豆町のホームページの例えば議会の議事録なんかもそうですけども、検索かければ、すぐ出てきます。こういうところで業務効率というのが非常に上がると思います。

業務効率が上がるということはどういうことかということ、先ほど山田議員のほうもありましたけれども、人数が減っていったときの対応ですね。業務量が増えるのではなくて、なるべく少ない人数でやっていくというところですよ。

国のほうは、当然これにプラスAIとRPA、ロボテック・プロセス・オートメーションですね。要は、人がやらなくてもいいところを、もうAIとロボットにやってもらいましょうということを行っていますので、これは行政がではなくて、全体的に、社会全体的な部分で今言っています。

この社会がそれについていったときに、行政がついていけないようではいけないなと僕は思っているんで、今すぐこれをしてくださいという話ではなくて、世の中の、要は国が、内閣府がこういうふうに出してきている資料の中にもうたっていますと。だから、将来的にはそうなりますよ。では、うちの町はどういうふうに準備をしていって、例えば4年、3年、4年といったところのスパンを区切って、では資金はどうするんだ。中の行政の改革はどう行っていくかということをやっているだけだと思いませんか。

2点目の二拠点居住の件に関しては、前にちょっとお話しさせてもらって、これだけを特化してくれという話ではないんですが、非常にこのコロナの中で今、増えているなって私自身も感じています。

1つは、東京のとか、関東圏の拠点を引き払って2か所、例えば御夫婦であれば、旦那さんの実家、奥様の実家、そうではない人でも、自分が好きな場所というところに移住をしながら仕事をしていくという、これは年代問わず増えてきたなというのが非常に感じております。

なぜ二拠点かということ、実はわっとそっちをやめちゃって、こっちへ来るとい人もいますけれども、なかなかそうではない人もいますというところで、そういうところで多少地域に貢献していただけたら補助ができるのかという、ちょっとほかがやってないようなことを検討していきたいなというところが1つ僕はあるんです。

そういう考えがあるかどうかというのを教えてもらいたいし、もう一つ最近増えているのはアドレスホッパーです。アドレスホッパーですね。要は、拠点をつくらない。2週間とか

3週間で地方を転々としていく。よければ長くいるという人たちですね。この人たち、なかなか難しいのは、賃貸契約が結べなかったりとか、あと最近多いのは、ちょっとゲストハウスのようなところで2週間とかいながら、これが地方でも結構今、ゲストハウスが多くなってきているので、アドレスホッパーの方々もかなり今、動いていますよというのがあります。

何でではアドレスホッパーの人たちは持たないで動くかということ、そこに興味があるから行ってみる。自分の目で見て感じてみるというのが目的。だけれども、自分の仕事はパソコン1つとインターネットがあればできるから、そうやって自分探しをしながらというのが非常に最近多いかなと思います。

なので、僕の提案としましては、この二拠点のことですけれども、検討をいろいろなこととしていっているよと言うんですけれども、例えばアドレスホッパーだったりとか、あとはちょっとお試し居住ではないですけれども、居住はいっぱいなので、来たときに、御相談あったときに、町として何か補助はできないのかということは考えてないかを教えていただきたいと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） そのアドレスホッパーに関しまして、本当いろいろな生き方があるなと考えております。そういう中で、この副町長のところにそのアドレスホッパーさんが来た中で少しやった、そういうことも聞きましたもんで、時代はやっぱり、居住はやっぱり東京都においた中でこういうこと、それも時代かなと考えております。

そういう中で、補助ということにつきましては、担当課のほうがいいろいろ考えた中で、それをやった上での動向を見た中で助成、これは考えていきたいと思う。

ただ、ちょっと担当課がどのように考えているか、ちょっと担当課のほうから説明いたさせます。

○議長（村木 脩君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） ただいまの何かインセンティブを付与して、うちの町に来てもらおうという御提案でございますが、補正予算の議論の中での今、EAST DOCKの改修をしております。その際に、来年度から本格的にワーケーション等に取り組みたいと御説明をさせていただきましたが、その際、課内の議論の中で一番最初に出てきたのは、実は宿泊に対する補助だとか、あとは旅費に対する、電車賃に対する補助というのを来年度からやってみたらどうかというような、そういった検討は一番最初に実は出てきております。

ただ、そのワーケーションについて、ノウハウですとか、知識ですとか、そういうものが

ほとんど蓄積されていないものですから、来年度については、企業のモニターツアーですとか、周知、広報の手段をやって、そこでニーズを確認して、その後、今、笠井議員がおっしゃったような補助的なことをやってみたいというような計画というか、課内は検討をしております。

それとまた、今、地域おこし協力隊のOBの荒武さんが新しく宿を始めたというようなこともあって、うちの町にもそういう機運が出てきているのかなというふうには思うんですが、若い方でアドレスホッパー的な方、あまり居住費にお金をかけられないような方も多いということと、あと町内で今、かなりの大学の方たちがいろいろな活動をしているものですから、そういう大学生なんかについても、なかなか町内の旅館に泊まるだけのお金がないということで、今、大学生のほうから、自分がたちがそういう滞在できるようなところを町の施設の中で、またリノベーションの中でできないかというような相談もございまして、今、ふれあいの森の管理棟、そこを学生がリノベーションできればして、安価に、もしくは無料で滞在できるような場所にしたいなというような相談も受けておりますので、そういったことで取りあえずの入り口をつくって、その後、ニーズがあるのであれば、補助制度等の設立についても検討したいなというような内容でございます。

以上です。

○議長（村木 脩君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） すみません、御回答ありがとうございます。

ワーケーション等々で、課長が今、お話いただきましたけれども、準備を進めていく中で、以降、やっぱりこういうものがどんどんすごい勢いで多分ニーズ変わっていくので、課長とかも大変だとは思いますが、キャッチーに情報を取っていただいて、対応していただければと思います。

また、こういう人たちが結局インフルエンサーになるので、いろいろな、要は来て、よかったら、もうSNS等で発信をしていただけるので、これはもうワーケーションの人たちではなくて、地域を知っていただくということ、さっき言ったように、大学生が安価で、安価というのが、どうしてもこの御時世、将来が見えない中で、やっぱりお金はかけない。でも、かけるところはかけるという時代になっていますから、そこが宿泊ではなくなっているところもあるので、ちょっとその辺は考えていただきながら、補助なのか、そういうふうな施設のリノベなのか、また3番目にある民間の力の活用なのかというところは検討していた

できればと思います。

3番目の、今、公共サービスの民間活用という話が出ましたけれども、先ほど山田議員にさらっとさらわれてしまいました。今後、コロナがこうやって延びてくると、いろいろな部分で弊害出てきて、かけれる部分、今までやれていた部分というのがやれなくなってくる、人が出せなくなるとなってくると、では民間のノウハウを使って、町を補助はしてやっていただきたいというところが出てくると思います。

先ほど町長の説明で、公共サービスの中でも導入をしていきたいところはあるけれども、当然全てができるわけではないということで、それは理解をしております。

今、例えば民間サービスの推進といえば、もう東伊豆町は郵便局の委託業務というのは始めていますよというところで、ここも検証は必要なんだけれども、これも1つそうだし、今後こういうことで、例えば先ほどの健康づくりなんかは、僕言おうと思っていただけだけれども、先にさらっと言われちゃいましたけれども、そういうカーブスとは言わないですけれども、そういう企業さんのノウハウをこちらに提供していただいて、設備に関しては例えば町のほうが一部負担をしてやっていく。運営に関してはそこの企業にお願いする。高齢者の介護予防には当然使ってくるし、民間ですから、若い人たちが使いたいよと言ったら、若い人たちのプログラムにも対応ができる。このようなのが一番分かりやすいかなというのがあります。

これに関しても、やっぱり多少のお金だったりとかかかってくるし、僕が最終的に思うのは、お金は絶対かかるんですよ、何かするにはね。だけれども、それに対して、今後人口が減っていったときの職員の確保とてんびんにかけてほしいなということですね。

要は、人件費に対してその投資がどうかということなので、この辺ももうちょっと広く考えていただければと思いますけれども、どうでしょうかね。民間活用というところで、いろいろな部分なんですけれども。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 当然、この新たな生活の中で、PFIこれはもうやらなきゃならないと考えています。

それで、今言ったように、山田議員、健康に対しまして、それで町は多少、それは当然お金を出した中で、民間さんにやってもらう。これは当然、これから考えていかなきゃならんと考えております。

それで、自分、やっぱり一番役場の中で、まず住民、窓口を民間に委託した中でというこ

とでやっていきたいなと考えた中で、南伊豆さんがちょっとやって、撤退したようなことも聞いております。どのようにして撤退したか、またそれは検証した中で、できれば将来的にはその辺をやった中で、当然将来的にはまた職員の数も減ってきますもんで、当然その辺の民間の活用をした中で、この公共のやつを活用しなければ、住民サービスも低下していきますもんで、これは将来的にも必ずこれをやっていかなければならないことだと考えております。その辺は御理解願いたいと思います。

町との考えは以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（村木 脩君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） 当然民間活用はしていくんですけども、以降気をつけていただきたい部分としては、民間に全てを委託するのではなくて、民間企業に業務を委託して、民間企業がその業務を受けることによって、プラスになるような仕組みを考えていかなければ、何のコストカットにもならないと思います。

なので、郵便局のほうもそうなんですけれども、町からお金出して委託するのは当然多少はあるんですけども、もう最終的と言っては何なんですけれども、その委託料というものが減りながら、窓口業務の収益は手数料部分で、要は郵便局のほうやっつけいけるようなつくりをしていかなきゃいけないし、もっと言っちゃうと、このコロナになる前は、対面というのが当たり前だったんですけども、このコロナ禍になって、半年以上、もう1年近くになりますけれども、もうすぐね。要は、社会全体が対面というのはどうなのという世界になっていると思うんですよ。非対面で済ませるものは非対面でいいでしょうと。これだけ感染症対策という形になってくると。

そうなってくると、では窓口業務ってどうなのという話が出てきますし、今進んでいるスマート自治体、デジタル化が進んでいるところだと、ある種のもう申請については、全てホームページからの申請で、ペーパーレスで本人行かなくてもいけちゃうよとか、例えば本人証明書は写真の添付が必須とか、免許証が要る、そういう形でかなりなっています。

一般企業も、それはもう進んでいますよね。先日あったNTTドコモの安いプラン、これは完全に店頭での対応はいたしませんと。インターネットだけですという形で割り切っています。

要は、こういう形で民間企業はなってくると、では対面式もどうなのというところが出てくるので、4年、町長、すぐ4年、4年という話があるんですけども、やっぱり5年ぐらい

をめどで、こうしていきたいんだということを考えて、それを年度ごと切り刻んでいきながら、初年度はどこまで進めるんだ、2年度はどうするんだ、3年度はどうするんだ。どうせ、どうせという言い方は変なんですけれども、世の中変わってきて、国の方針も変わったりとかするので、そこで方向転換ができるように、先を先を見据えて、この辺に関しては、この1、2、3に関してはやっていただきたいと思いますので、最後そこだけお願いします。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 当然これはデジタル化、もう国の方針がデジタル化ですから、もうそれに沿った中で、町の方針、これは示していかなければならないと考えております。

そういう中で、このコロナ禍によって、もう当初、第1波のときはテレワークが大分進みましたけれども、今またテレワークが戻って、対面式の本社へ戻る、そういうふうな形になってきております。

やっぱり、これからは対面したのでは、オンラインとかそういうのを使うことは考えておりますけれども、一旦これ、いろいろな話の中で、デジタル化はいいんです。電磁波の嵐とか言って、もう全部ストップした場合、これは経済がもうストップしてしまうよという、そういう危惧もありますよということを国会議員の先生が言っておりました。

そこに関して、デジタル化はいいことですが、そういうときに、もう全部止まったときに、その対応の仕方、これを国がどのように考えているか、これがやっぱり1つのデジタル化に対する1つのこれから検討しなければならない課題だと考えています。

これが全部ストップしたら、国の政策が全部止まってしまったら、これはいかなんかかと考えておりますので、それは国のほうにしっかりとやってもらいたい。

デジタル化は、このコロナ禍の中でこれは必ずやらなければならないし、やっぱり日本が一番遅れているということも聞いておりますもんで、これはもう早急にやりたい。今、笠井議員の言ったように、基本的にはもう何年後、ここは本当にもう国がもう本当にやる気でおりますもんで、もうアンテナを高くした中で、本当、もうこれはもう遅れを取らないような方向で町はやっていかなければならないと考えております。

その辺はもう町のほうもここに向けて、皆さん、職員と話し合った中でやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） ぜひお願いしていただいて、特に若い世代の声も聞いていただいて、ぜひその意見を酌んで、確かに分からないことってたくさんあると思うんですよ。分からないから、そんなもんでなくて、その人たちの業務を、こういうふうになったらいいんじゃないかということをごひ町として全体で考えていただきたいと思います。

4番目のGIGAスクール構想のほうでございしますが、かなり私も言いましたし、ちょうど政府、国のほうの波にも乗れて、ありがたいことに、この地域ではかなり最速な準備ではないかなと思っております。そこに関しては、やっていただいた皆様には感謝申し上げます。

ここの機器はそろってきましたよというところで、非常に下準備はできたかなと思っております。今後の活用、今度ね、が大事になってくるかなというところになります。

今、小学校のほうとかでも、持ち帰りの実証実験やってみたりとか、学校のほうでも、学年問わず慣れるという、先ほど教育長が言っていましたが、皆さんが使うというような形で、今触れている時間がかかなり多いようです。うちの子の話聞いてもそうですけれども、あの授業で調べるのに使ったとかいう形で、かなり出てきています。

ここで1つ、先ほどあった先生たちの学習というところで、どうしても得意な先生、そうではない先生というのの差が出てきますよねというところで、当町の教育として、どのようにその部分を埋めていきたいと思いますかということをお教育委員会に1つ聞きたいなというのがあります。

2つ目としては、その機器を使って、当然学習ツールとして使っていくんですが、それを使っていて、どのような子供たち、学習の評価というか、成果というか、目標値を定めているかを教えていただきたいと思います。

○議長（村木 脩君） 教育長。

○教育長（黒田種樹君） 御質問は2つあったと思いますが、まず先生方、得意、不得意というような面もあるかなということですが、これはもう当然、今まで機械を中心にやってきてはいないわけですので、新しく端末を入れた状況で、それが得意な面のある先生と不得意な面のある先生がいることは当然現実あると思います。

それにどう対応していくかということですが、先ほどの答弁では、大きく先生方の授業で使っていくための研修というようなことをお話をしたんですが、具体的に言いますと、現在では、このタブレット端末を使うためのICTの担当者を各学校決めていただいて、その先生を中心に校内での使用の研修とか使い方についての推進をしていただいております。

具体的に言いますと、例えばある学校では、木曜日の朝の時間を使って、子供たちと先生

方が全て使って、使い方の研修ができるような時間を設定するとか、そういうものも担当を中心に計画をしてやっております。

それから、授業でどう使っていくかということは、非常にやっぱり今まで経験がたくさんあるわけではありませんので、これから研修をしていくことですが、賀茂地区の賀茂教育振興センターの指導主事、本町にも1人配置されておりますが、その指導主事が県のICTの研修等受けております。それから、そういう県のICT教育推進室から頂いた研修等の資料や情報等を学校にも提供して、その指導主事を中心に、授業の中でどう使っていくかということや校内の研修で全ての先生方に経験をしていただくとか、授業を計画していただくということやこれから進めていく予定でおります。今も少しずつ進めております。

それから、2つ目のどのように子供たちの成果等を評価していくかということですが、現段階では、先ほども言いましたように、まず慣れるという段階で、なかなか子供たちの評価というところまではつながっておりませんが、やはり学習に使っていくということですので、学習の中でどのように子供たちが学習の目標に到達していくかということや併せて見ていくということや、機械を使つての評価ということではなくて、やはり学習の成果ということや大事に考えていきたいと思っております。

その学習については、学習の目標があります。学習指導要領に求められている目標もあります。それから、学習計画という中で、学校ごとに目標を立てて授業を進めております。それに照らし合わせて、子供たちがどう伸びたかと、それからどういう学習成果が上がったかということや、その機器の利用と併せてこれから見ていかなければならないと考えております。

現段階では、具体的に今、これとというようなことではありませんけれども、大きくそのように捉えております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） ありがとうございます。

先生方の研修においては、新規担当という形であるということや、何でもそうなんですけれども、分かる人が親身になって、みんなでやっていこうよという現場の雰囲気、これをつくっていくなければ、やっぱり差が出ちゃうよというところがあります。

当然県の研修等々も大事ですし、やはり先生たちも触ってやってみてがベースだと思いま

すので、その辺は、なかなかお忙しい中ですが、学校のほうでうまく取組をしながら、うまく学習に取り組んでいただけるようにしていきながら、使っていただけたらと思います。

というのが、正直言っちゃくと、子供のほうが覚えるのが速いので、子供に先を越されちゃくと、なかなか難しい問題も出てきますので、ぜひその辺の強化、心配事もありますので、ぜひその辺はお願いしたいかと思えます。

先ほど僕が言った成果目標、成果はどういうふうにという話ですが、別にパソコンを使った、タブレットを使ったから成果がどうだというわけではなくて、教育長が言うように、学習成果の中で、こういうものを使ったことによってどうだったかという調査というのはちょっと必要ではないかなと思って聞かせていただいていたいました。

例えば、今までどおり宿題を紙でプリントで持って帰って、ドリルをやってやっていると、タブレットを使っている例えば自学習的なところの効果検証だったりとかいうもの、いろいろあると思うんですけども、なかなか難しいところはあるかもしれないですけども、テストモデルみたいのをもしかしたらつくってもいいのかもしれないですねというところですね。

例えば、同じ学年の稲取と熱川で、例えば2か月ごとに変えてみる。例えば、2か月間はタブレットを使った宿題が中心なだけで、2か月後の後ろの2か月は、例えば今まで従来どおりの宿題の方式にしてみるとか、それで変な話、子供たちのアナウンス、使いやすかったどうだった、テストの学習の、それは先生たちになるけれども、理解はどうだったか。これによって、方針とか使い方というのはどんどん出てくるだろうし、東伊豆のオリジナルというのができてくるのではないかなと思うんですけども、こういう方針を僕は考えてほしいなと思っているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（村木 脩君） 教育長。

○教育長（黒田種樹君） タブレットを使うと、例えば紙の課題とタブレットを使ったときの課題との違いとか、その効果とかということのテストモデルというお話でしたけれども、テストモデルというような形で改めて方策を立てなくても、これまではもちろん紙と教科書等、そういうものを中心に学習してきましたので、今、タブレットを使い始めていて、それがどういうふうに出るかというのは、これから、今までの状況とこれからの状況を先生方と子供たちがそれぞれ手応えを感じるころはあると思いますので、改めて期間を設けてとかということも、そういう方法もあるかと思いますが、今後、今までやっていた方法と新たにタブレットを使って、現在、家庭にも持ち帰って、ちょっとテストはしておりますけれど

も、そこで先生方の感想、手応え、それから子供たちの感想等、そういうものは当然集約したいと思っております。

その中で、どんなふうにこれは家庭学習の中では使いやすかったとか、あるいは授業の中で意見をまとめるときに、こういうふうにやったほうが分かりやすかったとかということは、当然そういう形では評価していきます。

テストモデルの件につきましては、また学校とも相談をして、評価をしていくためにどのような形がよいか、また今のように期間を区切って比べてみるということも必要かどうかということ、ちょっと検討させていただきたいと思えます。

○議長（村木 脩君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） ありがとうございます。

僕のそこはちょっと案という形なんだけれども、要は今までと導入した後のやっぱり実績とか、結果とか、どのようにどうなったかというものは、今後いろいろ進めていく中で絶対的に財産になるし、今しか取れないところなので、ぜひその辺は取りまとめとか、していただいて、報告書なりがあると、非常に後世に残っていいんじゃないかなと思っております。

あともう一つ、なかなかこのタブレット、授業とかになってくると、今後ICTのリテラシーという部分も非常に重要になっていきます。来年度以降の話になると思えますけれども、小学生、低学年、中学年、高学年、中学生と、リテラシーに関しては変わってきます。今、物すごくゲームも何もインターネットにつながるの、変な話、もう幼稚園生、保育園生からも触れる機会が多いんですけれども、当町での最後、リテラシーというところの考えを教育長、教えていただきたいと思えます。

○議長（村木 脩君） 教育長。

○教育長（黒田種樹君） ICTリテラシーについては、これまでも、現在みたいに1人1台が導入されている前からも、やはり学校教育の中でパソコン等使われるようになってから、課題、それから特にインターネットの時代になっておりますので、ネットモラルとかそういうことも含めて、子供たちへの指導が必要な重要な部分であると私も思っておりますし、当然そのように学校も考えて対応しておりますが、今、1人1台になってから、また子供たち、児童生徒がそれを使ってどう学習、先ほど言ったそばに置いていろいろな学習に使っていくとなると、日常、自分のそばにあるものということになると、これまでの学校で授業の中で

指導してきた面とはまた違う、笠井議員がおっしゃるように、小さい子たちから、もう家庭の中でそういうネットにもうつながるような機器とか、ゲームのかなりもうハイテクな機械に子供たちは触れておりますので、それを使ってどう生活していくかという、そういう全体的なリテラシー教育は本当に大事だと思っています。

ただ、現段階の1人1台で、どうそれを基に教育、指導しているかというところは、これから検討していく段階ですので、ちょっとはっきり具体的なことは申せませんが、まずは今とにかく使うということで、あまり細かいことは、先にこうしてはいけない、ああしてはいけないということは教育委員会としては学校に指導を求めておりません。あまりということとはちょっと曖昧ですけれども、大事に使うということや、ネットで個人情報とか気をつけるというような基本的な指導は現在しておりますが、このICTリテラシーの全体的な構想はこれから検討して、またまとめ、学校と教育指導に当たっていきたいと思っております。現段階ではそのように考えております。

○議長（村木 脩君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） ありがとうございます。

ICTリテラシー、これに関しては、もう本当に学校どうこうではないと思うんですけども、家庭も当然協力というか、していかなきゃいけないので、教育長、当然今までもやっていただいているし、この間の熱川小学校の参観日のときも、高学年向けにNTTドコモでしたっけ、聞きながら、インターネットのというのもやっていたりとかするので、継続しながら、時代に即したリテラシー、これを重点に置きながらやっていっていただきたいのと、もう一つお願いとすれば、教育委員会として、保護者向けのICTリテラシーの講習とかもちょっと考えていただけると非常にいいかなと。

要は、子供だけ学校で教わってきちゃって、変な話、詳しくなっちゃって、自分で調べるようになっちゃえば、ただインターネットつなぐだけではなくて、その先ですよ。専門的な知識を身につけてくると、親が分からないところでできてしまって、最悪の場合は逮捕という部分も出てきてしまうので、そういうリスクもあるというのもやっぱり保護者が知るべきというところもあるので、ぜひそこのところをお願いして、質問は終わりにします。回答だけお願いします。

○議長（村木 脩君） 教育長。

○教育長（黒田種樹君） ICTリテラシーは、学校だけでなく家庭でもということは、本当

にありがたい今のお話だったと思います。

今回、タブレット端末を家庭に持ち帰りを現段階で3校やっております。その中で、やはり家庭に通信環境があっても、いざやってみたら、なかなかつながりにくかったとか、対応、細かい通信作業、設定作業で、家庭でもちょっと困られたというようなことも何件かあったようです。

そういうことも考ますと、これから学校と家庭でこういうICT機器を十分に使っていく、学校だけの問題ではありませんので、保護者の皆様にも、学校のもちろんやり方とか考え方とか通信の協力とかということも含めて、笠井議員がおっしゃるような御家庭、保護者さんへの講習会というか、いろいろな説明等の会が必要ではないかなというふうに思っております。検討させていただきます。

○議長（村木 脩君） 以上で、2番、笠井議員の一般質問を終結します。

この際、消毒のため11時40分まで休憩とします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時40分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ再開します。

---

◎日程第2 議案第72号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（村木 脩君） 日程第2 議案第72号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第72号 地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

令和2年3月31日に公布された令和2年法律第5号、地方税法等の一部を改正する法律により、地方税法の延滞金に係る規定が改正され、令和3年1月1日に施行することに伴い、関連する条例の条文整備を図るものでございます。

詳細につきましては、担当課長、参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました議案第72号中、東伊豆町税外収入督促等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

分担金、使用料、加入金、手数料及び過料、その他の町の歳入に対する延滞金の額等については、地方自治法第231条の3の規定により、条例の定めによって延滞金を徴収することができることとされており、地方税の滞納処分の例により処分することが適当とされております。

令和2年法律第8号、所得税法等の一部を改正する法律第15条で租税特別措置法の改正が行われ、この改正と同趣旨の改正が令和2年法律第5号、地方税法等の一部を改正する法律により地方税法についても行われており、それに伴い、延滞金の割合の特例に係る条文の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、租税特別措置法の改正により、特例基準割合が「利子税特例基準割合」、「延滞税特例基準割合」、「還付加算金特例基準割合」とそれぞれの名称に改正され、計算の前提となる割合が新たに「平均貸付割合」と規定されました。

地方税法でも、租税特別措置法と同様に特例基準割合を規定していることから、「延滞金特例基準割合」、「猶予特例基準割合」、「還付加算金特例基準割合」と、それぞれの名称に改正されております。

本条例では、制定附則第3項の「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、また延滞金特例基準割合の計算の前提となる割合が「平均貸付割合」と規定されたことに伴う条文の整備等を行っております。

また、同じく地方税法の改正により、延滞金の割合がゼロ%となることのないよう、割合が年0.1%未満の割合であるときは、年0.1%の割合とすることとされたことに伴い、制定附則に第4項を追加し、同様の内容を規定しております。

施行期日は、地方税法の関連する改正の施行日と同様の令和3年1月1日といたします。

また、経過措置として、改正後の附則第3項及び第4項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対する延滞金については、なお従

前の例によるものと規定しております。

なお、東伊豆町税賦課徴収条例については、他の改正とともに既に改正を行っておりますことを申し添えます。

以上、簡単ですが、説明に代えさせていただきます。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤和也君） 続きまして、議案中、東伊豆町国民健康保険高額医療費資金貸付条例の一部を改正する条例及び東伊豆町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。

恐れ入りますが、4枚目の裏面と5枚目をご覧ください。

延滞金の割合の特例につきましては、この2つの条例につきましても、それぞれ規則での規定が設けられております。

ただいま総務課長より説明のありました同様の内容につきましても、この2つの条例につきましても、名称の変更と条文の整備及び追加の規定を設ける内容でございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第72号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（村木 脩君） お座りください。起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第3 議案第73号 東伊豆町議会議員及び東伊豆町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長（村木 脩君） 日程第3 議案第73号 東伊豆町議会議員及び東伊豆町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第73号 東伊豆町議会議員及び東伊豆町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、公職選挙法一部改正により、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動ポスターの作成が町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の対象となったことに伴い、公費負担に関して必要な事項を定めるため条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました議案第73号 東伊豆町議会議員及び東伊豆町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定につきまして、お手元の資料により概要を説明させていただきます。

初めに、1の制定理由ですが、公職選挙法の一部改正が令和2年6月12日に公布され、令和2年12月12日から施行されることに伴い、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成の公費負担について条例を制定するものです。

今回の法改正により、町村長選挙及び町村議会議員選挙における選挙公営制度が条例で定めるようになったため、公費負担に関し必要な事項を定める内容であります。

次に、2の制度の趣旨ですが、公職選挙法におけるお金のかからない選挙の実現と候補者間の選挙運動の機会均等の観点から、東伊豆町議会議員及び東伊豆町長の選挙においても、立候補者の選挙費用の軽減化、選挙運動の機会均等、若年層の立候補の可能性の推進及び収入格差等に関係ない平等な選挙の実現を図るものです。

次に、3は公費負担額の上限に関する説明ですが、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターについて、それぞれ上限額を定めるものであります。

(1)ですが、選挙運動用自動車使用の公費負担額となります。

①の一般運送契約、ハイヤー方式の場合は、1日1台2万3,360円とし、候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額を契約した一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払うものです。

②の個別契約、レンタカー方式の場合は、自動車借入れ契約で1日1台につき1万5,800円、燃料供給契約で1日7,560円とし、候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額を契約した自動車借入れ契約業者及び燃料供給契約業者に対し支払うものです。

なお、複数の契約がある場合には、候補者の指定するいずれか一方の契約が締結されているものとみなされ、両方の制度を同時に利用することはできません。

次に、(2)ですが、選挙運動用ビラ作成の公費負担額となります。

単価の限度額を7円51銭とし、公職選挙法第142条第1項第7号に定める枚数を乗じて得た金額を有償契約の締結した選挙運動用ビラ作成業者に対し支払うものです。

続いて、(3)ですが、選挙運動用ポスター作成の公費負担額となります。

単価の限度額を900円とし、ポスター掲示場数を乗じて得た金額を有償契約の締結したポスター作成業者に対し支払うものです。公費負担額の上限額は、国の基準をそのまま適用するものでなく、適用範囲や実勢価格等を考慮した予算の範囲内で自治体が設定するものいたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(村木 脩君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

12番、鈴木議員。

○12番(鈴木 勉君) お尋ねしたい点がございます。選挙運動用の自動車の使用についてでございますけれども、今の説明の中では、②の個別契約、レンタカー方式という形があるんですけども、こういう業者から借りた場合はいいんですけども、こういう業者以外、自分の友人とか兄弟とか、そういうところから車を借りたときには、どういう形になるのかを教えていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長(村木 脩君) 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま鈴木議員さんの質問に対し回答させていただきます。

今回の制定条例の第3条に規定してございますが、業者以外にその他の者という規定をさせていただいております。その他の者とは、タクシー等業者以外のレンタカー業者やマイカー所有の知人等ということをおたわせていただいておりますので、知人等に対してもこちらの条例の対象となりますので、こちらについても公費負担の対象となりますので、御承知ください。

以上です。

○議長（村木 脩君） よろしいですか。

12番、鈴木議員。

○12番（鈴木 勉君） 文章的にはいろいろあるんですけども、かみ砕いて言うと、自分の兄弟は駄目なんだけれども、血族関係のない知人から借りた場合は該当しますよという、そういう理解でいいんですか。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） おっしゃるとおり、知人等に対しても対象となります。

○12番（鈴木 勉君） ありがとうございます。

○議長（村木 脩君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第73号 東伊豆町議会議員及び東伊豆町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（村木 脩君） 起立者多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（村木 脩君） 午前に引き続き議案審議を行います。

---

◎日程第4 議案第74号 東伊豆町課設置条例の一部を改正する条例について

○議長（村木 脩君） 日程第4 議案第74号 東伊豆町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第74号 東伊豆町課設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

町の主要産業である観光業、商工業と農林水産業が連携強化し、地域産業の魅力創出等に迅速かつ柔軟に対応できる体制を整備するとともに、建設課に農林水産部門の整備係を置き、工事関係等、効率的かつ効果的な体制を整備するため、農林水産課、産業振興部門と整備部門を分割し、観光商工課に産業振興部門、建設課に整備部門を設置するため、条文の整備を図るものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） それでは、ただいま提案されました議案第74号 東伊豆町課設置条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正では、3課5係を2課5係に再編いたします。

観光商工部門と農林水産部門の連携強化を図り、地域産業の振興発展により迅速かつ柔軟な対応を図れる体制を整備するとともに、建設課に農林水産関係整備部門を設置することで、工事関係等において効率的かつ効果的な事業実施を図るべく整備するものでございます。

それでは、朗読をもって御説明いたします。

東伊豆町条例第号。

令和年月日。

東伊豆町課設置条例の一部を改正する条例。

東伊豆町課設置条例（昭和34年東伊豆町条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「農林水産課」、「観光商工課」、「建設課」を削り、「健康づくり課」の次に「観光産業課」、「建設整備課」を加える。

附則。

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番、稲葉議員。

○3番（稲葉義仁君） 本件につきましては、議案説明会等でも御説明をいただきました。統合というか、再編することに特に異議があるということではございませんが、今回新設される建設整備課、こちら、何となく業務内容等でいきますと、いわゆる公共施設総合整備計画等の件でありました公共施設等の一元管理等々、そういったところ、技術職、専門職を集約して一元管理を図るといった部署とイメージがちょっとかぶる部分もあるんですが、今、技術職が圧倒的に足りてないという中で、今すぐにとということではないんでしょうが、そういったところを目指す意向というか、そういった意味合いがあるのかどうかということと、今申しあげましたそういった技術職、この確保に向けた取組みたいなのを何か現時点で行われている、取り組まれていることがもしあるようでしたら、併せてお聞かせください。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 基本的には、稲葉議員が言われたその過程と考えていただければ結構と考えております。

その次の技術職の関係、これは本当、各町が困っております。そういう中で、取りあえず、では広域でやりましょとか、そういう話もしておりますので、将来的にも結構、事業化の意識はある、多分各町では結構厳しいものかと考えております。

何しろ技術職の確保という中で、各町が確保ということは大変厳しいもので、今、県とかそういうところをお願いして、県からまた派遣させていただく、そういうような方法でやっております、技術職に関しましては。

要するに、その過程の中で考えていただければありがたいです。それをやるにも、なかなか厳しいなというのが実感でございます。

以上です。

○議長（村木 脩君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第74号 東伊豆町課設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（村木 脩君） 起立者多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第5 議案第75号 静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について**

○議長（村木 脩君） 日程第5 議案第75号 静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第75号 静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、提案理由を申し上げます。

今回の変更は、静岡縣市町総合事務組合の構成団体である相寿園管理組合の脱退に伴い、所要の変更を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） それでは、ただいま提案されました議案第75号 静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について御説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、静岡縣市町総合事務組合の構成団体である相寿園管理組合が令和3年3月31日をもって解散し、静岡縣市町総合事務組合から脱退することに伴い、同組合理約を変更するものであります。

また、施行は令和3年4月1日からとさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第75号 静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（村木 脩君） 起立多数です。御着席ください。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第76号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第9号）

○議長（村木 脩君） 日程第6 議案第76号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました議案第76号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算(第9号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に358万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を69億6,072万円とするものであります。

歳入の主な内容ですが、町税の入湯税や町債の減額、また障害者自立支援給付費の負担金等の国庫・県支出金を増額計上いたしました。

一般寄付金では1件の御浄財をお寄せいただきましたので、御意向に沿って有効に活用させていただきます。

次に、歳出の主な内容ですが、民生費で保育所の入所委託料や自立支援給付費の増額、また商工費で継続化支援商工会補助金やプレミアム商品券事業商工会補助金の減額を計上いたしました。

必要な財源配分を行った後、余剰財源を財政調整基金へ繰戻しを措置させていただきましたので、御理解をお願いいたします。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(村木 脩君) 総務課長。

○総務課長(村木善幸君) ただいま提案されました議案第76号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算(第9号)について、概要を御説明いたします。

令和2年度東伊豆町の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによります。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ358万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億6,072万円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

(地方債の補正)。

第2条 地方債の変更及び廃止は、「第2表 地方債補正」によります。

恐れ入りますが、8ページ、9ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

1款町税、5項1目入湯税、補正前の金額から1,400万円を減額し、6,300万1,000円とい

たします。

1 節、細節 1 現年課税分1,400万円の減は、実績に基づいて減額するものであります。

6 款 1 項 1 目法人事業税交付金、補正前の金額に239万3,000円を追加し、239万4,000円といたします。

1 節、細節 1 法人事業税交付金239万3,000円の増は、実績に基づいた増額であります。

10ページ、11ページを御覧願います。

15款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、補正前の金額に1,901万4,000円を追加し、2 億9,740万6,000円といたします。

1 節社会福祉費負担金、細節 2 障害者自立支援給付費負担金757万9,000円の増は、利用者増によるものです。

2 節児童保護措置費等負担金、細節 1 子どものための教育・保育給付費負担金1,006万円の増は、保育所入所人数の増加が主な内容です。

2 項国庫補助金、6 目土木費国庫補助金、補正前の金額から1,370万円を減額し、1 億1,087万5,000円といたします。

1 節道路橋りょう費補助金、細節 1 社会資本整備総合交付金1,370万円の減は、交付決定により減額するものであります。

16款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金、補正前の金額に502万5,000円を追加し、2 億821万2,000円といたします。

1 節社会福祉費負担金、細節 3 障害者自立支援給付費負担金379万円の増は、国庫負担金と同様、利用者の増によるものです。

12ページ、13ページを御覧願います。

2 項県補助金、6 目消防費県補助金、補正前の金額に2,000万円を追加し、2,984万6,000円といたします。

1 節地震対策費補助金、細節 2 地震・津波対策等減災交付金2,000万円の増は、同報無線子局更新工事に対する県補助金を増額いたします。

18款 1 項寄付金、4 目一般寄付金、補正前の金額に50万円を追加し、221万9,000円といたします。

1 節、細節 1 一般寄付金50万円の増は、匿名希望の方から御寄付をいただきましたので、今回増額いたします。

19款繰入金、3 項基金繰入金、2 目財政調整基金繰入金、補正前の金額から471万2,000円

を減額し、1億5,854万6,000円といたします。

1節、細節1財政調整基金繰入金471万2,000円の減は、今回の補正予算における歳入歳出予算調整後の余剰財源を基金へ繰り戻すため減額するものであります。なお、補正前の財政調整基金残高は、約7億1,200万円となります。

14ページ、15ページを御覧願います。

21款諸収入、4項雑入、1目過年度収入、補正前の金額に248万2,000円を追加し、337万7,000円といたします。

1節民生費過年度収入、細節4、後期高齢者事務費負担金過年度収入226万5,000円の増は、前年度の精算確定によるものです。

22款1項町債、2目土木債、補正前の金額から950万円を減額し、8,720万円といたします。

1節土木債、細節1湯ノ沢草崎線法面对策事業360万円の減及び細節4稲取片瀬線整備事業450万円の減につきましては、国からの補助金交付決定額等に合わせて減額するものであります。

5目消防債、補正前の金額から1,500万円を減額し、9,810万円といたします。

1節消防債、細節1同報無線子局更新事業1,500万円の減は、県補助金2,000万円の交付による町債の減であります。

16ページ、17ページを御覧願います。

次に、3、歳出について御説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の金額から402万2,000円を減額し、4億8,348万6,000円といたします。

事業コード1施設管理事業、14節工事請負費、細節2旧東海汽船事務所屋上防水工事317万4,000円の減につきましては、臨時交付金事業として整備するため、減額するものであります。

18ページ、19ページを御覧願います。

3項1目戸籍住民基本台帳費、補正前の金額に510万円を追加し、6,188万2,000円といたします。

事業コード3個人番号関連事務事業、18節負担金補助及び交付金、細節1個人番号カード等交付事業費交付金519万9,000円の増は、個人番号カード等に係る交付金の増額であります。

20ページ、21ページを御覧願います。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費、補正前の金額に4,026万円を追加し、

3億5,311万6,000円といたします。

事業コード1 障害者児自立支援給付事業、22ページ、23ページを御覧願います。19節扶助費、細節2 自立支援給付費1,465万9,000円の増につきましては、利用者増によるものであります。

22節償還金利子及び割引料、細節3 障害者自立支援給付費国庫負担金過年度返還金1,056万4,000円及び細節4 障害者自立支援給付県負担金過年度返還金528万2,000円の増は、前年度の金額確定によるものであります。

事業コード4 自立支援医療事業、19節扶助費、細節1 身体障害者更生医療費275万円の増は、対象者の増によるものです。

22節償還金利子及び割引料、細節1 障害者自立支援医療費国庫負担金過年度返還金386万2,000円の増につきましても、前年度の金額確定によるものであります。

24ページ、25ページを御覧願います。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、補正前の金額に1,867万8,000円を追加し、2億2,314万4,000円といたします。

事業コード4 保育園事業、12節委託料、細節1 保育所入所委託料1,600万6,000円の増は、保育園入所人数の増加によるものであります。

30ページ、31ページを御覧願います。

6 款 1 項商工費、2 目商工振興費、補正前の金額から5,641万6,000円を減額し、2億7,073万2,000円といたします。

32ページ、33ページを御覧願います。

事業コード1 商工振興事業、18節負担金補助及び交付金、細節4 リフォーム振興事業補助金200万円の増は、利用者の増加によるものであります。

事業コード4 新型コロナウイルス感染症対策事業（商工費）、18節負担金補助及び交付金、細節2 継続化支援商工会補助金4,591万6,000円の減及び細節5 プレミアム商品券事業商工会補助金1,250万円の減は、実績見込みに基づいて減額するものであります。

34ページ、35ページを御覧願います。

7 款土木費、2 項道路橋りょう費、3 節道路新設改良費、補正前の金額から2,200万円を減額し、2億4,476万1,000円といたします。

事業コード1 道路新設改良事業、12節委託料、細節1 橋りょう補修設計業務委託料1,000万円の減及び14節工事請負費、細節1 湯ノ沢草崎線法面対策工事500万円の減、細節3 橋り

よう補修工事500万円の減、細節5 稲取片瀬線舗装補修工事1,200万円の減は、契約実績や国補助金の交付決定により変更いたしました。

36ページ、37ページを御覧願います。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正前の金額に1,145万1,000円を追加し、1億5,612万6,000円といたします。

事業コード13新型コロナウイルス感染症対策事業（教育費）、17節備品購入費、細節1 学校用備品1,160万円の増につきましては、電子黒板や加湿器の整備が主な内容であります。

恐れ入りますが、4ページ、5ページへお戻りください。

第2表 地方債補正であります、湯ノ沢草崎線法面对策事業等の変更や稲取片瀬線整備事業の廃止を計上いたしておりますので、御確認願います。

6ページ、7ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でただいま御説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額69億5,713万8,000円に358万2,000円を追加いたしまして、69億6,072万円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額69億5,713万8,000円に358万2,000円を追加いたしまして、69億6,072万円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国・県支出金が3,893万8,000円の増、地方債が2,450万円の減、その他財源が295万1,000円の増、一般財源を1,380万7,000円といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番、楠山議員。

○1番（楠山節雄君） すみません、ちょっと確認をさせてください。

25ページの保育所入所委託料、金額的にちょっと大きい金額が出てきているんですけども、先ほどの説明だと、利用者の増ということですけども、こういう利用者の増というのは、今の12月の時点でないとこの辺の数字が確定をされないというか、出てこないものなのか、まずその辺を1つお伺いしたいのと、33ページのプレミアム商品券の関係です。町長思い切った施策で、50%という本当に魅力ある内容だと思って、私はもう本当に列をなして殺到して、すぐにでもこの辺のものがなくなってしまうのではないかなという、そういう思い

でいましたけれども、結果的には1,200万円残って、この辺の精算ということになると思うんですけども、この辺はどうして残ったのかみたいなものも含めて、商工会のほうから何かその辺の内容も含めての報告というのはありますかとか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（村木 脩君） 住民福祉課参事。

○住民福祉課参事（木田尚宏君） ただいまの御質問ですけれども、保育園のほうで利用者の数が12月にならないと数字が確定しないのかというような御質問なんですけれども、保育園事業の保育所入所委託料については、当初103人で見込んでおりましたが、その月数によって、月々で退所する方とか、また新たに入る方などもおりますので、4月から5月までが107人です。6月以降は、6月以降から11月ぐらいまでが108人から106人で推移しているような状況もありまして、当初103人で見込んでおりましたが、増員、人数が増えましたんで、1,600万6,000円補正するような形になります。

それと、また4月に遡っての保育単価や処遇改善加算などの改定もありましたので、それも含んでおりますので、御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 観光商工課長。

○観光商工課長（山田義則君） プレミアム商品券の減についてですけれども、商工会のほうからこの減の要因に関する報告等あったかということなんですけれども、実際にはありません。

これにつきましては、当初4,000世帯、マックス4,000世帯ということで想定させていただきました。実際やってみた中で、今現在が2,750世帯ぐらいになるのではないかとということで、商工会と協議した中で、1万6,000セットのところを1万1,000セットということで、その分の減額を今回させてもらっています。住民の皆様には十分行き渡るような形で、当初4,000世帯分という形で予算計上させていただきました。

ちなみに、例年ですと20%でやっております。これについては、約1,000世帯の方の申込みがあるということで、当初やった当時は、はっきりどのぐらいのお客様が購入されるかわからない状態でした中で、一応マックスの4,000ぐらいになるのではないかとということで想定させていただきました。そういうことでございます。

○議長（村木 脩君） 1番、楠山議員。

○1番（楠山節雄君） まず、保育所の関係なんですけれども、町の財政というか、予算をつ

くるのに、後ろに行けば行くほど、やっぱり予算編成というのはやっぱり厳しい状況になってきますので、これらが例えば9月ぐらいの定例会ですとか、その辺である程度判断ができれば、ちょっと仮に増額みたいな、暫定的な数字にはなるとは思うんですけども、早めにそういう措置ができるような考え方を持っていただくとありがたいなというふうに思います。

プレミアム商品券については、1世帯という限度額もあったりして、もっと欲しいよという世帯もいっぱいあったと思うんですけども、やっぱり聞こえてくる声が、知らなかったという声がやっぱりすごい多いんですよ。私ももう本当に何人かからそういうお話も聞いていますし、回覧板も含めて、町は一生懸命PR、商工会も含めてしたと思うんですけども、この辺がうまくやっぱり伝わっていなかったのではないかなという、その辺の検証というのもやっぱりしていかなきゃならないと思うんで、せっかく50%なんていうプレミアムをつけているところというのはそうそうはないほどやっぱり魅力的、使える店舗がやっぱり少ないということもあるのかも分かりませんが、それでも自分たちも含めて、もう既に使い切ったという利用者もやっぱり多いわけですから、その辺をぜひ検証していただきたいなと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） この本当、プレミアム商品券、本当、課長が言ったように、幅広くとやる中で、確かにその啓蒙に対しましても聞いております。そういうまたこれを検証した中で、次にはより多くの方に買ってもらう。

やっぱりもう一点は、やっぱり商工会にも言ったんですけども、やっぱり各地区で、各町では出先やっていますよね。またこれからはそういうこともやらなきゃいけないのではないかなということは一応商工会のほうには言いましたもので、何しろせっかくこれだけ手厚くやったものが、また返してもらうのはもったいないですから、やっぱりより多くの町民がこれを活用できるような方向で検証していきたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） まず1点目に、8ページ、9ページのところで、入湯税の関係ですけども、やっぱりこれは説明ではなかったんですけども、減額をするということは、今年度のお客さんの見積りをどの程度にするのかというようなことを言っていただくとありが

たいなというふうに思います。

あと、18ページ、19ページのところなんですけれども、個人番号関連事業と戸籍の人権事業等々ありますけれども、これらのちょっと内容について、もう少し御説明をしていただきたいなというふうに思います。

あと、最後に34、35の今回補助金の関係で、もらえなくなったりして、工事ができないということが、この要因というのはどういうことでしょうか。配分なんでしょうか。お願いします。

○議長（村木 脩君） 税務課長。

○税務課長（福岡俊裕君） それでは、入湯税の件について御説明いたします。

入湯税につきましては、県をまたぐ観光振興が徐々にスタートした6月には28.54%まで落ち込んでいたんですが、その後G o T oトラベル事業や地域共通クーポンの効果などによりまして、7月が54.88%、8月が67.66%、9月が79.14%というふうに徐々に回復してきました。累計も、現時点で57.55%まで回復するのではないかという試算をしております。差額について補正をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（村木 脩君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（村上則将君） マイナンバー関連の事業の関係になりますけれども、個人番号カードの交付事業費交付金、こちらにつきましては、マイナンバーの事業、事務というのは、国のほうで一括しまして地方公共団体情報システム機構、こちらのほうが一括して実施しております。こちらに町からの交付金といたしまして交付金を支払うんですけれども、その全額が歳入として国のほうから入ってくるんですね。この事業につきましては、10分の10の事業となっております。

それから、システム改修のほうなんですけれども、こちらにつきましても、やっぱり10分の10国から入ってくる事業でやっております、歳出のほうは予算計上してあったんですが、歳入のほうを今回確定が出ましたもので、全額補正措置をさせていただきました。

以上です。

○議長（村木 脩君） 建設課長。

○建設課長（齋藤 匠君） 国の交付金事業の関係でございますけれども、歳入のほうで交付決定により減額されている部分がありまして、あと稲取片瀬線についてはつかなかったと。それから、あと橋梁の設計、湯ノ沢草崎線法面については、入札差金等によりまして減額を

させていただいているという状況でございます。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 議会への説明という点で言うと、まず今のでいいのかなと思う反面、やっぱり議会、こういう形で公開していますから、ただ入湯税なんかの問題も、比率の問題もそうなんだけれども、やっぱり75万人のお客さんを見込んでいたけれども、今の状況だと、もう50万人ぐらいになる状況なので、そういう計上をしているとか、やっぱり見ている町民の皆さんにも分かるような説明の仕方というのがそれぞれにあっていいのかなというふうに思っています。

なので、入湯税のやつも、ざっくりこの予算で入湯客数についての見積りは何万人になるのか、当初より何万人減が見込まれるのかということを書いていただくと、町民の皆さんにも、町も大変それは厳しい状況だということもよく理解されるのではないかというふうに思うので、その点でちょっと角度を変えて説明をお願いをしたいと思います。

2つ目に、住民課の関係のやつですけれども、歳入歳出の関係あるんですけれども、先ほどの一般質問でもしましたけれども、結構この事業というのは、もう国のほうがやっぱりデジタル自治体化、スマート自治体ということで、かなり肝的な部分で、やっぱりこの戸籍や住民台帳のところがデジタル化すれば、役場の業務のデジタル化のベースが出来上がるというような意味合いの事業だというふうに思っているんですけれども、この事業の少し内容を御説明いただきたいなと思います。

3点目に、建設課の問題で、特に稲取片瀬線がいつも予算計上はされるんだけれども、毎回予算が削られると。結局、稲取片瀬線ってどこかなという、結局アニマルへ上がっていくところの道の部分ですよね。やっぱり道路状況は本当によくないんだと思うので、今後もその辺、頑張っって取り組んでいただきたいなというふうに思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 1点目の入湯税の関係、確かに全員協議会で細かく説明いたしましても、町民に対しても説明ということで、これはちょっと検討させて、前向きにやっていきたいと思います。

そして、最後の片瀬線の関係、やっぱり社会資本整備を使っている中で、町は4つかそのぐらいの出している中で、必ず1つ削られるものです。その中の優先順位という中で、今、これを削っているような状況でございますので、またこれが優先順位が上がれば、またこれをやるような感じになると思いますので、それは御理解願いたいと思います。

○議長（村木 脩君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（村上則将君） 個人番号カードの関連事務のほうの事業の内容なんですけれども、こちらJ-LISのほうに委託している交付金というものが、通知カードの発行や個人番号カード関連の今回、今度、再送するというのもありますけれども、そういうものを含めました委託する交付金、それから認証関連関係事務の委任に係る交付金というふうなものが含まれております。

それから、システム関係の改修のほうなんですけれども、こちらにつきましては、やはりデジタル手続法の関係で、その附票システムの改修というものになるんですけれども、こちらは国外への転出していく方、そちらの国外で長期に滞在する方に対して、このマイナンバーカードが活用できるような形での改修というものが今回の改修で含まれております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 山田議員、よろしいですか。

○14番（山田直志君） いいです。

○議長（村木 脩君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第76号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第9号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（村木 脩君） 起立多数です。どうぞお座りください。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 議案第77号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（村木 脩君） 日程第7 議案第77号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第77号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ24万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億7,792万3,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入では、総務費の増額補正に伴い、一般会計繰入金の増額補正を行うものであります。

歳出につきましては、総務費におきまして、制度改革に伴いシステム改修委託料の増額、保険事業費においては、需用費の増額補正をそれぞれ行い、財源調整のため基金積立金を減額補正するものであります。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤和也君） ただいま提案されました議案第77号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、概要を説明させていただきます。

令和2年度東伊豆町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出の補正）。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7,792万3,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の内容について説明いたします。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金、補正前の額に24万2,000円を追加し、1億2,192万3,000円といたします。

2節、細節1 職員給与費等繰入金24万2,000円の増は、国民健康保険システム改修に係る町からの事務費繰入金を増額するものです。

7ページ、8ページをお開きください。

次に、歳出の内容について説明をいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の額に24万2,000円を追加し、657万8,000円といたします。

12節委託料、細節4 国民健康保険システム改修業務委託料24万2,000円の増は、制度改正によりデータ標準レイアウト改版及び国保事業状況システムの改修を行うものです。

6款保健事業費、2項1目特定健康診査等事業費、補正前の額に5万4,000円を追加し、2,302万円といたします。

10節需要費、細節2 印刷製本費5万4,000円の増は、コロナの影響により、健診日程の再案内等、予定外の使用があったため、窓空き封筒に不足が生じ、増額補正するものです。

7款1項基金積立金、1目国民健康保険事業基金積立金、補正前の額から5万4,000円を減額し、1,881万5,000円といたします。

24節積立金、細節1 国民健康保険事業基金積立金5万4,000円の減は、今回の補正における歳入及び歳出の財源調整のため、積立金を減額するものです。

3ページ、4ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額17億7,768万1,000円に24万2,000円を追加いたしまして、17億7,792万3,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額17億7,768万1,000円に24万2,000円を追加いたしまして、17億7,792万3,000円といたします。

補正額の財源内訳ですが、特定財源その他で24万2,000円といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第77号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（村木 脩君） 起立多数です。御着席ください。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 議案第78号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（村木 脩君） 日程第8 議案第78号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第78号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ874万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億5,174万7,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入では、保険者努力支援交付金等の国庫補助金の増額及び保険給付費の増に伴う国・県・支払基金・町からの法定負担分の増額補正であります。

歳出につきましては、総務費におきまして、制度改正に伴うシステム改修委託料の増額、高額医療費支給見込額の増に伴う保険給付費の増額及び財源調整のための基金積立金の増額補正を行うものであります。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤和也君） ただいま提案されました議案第78号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、概要を説明させていただきます。

令和2年度東伊豆町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ874万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,174万7,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の主な内容について説明いたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正前の額に52万4,000円を追加し、2億2,176万5,000円といたします。

1節現年度分負担金、細節1現年度分介護給付費負担金52万4,000円の増は、保険給付費の増に伴う法定負担分の増額でございます。

2項国庫補助金、4目保険者機能強化推進交付金、補正前の額に83万2,000円を追加し、332万1,000円といたします。

1節、細節1保険者機能強化推進交付金83万2,000円の増は、国からの交付決定により増額するものです。

5目保険者努力支援交付金、補正前の額に295万1,000円を追加し、295万1,000円といたします。

1節、細節1保険者努力支援交付金295万1,000円の増は、制度改正により、今年度より保険者機能強化推進交付金に併せて保険者の介護予防、健康づくりに資する取組に国が財政支援するために創設された保険者努力支援交付金の交付決定により増額するものです。

8目事業費補助金、補正前の額に154万円を追加し、154万円といたします。

1節、細節1事業費補助金154万円の増は、制度改正に伴うシステム改修に対する国からの補助金を増額するものです。

4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正前の額に70万7,000円を追加し、3億2,856万6,000円といたします。

1節現年度分交付金、細節1第2号被保険者介護給付費交付金70万7,000円の増につきま

しては、保険給付費の増額に伴う法定負担分の増額でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金、補正前の額に154万円を追加し、1,220万円といたします。

1節事務費繰入金、細節1事務費繰入金154万円の増につきましては、システム改修に伴う費用のうち、補助金を除いた分について繰り入れるものでございます。

7ページ、8ページをお開きください。

次に、歳出の主な内容について説明をいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の額に308万円を追加し、417万7,000円といたします。

12節委託料、細節3、システム改修業務委託料308万円の増は、介護報酬改定等の制度改正に伴うシステム改修をするためのものでございます。

2款保険給付費、4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、補正前の額に262万2,000円を追加し、2,490万円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節1高額介護サービス費保険者負担金262万2,000円の増は、支給見込額が増加したことによるものでございます。

4款1項基金積立金、1目介護保険給付費準備基金積立金、補正前の額に281万1,000円を追加し、4,413万円といたします。

24節負担金、細節1介護保険給付費準備基金積立金281万1,000円の増は、財源調整のため積立金を増額するものでございます。

3ページ、4ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額13億4,299万8,000円に874万9,000円を追加いたしまして、13億5,174万7,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額13億4,299万8,000円に874万9,000円を追加いたしまして、13億5,174万7,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源の国・県支出金で617万4,000円、その他で70万7,000円、一般財源で186万8,000円といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第78号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(村木 脩君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 議案第79号 令和2年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第4号)

○議長(村木 脩君) 日程第9 議案第79号 令和2年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第4号)を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました議案第79号 令和2年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第4号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、予算第3条に定めた収益的支出の既決予定額に341万8,000円を追加いたしまして、総額を4億4,922万7,000円といたします。

また、予算第4条に定めた資本的支出の既決予定額に140万円を追加し、総額1億8,721万5,000円とするものであります。

主な補正内容は、取水場の災害復旧工事完了に伴う仮設水中ポンプ撤去費用や、熱川駅周辺の配水管改良のための工事請負費などを増額しております。

また、水道用水の供給事業構築のための業務委託料につきましては、債務負担行為を追加しております。

詳細につきましては、水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 水道課長。

○水道課長（鈴木貞雄君） ただいま提案されました議案第79号 令和2年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）について、概要を説明させていただきます。

（総則）。

第1条 令和2年度東伊豆町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

（収益的支出の補正）。

第2条 令和2年度東伊豆町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正いたします。

支出。

第1款水道事業費用、既決予定額4億4,580万9,000円に341万8,000円を追加し、4億4,922万7,000円といたします。

第1項営業費用、既決予定額3億9,719万4,000円に341万8,000円を追加し、4億61万2,000円といたします。

（収益的支出の補正）。

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億8,581万5,000円を1億8,721万5,000円に、過年度分損益勘定留保資金1億8,581万5,000円を1億7,792万円に改め、次に「、過年度分消費税資本的収支調整額929万5,000円」を加え、資本的支出の予定額を次のとおり補正いたします。

支出。

第1款資本的支出、既決予定額1億8,581万5,000円に140万円を追加し、1億8,721万5,000円といたします。

第1項建設改良費、既決予定額8,890万7,000円に140万円を追加し、9,030万7,000円といたします。

2ページを御覧願います。

（債務負担行為の追加）。

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次のとおり追加いたします。

事項、水道用水供給事業構築業務委託、期間、令和2年度から令和3年度まで、限度額を650万円といたします。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)。

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改めます。

第1号 職員給与費、既決予定額8,523万5,000円に81万8,000円を追加し、8,607万1,000円といたします。

恐れ入りますが、8ページをお開きください。

参考資料により主な補正内容を説明させていただきます。

初めに、収益的支出についてですが、1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び上水費、22節修繕費を190万円増額いたします。取水場の災害復旧工事完了に伴う仮設水中ポンプ撤去等に係る不足分の増額措置であります。

2目配水及び給水費、22節修繕費の70万円の増につきましても、今後の不足見込額を増額させていただく内容であります。

9ページを御覧ください。

5目総係費では、5節法定福利費108万4,000円の増など、人事院勧告や標準報酬定時決定の等級見直しなど、給与費関係の調整をさせていただいております。

次に、資本的支出についてですが、1款資本的支出、1項建設改良費、3目配水及び給水施設整備費、39節工事請負費140万円の増につきましては、熱川駅周辺の配水管改良に要する経費の増額措置であります。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(村木 脩君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(発言する人なし)

○議長(村木 脩君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第79号 令和2年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第4号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(村木 脩君) 起立多数です。御着席ください。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 報告第6号 令和2年度教育委員会自己点検・評価報告書(令和元年度分)の提出について

○議長(村木 脩君) 日程第10 報告第6号 令和2年度教育委員会自己点検・評価報告書(令和元年度分)の提出についてを議題とします。

報告書につきましては、事前に配付したとおりであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(発言する人なし)

○議長(村木 脩君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

この際、14時15分まで休憩します。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時15分

○議長(村木 脩君) 休憩を閉じ再開します。

---

◎日程第11 意見書案第5号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書について

○議長(村木 脩君) 日程第11 意見書案第5号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書についてを議題とします。

提出者より提出理由の説明を求めます。

3番、稲葉議員。

(3番 稲葉義仁君登壇)

○3番(稲葉義仁君) それでは、意見書案第5号について、朗読をもって説明とさせていただきます。

意見書案第5号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書について。  
地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対しドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和2年12月11日提出。

東伊豆町議会議長、村木 脩様。

提出者、東伊豆町議会議員、稲葉義仁。

賛成者、東伊豆町議会議員、笠井政明。

1枚おめくりください。

ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書。

ドクターヘリは、交通事情に影響を受けず、医師や看護師を乗せて持続200キロで現場に急行し、機内で患者を治療しながら医療機関に搬送できるため、救急医療の一端を担うほか、毎年のように発生する豪雨災害時にも出動し、「空飛ぶ治療室」の役割は着実に増している。

令和2年3月末現在、ドクターヘリは43道府県に53機と全国的に整備が進んでおり、本県では、全国に先駆けて2機体制の運航を実現し、平成24年度には累計出動回数が全国で初めて1万回を、令和元年5月には2万回を超え、県内の救急医療、へき地医療に大きな効果を発揮している。

このようにドクターヘリの需要が高まる中、国内の各地域の地理的条件や医療事情が異なるため、地域により年間の出動件数や運航距離に大きな差が生じている。

ドクターヘリの運航経費は、国の「医療提供体制推進事業費補助金」により支援されているが、補助基準額の算出方法が運航月数によるため、遠距離の飛行や出動件数が多いほど、燃料代や整備費などの経費が増大し、さらには、令和元年10月の消費税増税が補助基準額に十分に反映されていないため、運航事業者の基地病院の負担が非常に重くなっている。

また、ドクターヘリの運航に関しては、飛行前夜の機体の点検や出動に備え長時間待機することが求められるなど、整備士や操縦士等スタッフの勤務実態は厳しいものがある。加えて、機体に突発的な不具合が生じた場合は、代替機費用措置がなされていないにも関わらず、

代替機提供が厳守事項として運用されており、運航事業者にさらに負担を強いている。

よって国においては、ドクターヘリが救命救急の重役を担い、引き続き多くの人命救助に貢献できるよう、ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化のため、下記事項について取り組むよう強く要望する。

#### 記

1 地域ごとのドクターヘリの年間出動回数や出動時間、飛行距離及びその運航経費の実態を把握し、実際の運用に見合う補助金の基準額を設定すること。

2 消費税の増税に見合った補助金の基準額の改正及び予算措置を行うこと。

3 ドクターヘリ機体の突発的な不具合発生時に運航事業者にさらなる負担を強いることのないよう、安全基準に基づいた代替機提供責務の適正化を図るとともに、代替機の提供に係る経費についても補助金の対象とすること。

4 ドクターヘリの安全運航のために、待機時間や機体の点検時間を含めた操縦士等のスタッフの勤務実態を的確に把握すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月11日。殿。静岡県東伊豆町議会。

説明は以上となります。

資料の3枚目、こちら意見書の送付先が記載されておりますので、御確認ください。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、意見書案第5号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（村木 脩君） 起立多数です。御着席ください。よって、本案は原案のとおり可決さ

れました。

---

◎日程第12 意見書案第6号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を  
求める意見書について

○議長（村木 脩君） 日程第12 意見書案第6号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書についてを議題とします。

提出者より提出理由の説明を求めます。

3番、稲葉議員。

（3番 稲葉義仁君登壇）

○3番（稲葉義仁君） それでは、意見書案第6号について、朗読をもって説明とさせていただきます。

意見書案第6号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書について。

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対しドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和2年12月11日提出。

東伊豆町議会議長、村木 脩様。

提出者、東伊豆町議会議員、稲葉義仁。

賛成者、東伊豆町議会議員、笠井政明。

1枚おめくりください。

ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書。

ドクターヘリは、交通事情に影響を受けず、医師や看護師を乗せて持続200キロで現場に急行し、機内で患者を治療しながら医療機関に搬送できるため、救急医療の一端を担うほか、毎年のように発生する豪雨災害時にも出動し、「空飛ぶ治療室」の役割は着実に増している。

令和2年3月末現在、ドクターヘリは43道府県に53機と全国的に整備が進んでおり、本県では、全国に先駆けて2機体制の運航を実現し、平成24年度には累計出動回数が全国で初めて1万回を、令和元年5月には2万回を超え、県内の救急医療、へき地医療に大きな効果を発揮している。

このようにドクターヘリの需要が高まる中、国内の各地域の地理的条件や医療事情が異な

るため、地域により年間の出動件数や運航距離に大きな差が生じている。

ドクターヘリの運航経費は、国の「医療提供体制推進事業費補助金」により支援されているが、補助基準額の算出方法が運航月数によるため、遠距離の飛行や出動件数が多いほど、燃料代や整備費などの経費が増大し、さらには、令和元年10月の消費税増税が補助基準額に十分に反映されていないため、運航事業者の基地病院の負担が非常に重くなっている。

また、ドクターヘリの運航に関しては、飛行前夜の機体の点検や出動に備え長時間待機することが求められるなど、整備士や操縦士等スタッフの勤務実態は厳しいものがある。加えて、機体に突発的な不具合が生じた場合は、代替機費用措置がなされていないにも関わらず、代替機提供が厳守事項として運用されており、運航事業者にさらに負担を強いている。

よって静岡県においては、ドクターヘリが救命救急の重役を担い、引き続き多くの人命救助に貢献できるよう、ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化のため、下記事項について取り組むよう強く要望する。

#### 記

- 1 ドクターヘリの運航状況を踏まえ、財政的支援の充実を図ること。
- 2 ドクターヘリ機体の突発的な不具合発生時に運航事業者にさらなる負担を強いることのないよう、代替機の提供に係る経費についても支援を行うこと。
- 3 ドクターヘリの安全運航のために、待機時間や機体の点検時間を含めた操縦士等のスタッフの勤務実態を的確に把握し、支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月11日。殿。静岡県東伊豆町議会。

資料の3枚目を御覧ください。こちらが意見書の送付先となっております。

説明は以上となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、意見書案第6号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(村木 脩君) 起立多数です。御着席ください。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時29分

○議長(村木 脩君) 休憩を閉じ再開いたします。

---

◎日程第13 意見書案第7号 防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書について

○議長(村木 脩君) 日程第13 意見書案第7号 防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書についてを議題とします。

提出者より提出理由の説明を求めます。

6番、西塚議員。

(6番 西塚孝男君登壇)

○6番(西塚孝男君) それでは、意見書案第7号について、朗読をもって説明させていただきます。

意見書案第7号 防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書について。

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和2年12月11日提出。

東伊豆町議会議長、村木 脩様。

提出者、東伊豆町議会議員、西塚孝男。

賛成者、東伊豆町議会議員、山田直志。

1枚おめくりください。

防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書。

現在、令和2年度までを実施期間とする「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（以下「3か年緊急対策」という。）により、国と地方が一体となってハード、ソフト両面から、防災・減災、国土強靱化対策を集中的に実施しているが、対策が必要な箇所は未だ多数存在するため、中長期的視野に立って具体的な目標を掲げ、取組の加速化・深化を図ることが極めて重要である。

東伊豆町でも防災・減災に向けた対策を進めてきたところであるが、想定される大規模地震災害に対して防災・減災の取組を引き続き推し進め、町内の脆弱な社会インフラを整備し、機能を維持する必要性は依然として高い。

よって、国において防災・減災、国土強靱化対策をより一層推進するために、下記の措置を講じることを強く求める。

#### 記

- 1 令和2年度で終了とされている3か年緊急対策のさらなる延長と拡充を行うこと。
- 2 令和3年度以降も国土強靱化対策の対象事業を拡大するとともに、別枠による必要かつ十分な予算確保など、対策の抜本的強化を図ること。  
なお、予算の配分にあたっては、社会資本整備の遅れが見られる地方に十分配慮すること。
- 3 地方公共団体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額確保を図ること。
- 4 老朽化対策が確実に進められるよう新たな財源を創設するとともに、長期安定的に必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月11日。静岡県東伊豆町議会。殿。

資料の3枚目をお開きください。こちらに意見書の送付先が指定されておりますので、確認ください。

説明は以上となります。よろしく審議をお願いします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、意見書案第7号 防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(村木 脩君) 起立多数です。御着席ください。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時35分

○議長(村木 脩君) 休憩を閉じ再開いたします。

---

#### ◎日程第14 常任委員会所管事務調査の報告について

○議長(村木 脩君) 日程第14 常任委員会所管事務調査の報告についてを議題とします。

本件について、総務経済常任委員長の報告を求めます。

14番、山田議員。

(14番 山田直志君登壇)

○14番(山田直志君) 委員会の報告書、所管事務の報告書について、朗読をもって提案いたします。

令和2年12月11日。

東伊豆町議会議長、村木 脩様。

総務経済常任委員会委員長、山田直志。

総務経済常任委員会報告書。

本委員会に付託された事件について、調査の結果を別紙のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

1 ページお開きください。

別紙。

1、調査の事件

ふるさと納税について、

2、調査の経過

会議回数等は、これは割愛させていただきます。

3、調査結果ですけれども、ここについて、表で4枚の表になりますので、年度別の実績、納付方法の実績、記念品分類の実績、そして記念品の相当金額及び認定事業者の支払い額等、表になっておりますので、これはこのまま見ていただきたいと思います。

(2) 課題。

ア 写真やキャッチコピーに魅力がない。

カタログやネットサイトで見ると町の記念品は目立っていない。写真に影があり暗く、意欲をそそる言葉も少ない。

認定事業者が提供した写真や文章がそのまま使われていることによる。

事業の大半を総務課財政係が担当しており、サイトの開拓などはできても、カタログの写真や文章まで手が回っていないことによるものである。

イ 魅力ある記念品が少ない。

これまでは、広く町民に呼びかけ認定事業者、記念品を選定してきた。記念品は、認定事業者が持ち込んだものに留まっており、魅力ある商品の開発には手が回っていない。

ウ 記念品の寄付額（区分ごと）の幅が広い。

4ページのエの表にあるとおり、記念品の寄付額の区分は11に分かれているが、1区分ごとの寄付金額の幅が非常に広いものとなっている。

そのため、寄付額によっては記念品の上限返礼率3割を大きく下回るケースもあるため、区分表の見直しが課題である。

エ 宿泊券等が78.4%を占めている。

ホテル・旅館に魅力があるという面もあるが、その他に魅力ある商品が少ないともいえる。商標登録を持つ金目鯛や農林大臣賞を受賞したカーネーション、秀逸なミカンなどもある、

その他にも海・山の観光資源・施設が数多くあるが生かされてはいない。

(3) 意見（提案）。

本委員会では、決算により明らかになった財政状況を受け止めて、少しでも財源を確保することができないかという視点で、所管事務調査を行った。

そうした視点から、意見（提案）を以下のとおりまとめた。

ア 財政係とは別の体制を確立されたい。

町としての窓口と事業の統括は財政係としても、事務や実務作業は作業に専念できる体制を作るべきである。

諸課題を改善し予算目標を大きく突破する取組とされたい。

イ 目標を明確にしたふるさと納税を。

細野高原維持や町並み整備など応援してほしい目的を明確にした事業にふるさと納税を活用されたい。

ウ 寄付額区分表（４ページ参照）の見直しを。

記念品の寄付金額区分表の幅が広い状況については見直しを検討すべきである。

寄付の志と記念品は一体の状況にあり、見直しにより少しでも多くの寄付を募り易くすべきである。

金額による記念品の開発も有効だが、これまでの記念品を組み合わせることなどで対応できる。特に、中心となっている宿泊券等に観光施設の利用券や農産物・水産物、食事券などを組み合わせて魅力的な記念品を開発提供して、満足度とお得感を高めるべきである。

エ 魅力ある商品開発を。

これまで、認定事業者の持込による記念品の提供であった。寄付者の視点に立って、町内の農漁業、観光施設の利用、町民個人や商店にある魅力的な品物やサービスを掘り起こし生かすべきである。

また、農漁業者などは、収穫期繁忙期に発送などの作業に手を取られることに抵抗感もある。集荷や梱包・発送などは別の組織（例えば「こらっしえ」など）を活用するなどの手立ても検討されたい。

オ 送料の負担は検討されたい。

記念品の送料は、記念品の注文を受けた業者が負担する枠組みであるが、送料を記念品納入業者に負担させると商品開発等の意欲が低下しかねない。

送料を町の負担とすることについて、検討されたい。

カ ふるさと納税から町の応援者にする取組を。

西伊豆町のふるさと納税は、令和元年度10万3,706件、11億9,425万円であった。

この実績は、商品開発や広告によるものだけではない。西伊豆町ふるさと納税係が「西伊豆町ふるさと納税通信」を毎年発行している。この通信では、寄付の活用状況、町や観光施設の紹介、記念品のピックアップなどを紹介している。

寄付一度だけの関係でなく、寄付者と繋がり、町の応援者となり続けていただく努力をしている。こうした対応が重要である。

以上です。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で常任委員会所管事務調査の報告についてを終了いたします。

---

#### ◎日程第15 議会改革特別委員会の中間報告について

○議長（村木 脩君） 日程第15 議会改革特別委員会の中間報告についてを議題とします。

本件について、議会改革特別委員長の報告を求めます。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 昨年設置をされました議会改革特別委員会の中間報告を朗読をもって行います。

令和2年12月11日。

東伊豆町議会議長、村木 脩様。

議会改革特別委員会委員長、山田直志。

議会改革特別委員会調査中間報告書。

本委員会に付託された事件について、調査の結果を別紙のとおり、会議規則第47条第2項の規定により報告をします。

1枚おめくりください。

別紙です。

## 1. 議会改革の目標。

「町民に開かれた議会に」～伝える・聞く・話し合う～。

## 2. 議会の現状と議会改革度。

早稲田大学マニフェスト研究所の2019年議会改革度調査では、東伊豆町議会は1,433議会中1,187位である。

また、区分ごとのランキングでは、情報公開が867位、住民参画が1,180位、機能強化が1,112位となっており、住民参画の取組が遅れていることが顕著に表れている。

## 3. 委員会の方針。

(1) 委員の意見を集約し、重点事項を定め実践をする。

(2) 住民の意見を聞きながら改革を進める。

(3) 先進地の取組や早稲田大学マニフェスト研究所の助言を参考に検討する。

4. 会議の開催状況の出席者等については、別紙にありますので、御覧ください。省略をさせていただきます。

## 5. 委員会の取組の概要。

### ア、検討内容

委員会では、「議会改革チェックシート」を活用して、議会の改革度をチェックして現状を再認識した。

さらに、これら資料を基に、委員それぞれが改革すべき内容を検討し、別紙資料2のシートにまとめた。

### イ、取組の内容。

(ア) 本会議のインターネット配信。

平成31年3月定例会より一般質問の映像をYouTubeにて配信開始した。

(イ) 傍聴者のルール見直し。

令和2年3月定例会より傍聴者の利便性を高めるため、傍聴ルールを見直し、関連規則等を制定・改正した。

内容については、添付の表の内容でございます。

(ウ) 議会だよりの編集。

職員任せの編集体制を改めて、議員自らの手で編集する体制とした。

(エ) 本会議ルールの見直し。

a、平成31年3月定例会より一般質問回数制限3回を撤廃し、一問一答方式を採用した。

さらに、町長の反問権の行使を認めた。

b、平成31年3月定例会より議場への携帯電話、タブレット等の持ち込みを可能とした。

c、令和2年9月定例会より採決方法を簡易採決から挙手採決に改めた。（令和2年11月臨時会より起立採決に変更）。

（オ）住民からの意見聴取。

a、各種団体からの意見交換。

令和元年7月10日に地域おこし協力隊と令和元年12月18日稲取温泉観光協会との意見交換会を実施し、地域の課題と今後の地域振興について活発な意見が交わされた。

b、聞き取り調査、アンケートの実施。

令和2年度に予定していた町内各種団体との意見交換会は、コロナ禍で計画どおり実施が出来ない事態となった。

しかしながら、本委員会では「大変な時期だからこそ議会は町民の声を聞くべき」との意見が上がり、各常任委員会で意見聴取の方法を検討することとなった。

総務経済常任委員会では、宿泊施設12件、商店16件へ訪問による聞き取り調査を行った。

文教厚生常任委員会では、小中学校の保護者を対象に一斉休校に対するオンラインアンケートを実施し、7割を超える262人から回答をいただくことができた。

これらの活動については、成果を報告書にまとめて、令和2年9月8日に町長を含む3役に提出した。

これらの取組で気づいたこと、住民の切実な声については、議員が定例会で一般質問で取り上げた。

また、現在、各常任委員会において、今後の追加調査について検討しているところである。

（カ）決算審査特別委員会の見直し。

令和2年9月定例会より、一般会計と特別会計の2つに分かれて審議していた決算審査特別委員会を1つとした。

（キ）決算大綱質疑の廃止。

令和2年9月の定例会より決算大綱質疑を廃止した。また、決算上程時の会計管理者説明を簡略化した。

（ク）議案等説明会の開催。

定例会前の議案説明を常任委員会（協議会）で行っていたが、全議員が出席する議案等説明会に改めた。

(ケ) 政策討論の実施。

令和2年2月12日政策討論会を実施し、テーマを設定し議員同士で活発な議論が交わされた。

(コ) ラインワークスの活用。

スマートフォンアプリ「ラインワークス」を活用し、議員への素早い連絡やスケジュール管理、資料の情報共有を図るとともに、事務局作業の軽減につなげた。

(サ) 図書リクエスト。

図書リクエストを導入し、議員が選書に関わってもらえる体制とした。

(シ) 町附属機関（審議会等）への議員兼職の見直し。

執行機関の附属機関（審議会等）への議員兼職については、令和3年5月の改選以降行わない方針を当局に示すこととした。

以上でございます。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で議会改革特別委員会の中間報告についてを終了いたします。

---

#### ◎日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（村木 脩君） 日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（村木 脩君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第4回東伊豆町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 2時52分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_

署 名 議 員 \_\_\_\_\_

署 名 議 員 \_\_\_\_\_